



<三番瀬環境観察館 令和元年6月2日開館>

**令和2年版
浦安市第2次環境基本計画年次報告書
令和3年2月**

令和2年版

浦安市第2次環境基本計画年次報告書

令和3年2月

令和2年版 浦安市第2次環境基本計画年次報告書

目 次

1 第2次環境基本計画の策定について	1
1-1 第2次環境基本計画の趣旨	
1-2 望ましい環境像	
1-3 計画の対象範囲	
1-4 計画期間	
1-5 市・市民・事業者・滞在者等の役割	
2 環境基本計画年次報告書の作成について	4
2-1 年次報告書の作成趣旨	
2-2 各種分野別計画、まちづくり計画との連携による推進	
3 浦安市の概況	6
3-1 市の沿革と環境施策	
3-2 自然的状況	
3-3 社会的状況	
3-4 東日本大震災の被害からの復興	
4 施策	15
4-1 環境基本計画施策体系	
4-2 推進体制	
4-3 進行管理	

5 環境施策の推進 ······ 18

基本方針1 安心して健やかに暮らせる生活環境を保全する ··· 19

1. 大気の環境改善	·····	20
2. 海と川の水質改善	·····	37
3. 静けさや心地よさが保たれ、安心して暮らせる生活環境の確保	·····	48

基本方針2 水や緑とふれあえ、潤いと安らぎのある、 ふるさとのまちをつくる ······ 67

1. 身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出	·····	68
2. 緑と暮らしが調和する豊かな生活空間の演出	·····	73
3. むらしに息づくふるさとのまち・浦安の景観づくり	·····	78

基本方針3 地球にやさしい低炭素社会を形成する ······ 81

1. 省エネルギー行動の推進	·····	82
2. 建物・設備等への再生可能エネルギー等導入、省エネルギー化の推進	··	87
3. 低炭素まちづくりの推進	·····	96

基本方針4 環境への負荷の少ない循環型社会を実現する ······ 101

1. ごみの減量と再資源化の推進	·····	102
2. 廃棄物の適正な収集・処理	·····	112

基本方針5 協働して環境保全に取り組む ······ 115

1. 環境を大切にする人づくり	·····	116
2. 協働による環境保全行動の推進	·····	124

《資料編》

1	環境審議会	·····	資1
2	浦安市環境基本条例	·····	資2
3	浦安市環境保全条例	·····	資6
4	浦安市環境審議会規則	·····	資16
5	用語解説	·····	資17

1 第2次環境基本計画の策定について

1-1 第2次環境基本計画の趣旨

「第2次環境基本計画」（以下、「本計画」という。）は、「環境基本条例」（平成15年10月）が示す基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策などを、市・市民・事業者・滞在者等が協働して、総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

本市では、平成17年1月に「環境基本計画」（計画期間：平成16年度～25年度）を策定し、環境の保全に関するさまざまな取り組みを進めてきました。

それにより、大気環境や水質改善に関する生活環境の改善、ごみの減量・再資源化に対する市民の意識醸成と一人あたりの1日平均ごみ排出量の減少、三番瀬の保全活動や共同清掃、地域の緑化活動といった市民・事業者などとの協働による環境保全活動など、本市における環境の保全に関する取り組みは進展を見せてています。

その一方で、都市化の進展に伴い、人間活動に起因する二酸化炭素など温室効果ガス排出量の増大及び、高集積な都市構造や人々のライフスタイルなど複合的な影響因子により発生するヒートアイランド現象、光化学スモッグ等の都市部特有の環境問題が顕在化してきています。

また、平成23年に発生した東日本大震災では本市は液状化現象による大きな被害を受けるとともに、電力等のエネルギー供給を他の地域から依存している都市部において、計画停電の経験など、私たちの生活や資源・エネルギーの重要性を認識する契機となりました。震災からの「復興計画」では、復興を最優先としながら、「低炭素社会」や「超高齢社会への対応」など社会的要請に的確に対応しながら、本市が抱える構造的課題の解決に資する持続可能な都市づくりを目指すことを掲げました。

現在の多様化・複雑化する環境問題は、社会・経済的課題と複雑に関わりあっていることから、持続可能な都市づくりに向けては、環境的側面のみの解決にとどまらず、社会・経済的側面を統合的に向上させる必要があります。このため、「環境、経済、社会の統合的向上」に資する施策の展開につなげていくとともに、行政、事業者、NPO、市民などの協働により、健全で恵み豊かな環境を次世代へ継承することこそが、我々に課せられた使命です。

本市では、上述の趣旨を踏まえ、「人と自然とが共生する 水と緑で囲まれた 持続可能な快適環境都市うらやす」の実現を目指し、平成26年度を初年度とする第2次環境基本計画を策定しました。

1-2 望ましい環境像

市・市民・事業者・滞在者等すべての人が自主的、積極的に行う環境の保全の推進にあたっての共有イメージとして、本計画が目指す本市の環境の将来像である「望ましい環境像」を次のように定めています。

人と自然とが共生する

水と緑で囲まれた持続可能な快適環境都市 うらやす

1-3 計画の対象範囲

(1) 計画の対象地域

本計画は市全域を対象とします。

(2) 計画の対象とする範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

対象とする環境項目		
○大気環境	○水環境	○その他生活環境
○身近な水辺	○身近な緑	○景観
○地球温暖化	○エネルギー	○廃棄物
○資源	○環境教育・環境学習	○環境保全行動

1-4 計画期間

本計画の計画期間は、平成 25（2013）年度から令和 2（2020）年度までの 7 年間とします。なお、社会経済情勢、環境の変化や計画の進捗状況によって、適宜見直しを行います。

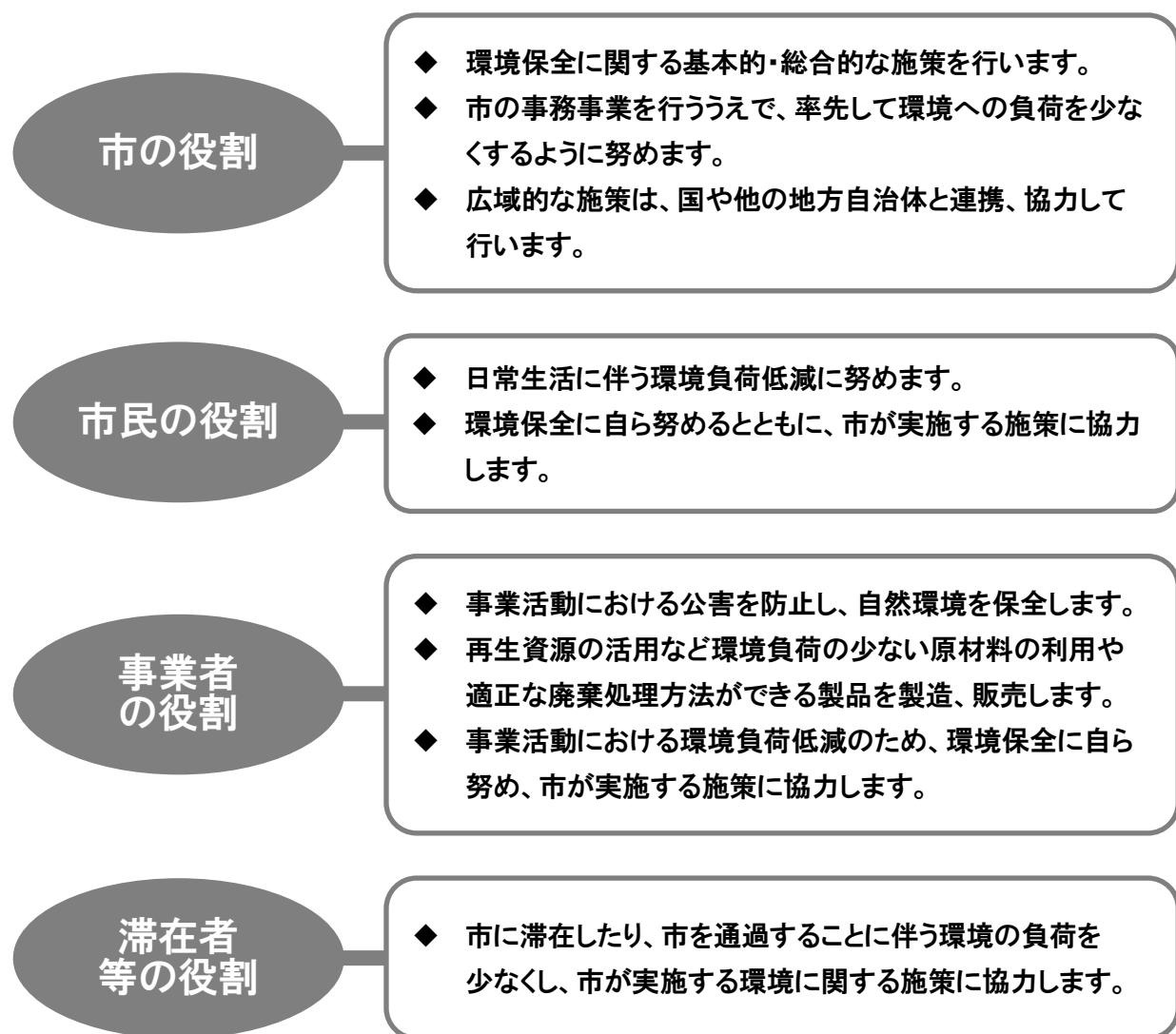
年 度	平成 25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)
基 本 構 想								
復興計画	復旧期							
	再生・創生期							
第2次環境基本計画								

1-5 市・市民・事業者・滞在者等の役割

今日の環境課題の多くは、私たちの日常生活や通常の事業活動に起因し、不特定多数の者が原因者となっており、私たち自身が被害者であると同時に加害者であるという特徴を持っています。そのため、個々の事業所や家庭において、一人ひとりが環境の保全に向けた行動を取ることが求められています。

このようなことから、本市の環境を保全するためには、市・市民・事業者・滞在者等がそれぞれの役割を認識し、協働して行動することが必要です。

本計画を着実に進め、計画に掲げる望ましい環境像を実現するために、各主体に求められる役割は次のとおりです。



2 環境基本計画年次報告書の作成について

2-1 年次報告書の作成趣旨

現在の多様化、複雑化する環境問題は、市民の社会生活や事業者の経済活動と密接に関係しており、社会・経済的課題と複合性を有しています。例えば、地球温暖化問題は、私たちの生活や事業活動から排出される二酸化炭素が原因となっています。私たちの生活は便利になり、経済活動を拡大する一方で、電力を大量消費し、二酸化炭素を増やしています。このような問題は、二酸化炭素の排出を減らす環境的側面のみに着目するだけでなく、社会生活や経済活動を維持、向上しながら、環境負荷を低減させていく、統合的な取り組みが必要となります。

このように、環境政策においては、環境的側面のみの解決にとどまらず、社会・経済的側面を統合的に向上させる必要があり、また環境政策は、社会・経済的側面からの深刻な課題に対応するための効果的なアプローチとしての役割が期待されつつあります。

環境施策が重視すべき方向性としての「環境、経済、社会の統合的向上」は、これまで社会経済システムにいかに環境配慮を織り込むかという観点を中心に展開されてきました。これは引き続き最も重要な観点である一方、経済・社会的課題が深刻化する中では、環境政策の展開に当たり、経済的・社会的課題の解決に資する効果をもたらせるよう施策を発想・構築していく観点も重要です。このように施策を相互補完して展開することで「環境、経済、社会の統合的向上」を目指すことが、持続可能な社会の実現につながります。

本計画が対象とする環境保全に関わる分野は多岐にわたります。このため各種の分野別計画と連携して施策を展開するとともに、環境施策の進捗を管理するため、府内共有を図るとともに、環境審議会にて、市民、事業者、学識経験者を交え、施策の推進を図ります。

年次報告書は、施策の進捗状況及び環境の現状等について、市・市民・事業者等が共有するとともに、今後の取り組みや推進体制、さらには計画の検討・見直しにつなげるために作成するものです。

2-2 各種分野別計画、まちづくり計画との連携による推進

本計画の対象とする分野は多岐に渡ります。このため、本計画で示す方向性に基づき、「緑の基本計画」や「一般廃棄物処理基本計画」など各種分野別計画（アクションプラン）に引き継ぎます。また、まちづくり施策に関わる分野については、「都市計画マスターplan」と相互に補完し合い、施策を進めています。

都市整備分野及び都市環境分野の施策は、「都市空間」の形成や保全を目的にしています。都市整備分野が都市インフラ（道路、河川、住宅、公共公益施設）の整備などハード施策が中心に対し、都市環境分野はその上空や地下にある空間（大気汚染・水質汚濁監視、温室効果ガス・廃棄物排出抑制など）のソフト施策が中心です。

この両方の施策は、お互いに補完し合うことで初めて「都市空間」の形成や保全といった目的が達成されます。

のことから、本計画と都市計画マスターplan（まちづくり施策）に掲げる施策において、共同で進捗状況を把握し、情報を共有することで、より良い「都市空間」の形成、保全を図ります。

■環境部門と都市部門の相互連携したまちづくりイメージ



3 浦安市の概況

3-1 市の沿革と環境施策

本市は、かつては漁業を中心として栄えてきましたが、昭和30年代以降の海や川の水質汚濁が問題となり、埋立事業に伴い漁業の歴史に終止符が打たれました。その後、急速に進んだ埋立事業による市域の拡大と都市化などにより、まちの姿は大きく変貌しました。

都市化の進展と人口の増大は、市内にごみの最終処分場を有さず、県外の民間施設へ依存している最終処分の問題を大きな課題として顕在化させました。市は、ごみの減量・再資源化に全市（市民・事業者・行政）をあげて取り組むプロジェクトとして、平成3年に「ビーナス計画」をスタートさせました。さらに、環境への負荷が少ない持続的な社会を形成するため平成15年10月に「環境基本条例」を制定、平成17年1月に「環境基本計画」を策定し、さまざまな環境施策に取り組んできました。

このような中、平成23年に発生した東日本大震災により本市は液状化被害を受け、自然災害の恐ろしさを痛感するとともに、今後起こりうる大災害への備えの重要性を考える大きなきっかけとなりました。「復興計画」では、震災からの復旧・復興と併せて、今後起こりうる大災害に対する防災・減災や、新たな都市・地域の魅力を創生し、「持続可能な都市」を目指すことを掲げました。このようなことを踏まえ、東日本大震災の教訓と復興に併せ、環境、経済、社会の統合的向上を見据えた持続可能な快適環境都市を目指すため、平成26年3月に「第2次環境基本計画」を策定しました。

■市の沿革と環境施策

年	月	主な内容
明治22年（1889年）	4月	・堀江、猫実、当代島三村が合併、浦安村誕生
明治42年（1909年）	9月	・町制施行、浦安町誕生
昭和29年（1954年）	11月	・3.75t塵芥焼却炉の建設
昭和33年（1958年）	4月	・本州製紙江戸川工場悪水放流事件が起り、漁民の漁業権放棄と公有水面埋め立て事業の引き金となる（「公共用海域の水質の保全に関する法律」、「工場排水等の規制に関する法律」の水質二法を生むきっかけとなる。昭和45年に水質二法に代わって、「水質汚濁防止法」制定）。
昭和37年（1962年）	3月	・漁民の漁業権一部放棄と公有水面埋め立て事業開始
昭和41年（1966年）	3月	・10t塵芥焼却場竣工
昭和43年（1968年）	4月	・モデル地区での紙袋収集開始（5か月間試行）
昭和44年（1969年）	3月	・営団地下鉄（現・東京メトロ）東西線の開通
昭和45年（1970年）	4月 8月 12月	・市内全域での紙袋収集、週2回の収集を開始 ・し尿の委託収集を開始 ・50kℓ/日の処理能力を持つ浦安町衛生処理場を弁天地区に建設
昭和46年（1971年）	4月 10月	・漁業権全面放棄 ・弁天地区に30tの焼却能力を持つ塵芥焼却場が完成

年	月	主な内容
昭和 47 年（1972 年）	3 月	・「浦安町公害防止条例」制定
	5 月	・「浦安町公害対策審議会条例」制定 ・市内一部地域でごみ収集委託開始
昭和 49 年（1974 年）	4 月	・市内全域でごみ収集委託開始
昭和 50 年（1975 年）	10 月	・「あき地に係る雑草等の除去に関する条例」制定
	11 月	・第一期埋め立て事業（面積約 873ha）完了
昭和 53 年（1978 年）	3 月	・120 t の焼却能力を持つ准連続燃焼式清掃工場の建設
	11 月	・可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの 3 分別収集開始 ・発砲スチロール溶解処理機の導入
昭和 56 年（1981 年）	2 月	・ベルトコンベヤー方式不燃物選別機の導入
	3 月	・第二期埋め立て事業（面積約 563ha）が完了し、市域面積が 16.98 km ² となる。
	4 月	・市制施行、浦安市誕生
昭和 63 年（1988 年）	12 月	・J R 京葉線が開通し、新浦安駅と舞浜駅開設
平成 2 年（1990 年）	4 月	・新聞、雑誌等の紙類の資源ごみ収集開始
平成 3 年（1991 年）	11 月	・「ビーナス計画」開始
平成 6 年（1994 年）	3 月	・「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」制定 ・「中高層建築物等によるテレビ電波障害防止に関する指導要綱」制定
平成 7 年（1995 年）	4 月	・びん・缶の分別収集開始 ・1 日最大 270 t の焼却能力を持つ流動床焼却施設と 1 日最大 70 t の処理能力を持つ不燃・粗大ごみ処理施設を配置したクリーンセンターが本格稼動
平成 9 年（1997 年）	3 月	・クリーンセンター内に 35 kℓ/日の処理能力を持つ高負荷脱窒素処理方式のし尿処理施設が完成 ・「空き缶等の散乱防止等に関する条例」制定
平成 10 年（1998 年）	1 月	・「容器包装リサイクル法」施行に併せペットボトルの分別収集開始
平成 11 年（1999 年）	4 月	・クリーンセンター内に 41 t / 5 h の処理能力を持つ再資源化施設が本格稼動
	8 月	・クリーンセンター内にビーナスプラザをオープン
	12 月	・「基本構想」策定
平成 13 年（2001 年）	3 月	・「地球温暖化対策実行計画」策定
	4 月	・エコセメント化の推進
	7 月	・組織改正により環境部新設
	10 月	・粗大ごみ収集の電話申込制有料化開始
	11 月	・「環境マネジメントシステム ISO14001」認証取得
平成 14 年（2002 年）	3 月	・「一般廃棄物処理基本計画」策定
平成 15 年（2003 年）	1 月	・「ビーナス計画」が、第 5 回日本 PR 大賞「PR アワードグラントプリ」最優秀賞受賞
	7 月	・「住宅用太陽光発電システム設置費補助金」（現「エコホーム補助金」）開始
	10 月	・「環境基本条例」制定

年	月	主な内容
平成 16 年（2004 年）	2 月	・「ビーナス計画」が、国際 PR 協会主催の第 14 回「I P R A ゴールデン・ワールド・アワーズ」地域広報部門の最優秀賞受賞
	4 月	・「環境基本条例」施行
	5 月	・羽田空港D滑走路の角度変更により浦安市上空の飛行を回避
平成 17 年（2005 年）	1 月	・「環境基本計画」策定
	4 月	・「緑の基本計画」策定
平成 18 年（2006 年）	1 月	・指定ごみ袋制の導入
	3 月	・「浦安市民の森」設置
	4 月	・「第 2 次地球温暖化対策実行計画」策定
	6 月	・もったいないプロジェクトの開始 ・チームマイナス 6 %への登録
平成 19 年（2007 年）	3 月	・「一般廃棄物処理基本計画」改定
	4 月	・「クリーンエネルギー・ビジョン」、「環境配慮指針」策定 ・「イベントごみ減量ガイドライン」策定
平成 20 年（2008 年）	4 月	・「環境マネジメントシステム I S O 14001」自己宣言
	7 月	・「第 2 期基本計画」策定
	8 月	・飼い主のいない猫不妊去勢手術費用助成開始
	12 月	・「環境保全条例」制定、「景観条例」制定
平成 21 年（2009 年）	1 月	・クリーンセンターに持ち込む一般廃棄物（事業ごみ・家庭ごみ）の処理手数料改正（一律 210 円/10 kg）
	4 月	・総合体育館 E S C O 事業開始
	6 月	・「景観計画」策定
	7 月	・「環境保全条例」施行
平成 22 年（2010 年）	2 月	・羽田空港の深夜早朝時間帯（23 時～6 時）南風悪天時の飛行ルートがさらに海寄りに変更
	3 月	・「環境学習基本方針」策定
平成 23 年（2011 年）	3 月	・東日本大震災発生
	9 月	・「第 3 次公共施設における地球温暖化対策実行計画」策定
平成 24 年（2012 年）	3 月	・「復興計画」策定
平成 25 年（2013 年）	3 月	・「一般廃棄物処理基本計画」改定
	10 月	・「環境共生都市ビジョン」策定
平成 26 年（2014 年）	3 月	・「第 2 次環境基本計画」策定
	4 月	・小型家電リサイクル事業開始
	9 月	・「緑の基本計画」改定
平成 27 年（2015 年）	3 月	・東日本大震災による液状化で被災した下水道施設の本復旧工事完了
平成 29 年（2017 年）	3 月	・「第 4 次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定
平成 30 年（2018 年）	3 月	・「一般廃棄物処理基本計画」改定
	7 月	・おさんぽバスじゅんかい線運行開始 ・浦安公園（芝生広場、ドッグラン）開園
	10 月	・フードドライブ事業開始
令和元年（2019 年）	6 月	・三番瀬環境観察館開館
令和 2 年（2020 年）	3 月	・高齢者等ごみ出し支援事業開始

※ゴシック体で記した文字は、「市の沿革」を表しています。明朝体で記した文字は、「環境施策」を表しています。

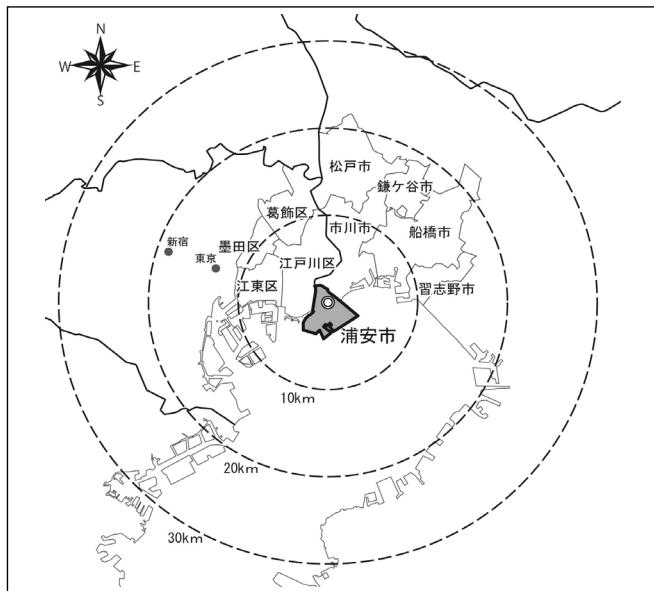
3-2 自然的状況

(1) 位置・地勢

本市は、東京湾の最奥部、千葉県西北部に位置し、東京都に隣接しています。北は市川市と陸続きで接し、西は旧江戸川を隔てて東京都江戸川区、東と南は東京湾に面しています。

市域面積は 16.98 km²、東西の距離は 6.06 km、南北の距離は 6.23 km です。土地は、旧江戸川の河口に発達した沖積低地とその約 3 倍に及ぶ埋立地からなり、概ね平坦地となっています。

■浦安市の広域的な位置



出典：「浦安市総合計画（令和元年12月発行）」

■市域の変遷



出典：「浦安市総合計画（令和元年12月発行）」

(2) 気象

本市の令和元年の年間平均気温は 16.6°C で、全国平均の 16.2°C と比べるとやや高いですが、おおむね温暖な海洋性気候です。また、本市の年間降水量は 1,456.0mm で、全国平均の 1,628.4mm と比べると少なくなっています。

■市の気象

	浦安市	千葉県	全国
年間平均気温	16.6°C	16.8°C	16.2°C
年間降水量	1,456.0mm	1,697.0mm	1,628.4mm

出典：「浦安市統計書」、「指標で知る千葉県」

■市の気象データの推移

区分 年	気温 (°C)			湿度 (%)		風速 (m/s)			降水量 (mm)		
	平均	最高	最低	平均	最小	平均	最多風向	最大風速	最大風速時に おける 風向	総量	最大 日量
平成 14 年	16.6	38.3	-1.1	70.7	17.1	2.5	北西	30.5	東南東	1,134.2	75.0
平成 15 年	16.3	36.3	-1.3	71.7	14.1	2.4	北西	24.1	南南東	1,588.2	147.0
平成 16 年	17.5	39.7	-1.0	69.9	13.2	2.7	南南西	26.8	南南西	1,590.6	182.4
平成 17 年	16.1	38.2	-1.4	67.5	15.3	2.4	北西	21.2	北西	1,247.6	68.4
平成 18 年	15.4	35.8	-3.6	71.5	15.6	2.3	北西	23.5	北西	1,666.2	149.0
平成 19 年	16.4	36.5	-1.4	69.7	14.4	2.3	北西	28.6	南南東	1,211.8	100.8
平成 20 年	15.9	35.0	-2.8	65.4	10.0	2.6	北北西	32.8	北西	1,379.5	71.5
平成 21 年	16.1	33.9	0.7	62.9	11.1	2.8	北北西	29.9	南	1,362.5	98.5
平成 22 年	16.3	36.8	-1.0	62.4	9.7	2.8	南南西	28.2	南西	1,425.5	107.0
平成 23 年	16.0	36.1	-1.4	59.2	9.4	2.8	北北西	37.5	南南東	1,182.5	76.5
平成 24 年	15.7	36.1	-1.5	58.9	10.5	2.8	北北西	35.9	南	1,293.5	58.5
平成 25 年	16.4	不明	-1.4	58.2	10.5	2.9	北北西	31.9	南	1,323.5	200.0
平成 26 年	16.0	36.5	-1.1	60.3	9.1	2.7	北北西	29.2	西北西	1,311.5	129.0
平成 27 年	16.4	37.8	-0.8	64.7	11.3	2.7	南南西	28.5	南	1,419.0	103.5
平成 28 年	16.4	38.4	-0.6	69.5	9.7	2.6	北北西	29.2	南西	1,536.0	96.0
平成 29 年	15.9	36.9	-1.1	71.8	15.0	2.7	北北西	26.7	南南西	1,074.0	112.5
平成 30 年	16.8	37.5	-2.5	75.8	16.1	2.8	南南西	35.2	南南西	1,053.5	49.0
令和元年	16.6	35.4	-0.4	75.0	17.7	2.7	北北西	39.3	東北東	1,456.0	123.5

出典：「浦安市統計書」

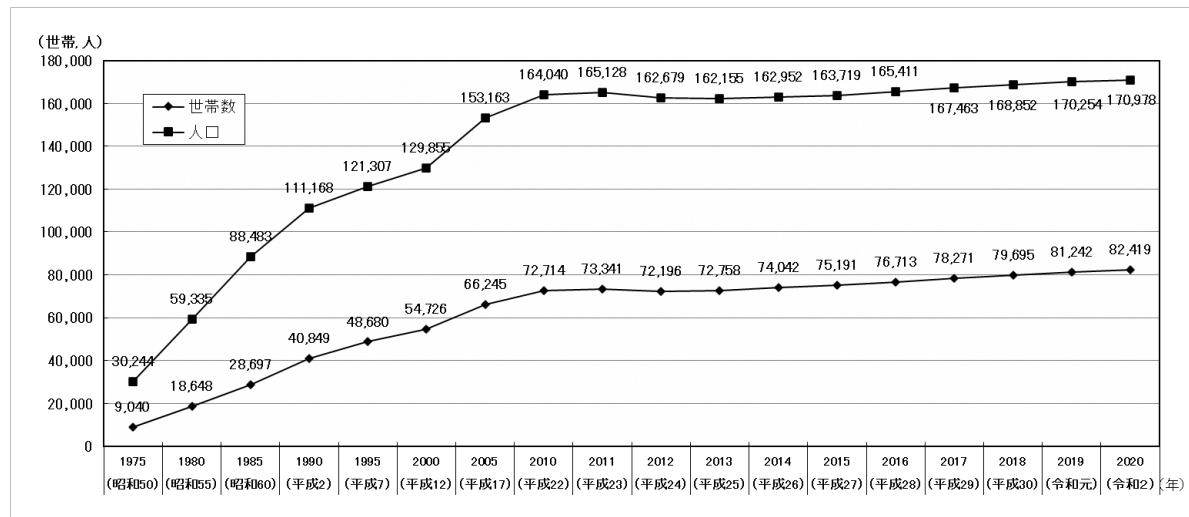
3-3 社会的状況

(1) 人口

本市の人口は、嘗団地下鉄（現・東京メトロ）東西線開通後の昭和44年以降、旧市街地の宅地化や東京のベッドタウン化の進行により、急激に人口が増加しました。

また、公有水面埋立後の大規模な住宅開発の進展、千葉県と東京都を結ぶ首都高速道路湾岸線、一般国道357号の開通による都心への交通の利便性の向上は人口の増加に拍車をかけ、昭和56年4月の市制施行後も、さらに人口は増え続け、市としては全国一の割合で人口増加が続き、令和2年3月末現在では170,978人と、公有水面埋立が始まった昭和40年に比べて約9倍に増加しました。

■人口・世帯数の推移



出典：「浦安市統計書」

(2) 土地利用

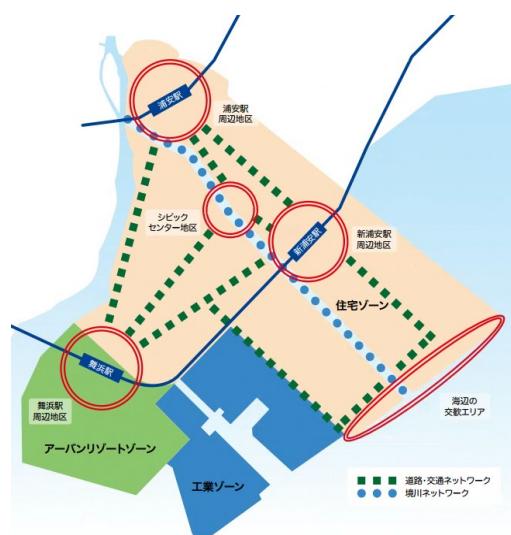
本市は、著しい都市化の進展に伴い、急速に宅地が増加してきました。土地の地目別面積のうち、半分以上が宅地となっています。

土地利用状況を地区別に見ると、元町地域と中町地域・新町地域・工業ゾーン・アーバンリゾートゾーンで大きく用途が異なります。

元町地域は住宅を中心としながら、商業・工業系の施設が混在しています。その中で、堀江・猫実・当代島地区の一部では老朽した木造家屋が密集しています。また、北栄地区の一部では工場跡地などでマンションなどの立地がみられます。

一方、市域の約4分の3を占める埋立地である中町・新町地域、工業ゾーン、アーバンリゾートゾーンは、住宅地・工業地・レクリエーション用地が明確に区分されています。

■地域区分



出典：「浦安市総合計画
(令和元年12月発行)」

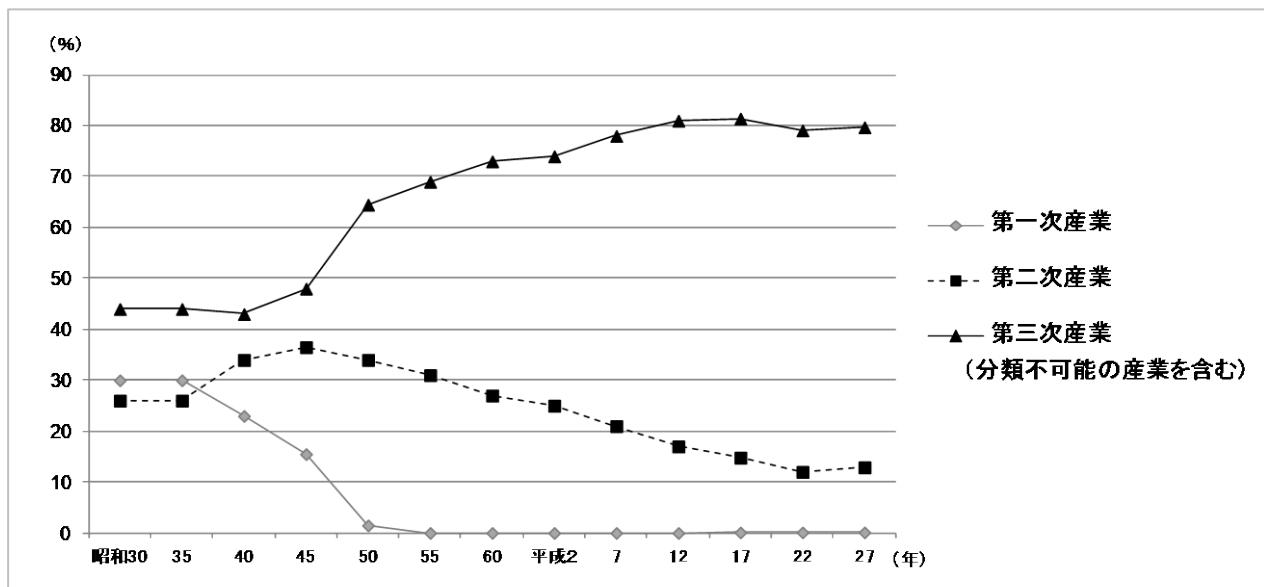
(3) 産業

産業別人口で見ると、第一次産業（農業、漁業）の就業者は海面埋め立て事業や農地の宅地転用などにより減少し、第二次産業（鉱業、建設業、製造業）は近年では就業者数が減少しています。その反面、第三次産業（卸売業、小売業、サービス業）の就業者数は、概ね 80%を占めています。

産業構造を事業所数で見ると、卸売業・小売業（25.7%）、宿泊業・飲食サービス業（13.2%）、建設業・製造業（11.1%）、不動産業・物品賃貸業（8.6%）などとなっており、第三次産業の割合が非常に高くなっています。

また、アーバンリゾートゾーンにおける東京ディズニーリゾートを中心としたサービス産業の集積、工業ゾーンにおける鉄鋼団地、千鳥地区の物流・配送センターの集積の3つが大きな産業として発達していることが、大きな特徴となっています。

■第一次・第二次・第三次産業就業者構成比の推移



出典：「国勢調査」

(4) 観光

観光については、舞浜地区に、東京ディズニーリゾートを核とした国際的な観光リゾートが形成されています。昭和58年春に開園して以来、毎年1千万人以上の来場者数を記録してきた東京ディズニーランドは、平成13年に開園した東京ディズニーシーと合わせ、年間約3,000万人の来場者を数えるまでになっています。

また、中町地域において、新浦安駅前には浦安市観光インフォメーションセンターマーレが開設されており、市内の観光案内が充実しています。元町地域では、屋形船や釣り船、ボランティアガイドによる市内観光、名産品店で海産物などのショッピングを楽しむことができます。

3-4 東日本大震災の被害からの復興

(1) 浦安市内の被害状況

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、三陸沖を震源とするマグニチュード (Mw) 9.0 の東北地方太平洋沖地震が発生し、浦安市内においても震度 5 強を観測しました。この地震と余震の影響で、埋立てにより造成された中町地域及び新町地域を中心に、多くの場所で液状化現象による土砂の噴出や地盤沈下が発生しました。

液状化に伴う噴出土砂や地盤の変動は、本市の震災被害の大きな特徴であり、道路の通行障害を招いたほか、下水道管などへの土砂の流出により管の閉塞を引き起こし、下水道が使用できなくなるなど生活に支障がでました。また、敷地内に噴出した大量の土砂が敷地内の排水設備に流入するなど、設備配管にも被害が及びました。

中町・新町の戸建住宅などでは、液状化に伴う地盤沈下により建物の沈下・傾斜の被害があり、大規模集合住宅では、建物本体には大きな被害は発生しなかったものの、建物周辺の地盤沈下により出入口などに段差が生じ、ライフラインが切断されるなどの被害を受けました。

小・中学校や公民館、幼稚園、保育園などの公益施設では、基礎杭を造成していたため躯体本体部分の損傷がほとんど見られず、安全に使用できる状態でしたが、液状化に伴う地盤沈下により周辺地盤と建物本体との間に段差が生じ、給・排水管やU字溝、雨水枠などが著しい損傷を受け、施設の機能が停止しました。また、学校の校庭などでは、液状化現象による土砂の噴出により、避難行動や避難所の開設、運営を行う際に支障となりました。

工業ゾーン、アーバンリゾートゾーンについても他の地域と同様に液状化による被害を受け、事業所や工場の沈下・傾斜、大量の土砂の噴出、道路の隆起や陥没による通行障害などにより、通常の事業継続が困難なものとなりました。

■浦安市における液状化発生の範囲



東日本大震災直前の浦安市の概要

人口 ^{*1}	160,948 人
世帯数 ^{*1}	70,933 世帯
市域面積	約 1,698ha

東日本大震災による被害の概要

被災者数 ^{*2}	96,473 人
被災世帯数 ^{*2}	37,023 世帯
液状化面積 ^{*3}	約 1,455ha

出典：「浦安市復興計画」

*1 人口及び世帯数は、平成 23 年 2 月 28 日現在の住民基本台帳と外国人登録台帳を基に算出した。

*2 被災者数及び被災世帯数は、平成 23 年 2 月 28 日現在の住民基本台帳と外国人登録台帳を基に算出した。

*3 航空測量で作成した地図からコンピュータ処理により算出した。

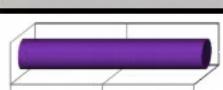
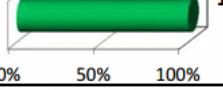
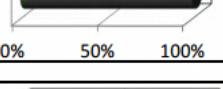
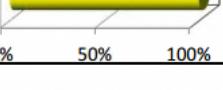
(2) 復旧・復興事業

市では、東日本大震災からの復旧・復興に取り組むための方針となる「復興計画」を平成24年3月に策定しました。この復興計画を踏まえ、震災からの復興を最優先し、効率的・計画的に復旧・復興事業を実施しています。

令和元年9月末時点で、ライフラインの復旧は全て完了し、復旧・復興は最終段階を迎えています。

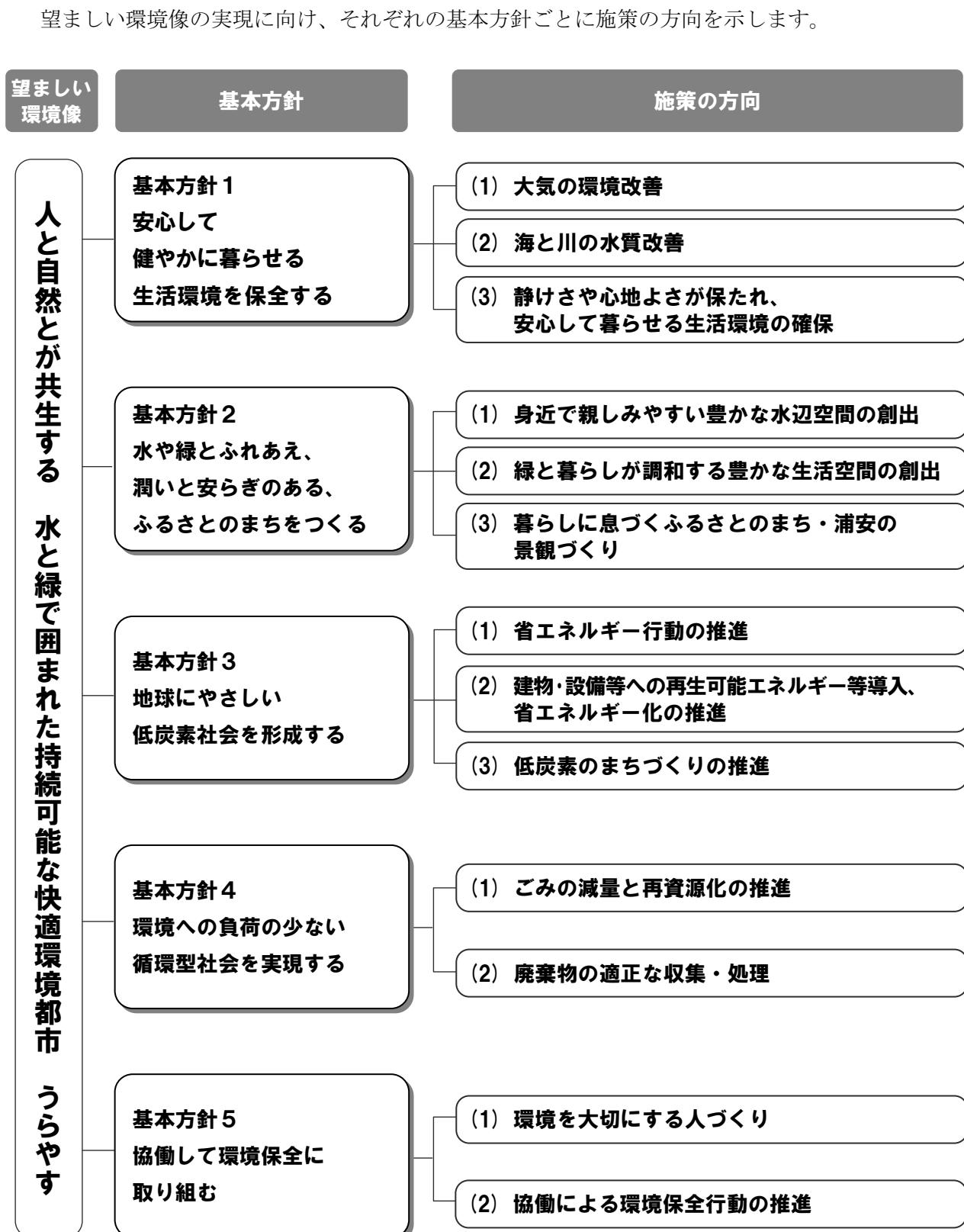
街区内地盤液状化対策工事や道路災害復旧工事を優先に行い、その後、地籍調査により土地の境界を確定します。(※工事に伴う家屋事後調査は一連の工事完了後、実施します。)今後とも、効果的な事業の進捗管理を行い、本格復旧・復興の一層の推進を図っていきます。

■公共インフラの復旧・復興進捗状況 (令和2年3月31日現在)

項目 【指標名】	進捗率	復旧・復興の状況／被害の状況	備考
完了 雨水排水施設 本復旧工事及び貯留施設設置工事が完了した雨水排水施設工事の割合	 100%	本復旧が完了した雨水管きょ内土砂撤去22.7km 災害査定で採択された雨水管きょ内土砂撤去22.7km	H28.7完了
完了 水道 本復旧工事が完了した水道工事の割合	 100%	災害復旧工事のうち本復旧工事が完了した水道管延長13.4km 災害査定で採択された水道管の延長13.4km(災害復旧工事、一部県道を含む)	H27.3完了 ※水道管耐震化整備工事は引き続き実施中
完了 ガス 完了したガス工事の割合	 100%	工事が完了したガス管延長48.9km ガス管入替え計画延長48.9km	H28.2完了 ※ガス管耐震化整備工事は引き続き実施中
完了 東京電力 本復旧工事が完了した電柱の割合	 100%	本復旧が完了した電柱の数642本 被災した電柱の数642本	H28.3完了
完了 NTT 本復旧工事が完了した電信柱の割合	 100%	本復旧が完了した電信柱の数312本 被災した電信柱の数312本	H26.6完了
完了 市街地液状化対策事業	 100%	【工事箇所】 東野三丁目地区の一部(33宅地)	R1.8完了
着工 地籍調査 地籍調査に着手した面積の割合	 79%	地籍調査で着手している土地面積7.81km ² (予備調査地区含む) 地震によって移動した境界の調査・確認が必要な面積9.85km ² (元町及び港、高洲・舞浜の一部地区を除く)	大規模街区・平成29年度完了 戸建地区: 予備調査⇒本調査

4 施策

4-1 環境基本計画施策体系



4-2 推進体制

(1) 市民・事業者・滞在者等と市の連携・協働による計画の推進

市は、計画を総合的に推進する体制を次のように整備し、市民・事業者と連携・協働して施策を進めるとともに、滞在者などに計画の協力を求めます。

①環境審議会

環境基本条例第27条に基づき設置し、市民・事業者・学識経験者により構成され、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項などの調査審議を行います。

②環境基本計画推進会議

環境基本計画に掲げた環境施策・環境保全行動の効果的な推進に係る総合的調整を図るとともに、環境マネジメントシステム、公共施設における地球温暖化対策実行計画などに基づく市の環境対策を推進するために府内関係部署で組織し、環境施策推進の合意形成を図ります。

4-3 進行管理

本計画を着実に推進し、望ましい環境像の実現を図るために、施策の効果を定期的に把握・評価し、継続的に改善を図っていくことが必要です。

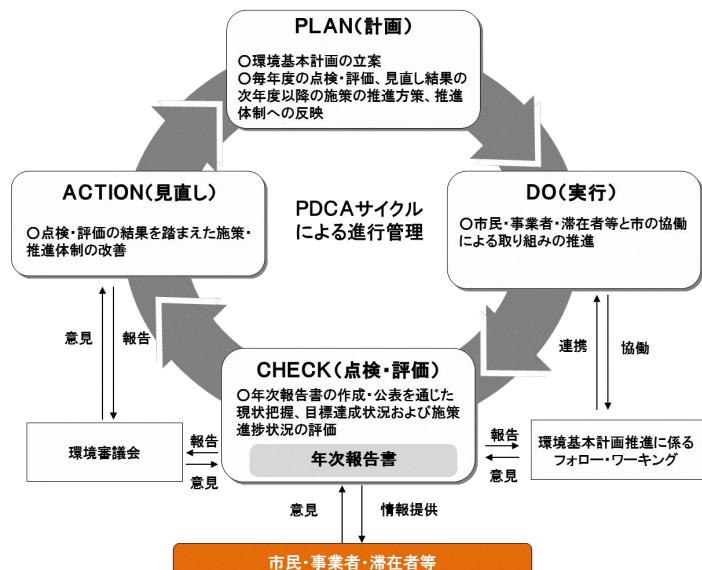
そのため、推進体制に基づき、PLAN(計画)→DO(実行)→CHECK(点検・評価)→ACTION(見直し)の「PDCAサイクル」により進行管理し、本計画に示した施策の継続的な実施と改善を進めます。

「環境基本計画年次報告書」に基づき、環境の状況及び施策の状況をCHECK(点検・評価)し、その結果を共有するとともに、次年度以降の取り組みや推進体制、計画の検討・見直しにつなげます。

計画の点検・評価にあたっては、環境指標・参考指標を用いた進捗の見える化に努めるとともに、環境審議会などで、幅広い意見を取り入れていきます。

これらを通じて、市民・事業者・滞在者等と市の協働による取り組みの推進を目指します。

なお、平成27年度版年次報告書では、平成26年度が第2次環境基本計画初年度であることから、各施策で掲げている定量的な「環境指標」「参考指標」をもとに、各施策の目標値に対する達成状況を評価した施策の総合評価を掲載しました。この総合評価については、計画の終了年度である令和2年度に再度行うこととし、達成状況「100」を目指して施策を推進します。



■参考 環境指標と参考指標

望ましい環境像の実現に向けた取り組みを着実に進めていくためには、取り組みの実施状況や成果を継続的に把握、市民・事業者などと共有していくことが重要です。

本計画では、市の環境の状態または市が実施した施策の進捗や成果のおおまかな傾向を示す「ものさし」として、次の2つの指標を設けています。

- ①環境指標・・・市が計画の進捗を管理するため、専門的データ（国の環境基準、県・市の環境目標値）で構成する指標
- ②参考指標・・・市の環境の状況や市民の行動の状況を継続的に把握し、市民によりわかりやすい形で示す市民に親しみやすい指標

市は、環境指標、参考指標の推移を「環境基本計画年次報告書」において毎年度公表し、目標の達成状況を評価・点検することで、計画の進行管理を行います。

環境指標、参考指標の表の見方

〔項目〕 環境指標として推移を把握するデータの種類		〔指標〕 計画最終年度までに達成する目標（国の基準、県・市独自の環境目標値）	〔令和元年度〕 令和元年度の値を現況値として記載	〔指標の評価〕 令和元年度の値を指標と比べ評価 ○：達成 ×：未達成 —：達成状況の評価に適さないため、評価しない
項目 A	指標 B	令和元年度 C	平成 24 年度 【参考】	指標の評価 D
大気汚染物質の環境基準	二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下	猫実一般局 (長期的評価) 0.004ppm	0.004ppm ○
	一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下	美浜自排局 (長期的評価) 0.5ppm	0.7ppm ○

◇参考指標〔市民に親しみやすい指標〕

項目 A	指標 B	令和元年度 C	平成 24 年度 【参考】	指標の評価 D
大気に関する公害苦情件数	基準年(平成 24 年度)より減	5件	8件	○
熱帯夜の日数	<ヒートアイランド現象による気温の変化を継続的に把握するための項目>	46 日	39 日	—

〔項目〕 参考指標として推移を把握するデータの種類	〔指標〕 計画最終年度までに達成する目標 < >は、目標を設定せずデータの推移を把握する項目	〔令和元年度〕 ①進行管理を基準年*に対する変化で評価するものは、基準年の値として記載 ②進行管理を基準年によらないもの、データの推移の把握を目的とするものは、現況値として記載 ※基準年：本計画策定時点で数値を把握できる平成年度をいう。ただし個別計画で基準年を定めているものは、その年度を基準年としている。
------------------------------	--	--

5 環境施策の推進



基本方針 1

安心して健やかに暮らせる生活環境を保全する



基本方針 2

水や緑とふれあえ、潤いと安らぎのある、ふるさとのまちをつくる



基本方針 3

地球にやさしい低炭素社会を形成する



基本方針 4

環境への負荷の少ない循環型社会を実現する



基本方針 5

協働して環境保全に取り組む

基本方針1

安心して健やかに暮らせる生活環境を保全する

1. 大気の環境改善
2. 海と川の水質改善
3. 静けさや心地よさが保たれ、安心して暮らせる生活環境の確保

本市は、過去、本州製紙江戸川工場悪水放流事件に代表されるように工場排水などにより、海・河川が汚染されるといった産業型公害に見まわれました。近年は、こうした産業型公害から、自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水の流入による河川の水質汚濁など、都市・生活型公害へと移り変わり、生活環境上の課題となっています。また、騒音・振動、地盤沈下、悪臭などに加え、ごみのポイ捨て、路上喫煙などの生活衛生問題も、身近な問題として広がりを見せてています。

さわやかですがすがしい空気、きれいな海や川、静けさや心地よさの感じられる生活空間は、健康で快適な生活を営むうえで、何よりも大切な環境です。

そのため、大気環境や水環境の改善に継続的に取り組むとともに、多様化する生活型公害・生活衛生問題への対応を進め、安心して健やかに暮らせる生活環境を保全します。



<境川と周辺のまち並み>

1. 大気の環境改善

■ 施策の方向

さわやかで、すがすがしい大気環境を確保するため、市内には、猫実一般環境大気測定局（郷土博物館内、以下「猫実一般局」という。）と美浜自動車排出ガス測定局（美浜東第3児童公園内、以下「美浜自排局」という。）の2カ所に大気状況を常時監視する測定局を設置しています。

本市には、大気汚染物質の発生源となるような大規模工場や事業所は少ないものの、首都高速道路湾岸線や一般国道357号が市の中央を東西に貫いているほか、やなぎ通り、市川浦安バイパスなどは交通量が多いいため、自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい状況にあります。

のことから、市では、大気の環境保全に向け、大気環境を監視するとともに、発生源である自動車排出ガス削減を推進するために、自らが率先して、公用車への低公害車の導入を進め、アイドリングストップなどのエコドライブや、歩行・自転車の安全な利用などの模範となる行動に努めます。

また、市民、事業者へ、自動車利用を抑制し、環境への負荷を考慮し、状況に応じた賢い移動方法を選択することを広く呼びかけるとともに、コミュニティバスの運行を継続し公共交通網の充実を図る等、歩行・自転車・公共交通の利用への転換を促進していきます。

さらに、建物・自動車からの排熱や都市化などが要因となって発生する都市の熱環境汚染であるヒートアイランド現象について、従来からの取り組みである「人工排熱の低減」、「地表面被覆の改善」、「都市形態の改善」、「ライフスタイルの改善」の4つの柱に加え、「人の健康への影響等を軽減する適応策の推進」を新たに追加し、ヒートアイランド対策を推進します。

環境の現状と令和元年度の主な取り組み

環境指標

項目 A	指標 B	令和元年度 C		平成24年度 【参考】	指標の評価 D
大気汚染物質の環境基準	二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、※1かつ、1時間値が0.1ppm以下	猫実一般局 (長期的評価)	0.004ppm	0.004ppm ○
	一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、※2かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下	猫実一般局 (長期的評価)	0.2ppm	0.7ppm ○
			美浜自排局 (長期的評価)	0.3ppm	
	二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下	猫実一般局 (長期的評価)	0.034ppm	0.043ppm ○
			美浜自排局 (長期的評価)	0.039ppm	0.049ppm ○
	浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、※3かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下	猫実一般局 (長期的評価)	0.041mg/m ³	0.044mg/m ³ ○
			美浜自排局 (長期的評価)	0.046mg/m ³	0.047mg/m ³ ○
	光化学オキシダント(Ox)	1時間値が0.06ppm以下	猫実一般局 超過日数 (短期的評価)	33日	34日 ×
		光化学スモッグ注意報 1時間値が0.12ppm以上 かつ継続する場合に発令	発令日数*	4日	5日 —
微小粒子状物質の環境基準	微小粒子状物質(PM2.5)	年平均値(上段)が15μg/m ³ 以下であり、かつ、日平均値(下段)が35μg/m ³ 以下	猫実一般局 (長期的評価)	—	—
千葉県環境目標値	二酸化窒素(NO ₂)	日平均値の年間98%値が0.04ppm以下	猫実一般局 (長期的評価)	0.034ppm	0.043ppm ○
			美浜自排局 (長期的評価)	0.039ppm	0.049ppm ○

* 二酸化硫黄・一酸化炭素・浮遊粒子状物質の※1～※3は、短期的評価についても達成している。

* 光化学スモッグ注意報は、葛南地域（市川市・船橋市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・浦安市）において、オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、この状態が継続すると判断されるとき発令される。

環境基準の評価方法

(1) 短期的評価（二酸化窒素、微小粒子状物質を除く）

測定を行った日についての1時間値の1日平均値もしくは8時間平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

(2) 長期的評価

ア 二酸化窒素・微小粒子状物質

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（1日平均値の年間98%値）を環境基準と比較して評価を行う。

イ 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。

ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には未達成とする。

環境指標

項目 A	指標 B	令和元年度 C	平成 24 年度 【参考】	指標の評価 D
有害大気汚染物質の環境基準	ベンゼン	年平均値が 3 μg/m ³ 以下	猫実一般局 1.17 μg/m ³	1.3 μg/m ³ ○
	トリクロロエチレン	年平均値が 200 μg/m ³ 以下	猫実一般局 0.75 μg/m ³	1.38 μg/m ³ ○
	テトラクロロエチレン	年平均値が 200 μg/m ³ 以下	猫実一般局 0.12 μg/m ³	0.34 μg/m ³ ○
	ジクロロメタン	年平均値が 150 μg/m ³ 以下	猫実一般局 1.68 μg/m ³	2.4 μg/m ³ ○
ダイオキシン類の環境基準	ダイオキシン類	年平均値が 0.60 pg-TEQ/m ³ 以下	浦安市役所 (郷土博物館) 0.017 pg-TEQ/m ³	0.039 pg-TEQ/m ³ ○

参考指標（市民に親しみやすい指標）

項目 A	指標 B	令和元年度 C	平成 24 年度 【参考】	指標の評価 D
大気中アスベスト濃度の環境目標値	大気1L中に含まれるアスベストの繊維が1本を下回ること※	当代島 公民館 夏季:0.100 本 冬季:0.070 本	夏季: 0.056 本 冬季: 0.056 本	○
		日の出 公民館 夏季:0.056 本 冬季:0.070 本	夏季: 0.056 本 冬季: 0.056 本	○
		今川記念 会館 夏季:0.088 本 冬季:0.056 本	— —	○
大気にに関する公害苦情件数	基準年(平成 24 年度)より減	2件	8件	○

※ WHO (世界保健機関)による化学物質に関する評価書において、「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は、1~10 本/L 程度であり、この程度であれば、健康リスクが検出できないほど低い」とされていることを踏まえ、大気 1L 中に含まれるアスベストの繊維が 1 本を下回ることを指標としている。

項目 A	指標 B	令和元年度 C	平成 24 年度 【参考】	指標の評価 D
熱帯夜の日数	<ヒートアイランド現象による気温の変化を継続的に把握するための項目>	35 日	39 日	—
最低気温・最高気温の平均(7~9月)		最高気温 平均 34.50°C 最低気温 平均 19.57°C	最高気温 平均 29.74°C 最低気温 平均 23.81°C	—
真夏日の日数		47 日	52 日	—

① 大気監視体制の充実

● 大気汚染

市では、大気環境の汚染状況の的確な把握や、光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）の緊急時における注意喚起等に対応することなどを目的に、環境大気の汚染状況の常時監視を実施しています。市域における大気汚染状況の継続的な監視を行う一般環境大気測定局の猫実一般局においては、二酸化硫黄、一酸化炭素、一酸化窒素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）、炭化水素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンといった大気汚染物質及び酸性雨、風向、風速、温度、湿度の測定を行っています。また、市内各所において、一般環境大気中のダイオキシン類、アスベストの調査を行っています。

さらに、千葉県では、幹線道路周辺における自動車排出ガスによる大気汚染の状況を把握する自動車排出ガス測定局の美浜自排局において、一酸化炭素、一酸化窒素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等、自動車排出ガス由来の大気汚染物質の常時測定を行っています。

令和元年度の観測結果は、光化学オキシダントを除くすべての項目で環境基準を達成しました。

■ 大気汚染物質の常時観測結果

【二酸化硫黄、一酸化炭素】

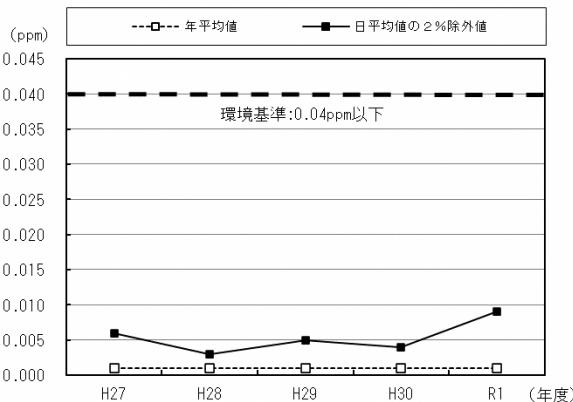
二酸化硫黄と一酸化炭素は、全国的に環境基準を達成している地点がほとんどで、令和元年度は、猫実一般局で両項目ともに環境基準を達成しました。

また、美浜自排局においても、一酸化炭素の測定を行い、環境基準を達成しています。

平成30年度との比較では、二酸化硫黄はやや上昇しました。一酸化炭素はやや減少しています。

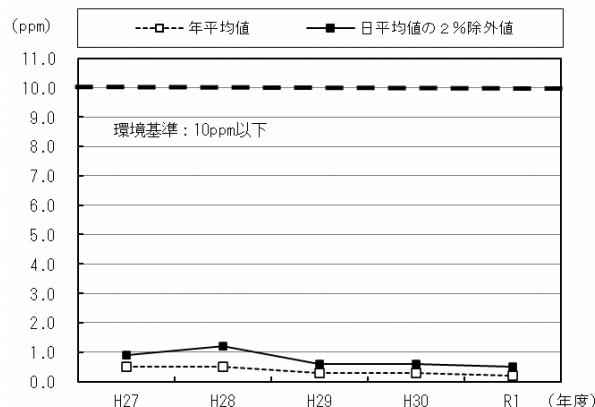
<二酸化硫黄の経年変化>

「猫実一般環境大気測定局」

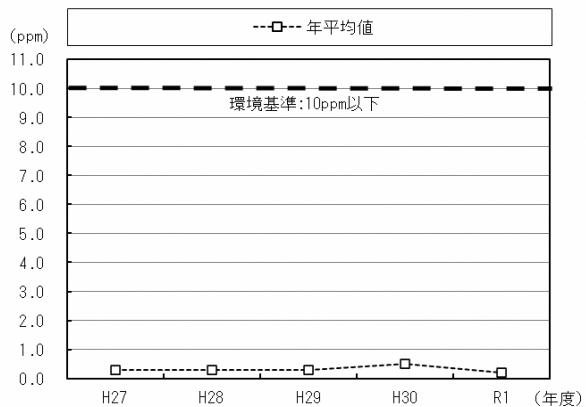


<一酸化炭素の経年変化>

「猫実一般環境大気測定局」



「美浜自動車排出ガス測定局」

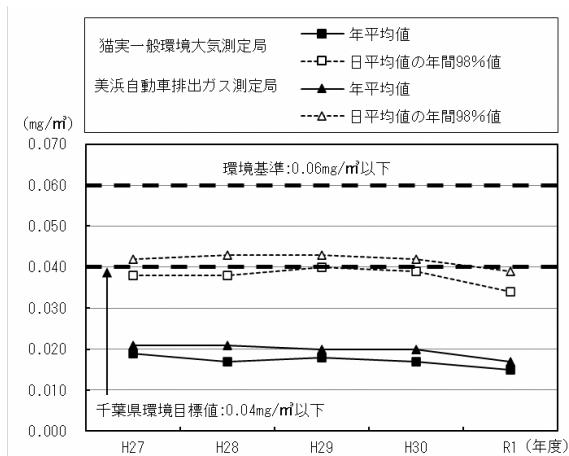


【二酸化窒素、浮遊粒子状物質】

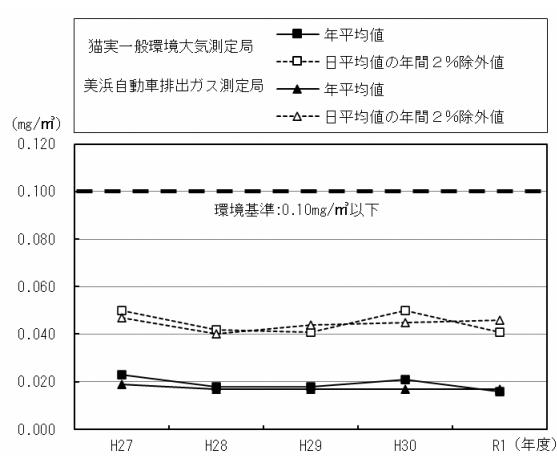
二酸化窒素と浮遊粒子状物質は、自動車排出ガスが原因の1つです。令和元年度は、猫実一般局及び美浜自排局において、いずれの物質も環境基準を達成しています。例年比べ大きな変化はなく、平成30年度との比較では、二酸化窒素は、浮遊粒子状物質とともに横ばいという結果になりました。

しかしながら、二酸化窒素は、美浜自排局において、千葉県で定めている環境目標値を超過しました。

<二酸化窒素の経年変化>



<浮遊粒子状物質の経年変化>

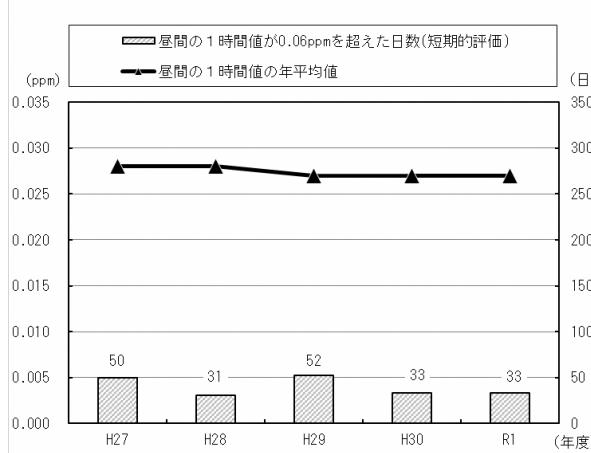


【光化学オキシダント】

光化学オキシダントは、自動車などから排出される窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）が太陽の光を受け、光化学反応により生成される酸化性物質などの総称です。

全国的にも環境基準の達成状況は、依然として極めて低い水準となっており、令和元年度は、猫実一般局においても、環境基準（昼間の1時間値0.06ppm）を超過した日数が33日ありました。

<光化学オキシダントの経年変化「猫実一般環境大気測定局」>



【光化学スモッグ】

千葉県では、「大気汚染防止法」に基づき、「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」を定め、光化学スモッグの発生しやすい4月から10月までの間、光化学スモッグ注意報等の発令基準により注意報等を発令しています。葛南地域で光化学スモッグ注意報等が発令された場合、「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」により、市においても速やかに市民へ周知し、健康被害の発生防止に努めています。

令和元年度における県内全体における光化学スモッグ注意報の発令日数は9日で、平成30年度の注意報の発令日数（9日）と過去10年間の平均発令日数（10.4日）以下となりました。葛南地域の光化学スモッグ注意報等の発令は4日でした。

令和元年度における千葉県への被害の届出者はなく、光化学スモッグによると思われる健康被害は発生しませんでした。

なお、平成 22 年から、千葉県において、緊急時協力工場等に大気汚染防止法で定める揮発性有機化合物排出施設を設置している工場または事業者を追加し、緊急時に排出削減協力の要請を行っています。

This map illustrates the administrative divisions of Chiba Prefecture, Japan, with each area outlined and labeled with its corresponding '100-day region' status as of October 1, 2005. The regions are categorized by color:

- 野田地域 (Noda Region):** 2日 (2nd day)
- 成田地域 (Narita Region):** 0日 (0th day)
- 北總地域 (Kita-Tosho Region):** 1日 (1st day)
- 東葛地域 (Higashikoga Region):** 2日 (2nd day)
- 印西地域 (Inzai Region):** 2日 (2nd day)
- 葛南地域 (Katsunuma Region):** 4日 (4th day)
- 千葉地域 (Chiba City):** 5日 (5th day)
- 市原地域 (Ichihara Region):** 6日 (6th day)
- 長生-夷隅地域 (Chōshū-Ishimaki Region):** 0日 (0th day)
- 君津地域 (Kujūkō Region):** 2日 (2nd day)
- 南房總地域 (Minamisōshin Region):** 0日 (0th day)
- 全県 (Prefecture-wide):** 9日 (9th day)

The map shows the complex boundaries of the districts and the specific 100-day region assigned to each.

出典：令和元年度光化学スモッグ注意報等発令状況
(千葉県環境生活部大気保全課)

＜光化学スモッグ予報・注意報・警報発令状況（葛南地域）＞

葛南地域*	H27	H28	H29	H30	R 1
予 報 (日)	0	0	0	0	0
注意報 (日)	9	0	4	1	4
警 報 (日)	0	0	0	0	0

※ 葛南地域：市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市

【微小粒子状物質（PM2.5）】

微小粒子状物質（PM_{2.5}）とは、大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさ（粒径）が $2.5 \mu\text{m}$ （マイクロメートル）以下の非常に細かな粒子のことをいい、非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が心配されています。

ボイラー、焼却炉、ストーブなど燃料を燃やす設備や、自動車や船舶の排出ガスによって直接発生するもののほか、大気中の化学反応によって発生するものもあり、炭素や硫酸塩、硝酸塩等の無機元素など様々な成分や粒径のものが含まれます。また、地域や季節、気象条件等によっても組成が変動します。

このように微小粒子状物質（PM2.5）の発生要因は多岐にわたることから、発生のメカニズムについては解明されていない点が多くあり、現在、国を中心に研究が進められています。

令和元年度は測定装置を設置している中央図書館が平成31年1月から大規模改修に入ったため欠測しています。なお、平成30年度の測定結果は、環境基準である「1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下」及び「1日平均値（98%値評価による日平均値）が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下」をともに達成しています。

＜微小粒子状物質（PM2.5）の測定結果（年間値）「猫実一般環境大気測定局」（平成30年度測定）＞

有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合 (%)	1時間値の最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	98%値評価による日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)
							(%)
267	6,412	11.0	34.9	0	0.0	60	26.5

＜環境基準＞

微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準（人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準）は、「1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ （マイクログラム／立方メートル）以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること」と定めている。

＜注意喚起のための暫定的な指針＞

環境省が設置した「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合」では、健康への影響を与える可能性がある濃度水準として、注意喚起のための暫定的な指針となる値を1日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ と定めている。

【有害大気汚染物質】

有害大気汚染物質のうち、ベンゼンについては、平成15年度から猫実一般局近傍で調査を行っており、平成18年度からは、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの3物質を追加し調査を行っています。これらはいずれも、調査を開始して以降これまですべての年度において、環境基準を達成しています。

＜有害大気汚染物質（ベンゼン等）測定経年変化＞ (単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
ベンゼン	0.93	0.98	1.3	0.77	1.17
トリクロロエチレン	0.56	0.70	0.68	0.84	0.75
テトラクロロエチレン	0.17	0.13	0.12	0.16	0.12
ジクロロメタン	1.0	1.2	1.3	2.37	1.68

【ダイオキシン類】

大気中のダイオキシン類は、平成 21 年度まで市内 4 地点で調査を実施していましたが、各地点で環境基準を大幅に下回る測定結果が続き、数値的にも安定しているため、平成 22 年度より調査地点を浦安市役所（郷土博物館）の 1 地点で調査を継続しています。なお、令和元年度の測定結果については、引き続き環境基準を達成しています。

<大気中のダイオキシン類の濃度測定結果（令和元年度測定）>

	③浦安市役所 (pg-TEQ/m ³)
春季（令和元年 5 月 23 日～5 月 30 日）	0.011
夏季（令和元年 7 月 10 日～17 日）	0.012
秋季（令和元年 10 月 2 日～9 日）	0.013
冬季（令和 2 年 1 月 8 日～15 日）	0.032
年平均値	0.017

【アスベスト】

大気中のアスベスト濃度を把握するため、一般環境大気中アスベスト濃度の測定を行っています。大気中のアスベスト濃度に対する環境基準はありませんが、WHO（世界保健機関）による化学物質に関する評価書において、「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は、1～10 本/L 程度であり、この程度であれば健康リスクが検出できないほど低い」とされていることを踏まえ、平成 26 年度より、大気 1 L 中に含まれるアスベストの纖維が 1 本を下回ることを指標として評価をしています。なお、令和元年度の測定結果は、3 地点とも指標を達成しています。

<大気中のアスベストの濃度測定結果（平均値）（令和元年度測定）>

地 点		④当代島公民館	⑤日の出公民館	⑥今川記念会館
時 期	アスベスト (本/L)			
アスベスト (本/L)	夏季	0.100	0.056	0.088
	冬季	0.070	0.070	0.056

※ 大気試料採取期間：令和元年 7 月 24 日～26 日、令和 2 年 1 月 21 日～23 日

<大気汚染物質等監視測定地点>



	調査測定期局 調査地点	調査種別
①	猫実一般局 (郷土博物館内)	一般環境大気
②	美浜自排局 (美浜東第三児童公園内)	自動車排出ガス
③	浦安市役所	ダイオキシン類
④	当代島公民館	アスベスト
⑤	日の出公民館	アスベスト
⑥	今川記念館	アスベスト

【酸性雨】

酸性雨とは、二酸化硫黄（SO₂）や窒素酸化物（NO_x）などを起源とする酸性物質が、雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象です。現段階で、酸性雨による影響は明確となっていませんが、一般に酸性雨による土壤・植生、降水等に対する影響は長い期間を経て現れると考えられているため、現在のような酸性雨が今後も降り続けるとすれば、将来、影響が顕在化する可能性があります。

本市においては、中央図書館屋上に酸性雨自動分析装置を設置し、降雨量やpH等の測定を行っていましたが、分析装置を設置している中央図書館が平成31年1月から大規模改修に入ったため、令和元年度については欠測しています。また、千葉県においては平成29年度をもって酸性雨の調査は中止しています。

<酸性雨年平均値（年度推移）>

	H27	H28	H29	H30	R1
pH 年平均値	-	4.9	4.8	5.0	-

※ 大気中の二酸化炭素が十分溶け込んだ場合のpHが5.6であるため、酸性雨の目安はpH5.6以下

<酸性雨測定結果（月別値）酸性雨自動分析装置設置場所：中央図書館屋上（平成30年度測定）>

項目\月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
pH 最大値	5.9	6.0	5.9	6.3	6.7	6.4	6.7	7.3	6.8	-	-	-
pH 最小値	4.1	3.6	3.9	4.1	4.1	4.0	4.6	4.5	5.2	-	-	-
pH 平均値	5.0	4.7	4.7	5.3	5.1	5.0	5.1	4.9	5.6	-	-	-
pH5.6以下（回）	3	8	9	3	3	16	6	7	2	-	-	-
測定回数（回）	4	8	9	3	5	16	7	11	6	-	-	-

● 固定発生源対策

「大気汚染防止法」「環境保全条例」などに基づき、事業者などに対して、建設工事に伴う粉じんの飛散、ばい煙などの発生の抑制及び廃棄物の野外での焼却などについて指導を行っています。

また、市民からの大気汚染に関する苦情に対し、大気汚染発生源等の確認を行い、燃焼行為の防止等事業者等へ指導を行っていますが、令和元年度は苦情及び指導はありませんでした。

令和元年度の取り組み結果	
環境保全条例に基づく規制 (ばい煙等大気の排出基準) (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙に係る届出件数：0件 ・ばい煙施設を保有する事業者への指導件数：0件
環境保全条例に基づく規制 (燃焼行為規制) (環境保全課)	<p>屋外での焼却行為に関する苦情件数：0件 うち指導件数：0件</p>

● 放射性物質等

■ 放射性物質等の測定

市では、平成 23 年に発生した東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質の飛散等を把握するため、大気中の放射線量の測定を実施していましたが、市内の平均放射線量は年間 1 mSv（毎時 $0.23 \mu \text{Sv}$ ）を下回っていることが確認でき、独立行政法人放射線医学総合研究所より「現状の浦安市の放射線量で健康に被害が出るとは考えられず、普通に生活して問題ない」との見解が得られたことから、平成 29 年度で測定を終了しました。平成 29 年度までの定点測定結果は、市ホームページにて公表しています。

■ 簡易測定器の貸し出し

20 歳以上の市内在住者を対象に、自宅における放射線空間線量を測定するための簡易測定器（株式会社堀場製作所 PA-1000 Radi）の貸し出しを行いました。

令和元年度の取り組み結果	
放射線量簡易測定器の貸し出し (環境保全課)	・希望者に対し、簡易測定器の貸し出しを行った。 貸し出し件数：1 件

② 自動車排出ガス対策の推進 【移動発生源対策】

● 低公害車の導入推進

市では、自動車排出ガスに起因する大気汚染物質の排出を抑制するため、窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）などの大気汚染物質の排出がなく、もしくは少なく、かつ燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた低公害車を公用車として導入推進しています。

令和元年度時点で、208台の公用車を保有していますが、そのうち「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下、自動車NO_x・PM法）施行令」に定める軽自動車、二輪車、被けん引車及び特殊自動車を除く自動車が145台あり、低公害車として導入・採用されている車両は99台となっています。

<自動車NO_x・PM法に基づく市の低公害車導入状況（令和2年3月31日現在）>

特定自動車区分	保有台数
天然ガス	2
ハイブリッド	11
プラグインハイブリッド	2
ガソリン・LPG (ハイブリッド自動車及びプラグインハイブリッド自動車を除く。)	新☆☆☆ 26 新☆☆☆☆ 39 新☆☆☆☆☆ 0 他 29
軽油 (ハイブリッド自動車及びプラグインハイブリッド自動車を除く。)	新長期 3 新☆（新長期） 7 ポスト新長期 7 H28・30規制 1 他 18
電気	0
メタノール	0
燃料電池	0
低公害車の合計	99
公用車の合計	208

※ 低公害車：天然ガス自動車、ハイブリッド自動車（プラグインハイブリッド自動車）、ガソリン自動車またはLPG自動車のうち新☆☆☆以上の低排出ガス車の認定を受けているもの、ディーゼル自動車のうち新長期規制適合車、ポスト新長期規制適合車、電気自動車、メタノール自動車、燃料電池自動車をいう。

令和元年度の取り組み結果	
低公害車の導入推進 (財産管理課)	・低公害車新規導入数：0台

● 自動車排出ガス削減のための市自らの率先行動

市内など近距離移動には自転車利用を勧め、公用車の利用を抑制するため、リサイクル自転車を貸し出し、職員の業務での利用を推進しています。また、冬期の大気汚染防止期間に併せ、期間中の職員による自家用車通勤の自粛、エコドライブ等の実施について、周知・啓発を行うなど、市職員による模範行動を推進しています。

令和元年度の取り組み結果	
環境保全行動推進事業 (自転車の貸し出し) (環境保全課)	・自転車の貸し出し年間件数：213 件 (前年比 305 件減)

● 市民・事業者へのエコドライブの推進

「冬期大気汚染防止キャンペーン」において、市民や市内事業者へ、アイドリングストップなどエコドライブの促進や徒歩等への移動手段の転換による自動車利用の抑制など、ライフスタイルの見直しを呼びかけ、啓発を行っています。

令和元年度の取り組み結果	
環境保全行動推進事業 (エコドライブの促進) (環境保全課)	・冬季における大気汚染防止対策の一環として、エコドライブや公共交通機関利用の推進などについて広報した。

● 交通流対策（交通渋滞対策）

国道 357 号線東京湾岸道路の渋滞を緩和するため、これまで国による舞浜交差点の立体化を促してきましたが、首都国道事務所より令和 2 年度に開通することが発表されました。

集中豪雨に伴う道路冠水による交通被害の軽減を図るため、舞浜地区において一時的に雨水を貯めることができる地下貯留施設の設置に取り組んでいます。

令和元年度の取り組み結果	
国道 357 号東京湾岸道路 立体整備促進事業 (都市計画課)	・首都国道事務所からは、舞浜立体が令和 2 年 6 月頃に開通することが発表された。（令和 2 年 6 月 26 日開通）
道路冠水対策事業 (道路整備課)	・国道 357 号と市道幹線 6 号が交差する舞浜交差点の冠水対策について、国施工の貯留管方式による計画協議を進めた。

● 徒歩や自転車、公共交通の利用等への転換

市では、市民などに対し、自家用車等の利用を控え、公共交通を利用することや、安全面や健康面を考慮した徒歩や自転車への転換を促進しています。

本市は、市域がコンパクトで公共交通網が発達していることから、通勤や近距離の買い物時に自家用車等の利用を控え、状況に応じた最適な「エコ」で賢い移動方法を選択することを市民や市内事業者、通勤者へ呼びかけを行っています。

また、歩行者・自転車利用者それぞれの安全・安心や快適さを確保するため、関係機関と調整を図りながら自転車通行帯看板やピクトサイン、自転車走行指導帯など徒歩・自転車通行環境の整備を進めています。

さらに、公共交通については、バス交通の不便地域の解消や、高齢者等の移動が困難な方への利便性を確保するため、駅や病院、市役所等を結ぶコミュニティバス「おさんぽバス」の運行を行っています。新宿や渋谷、羽田空港方面への鉄道利用者の利便性向上のため、JR京葉線・東京臨海高速鉄道りんかい線相互直通運転の実現に向けて、沿線自治体などと連携を図りながら要望を続けていきます。



令和元年度の取り組み結果

バス交通利用促進事業 (都市計画課)	<ul style="list-style-type: none"> バスロケーションシステムの表示機（2基）を設置した。 ノンステップバス（4台）の導入、バス停留所の上屋の整備（2棟）を行った。
JR京葉線・東京臨海高速鉄道りんかい線相互直通運転促進事業 (都市計画課)	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県JR線複線化等促進期成同盟を通じて東日本旅客鉄道株式会社に対し、京葉線・りんかい線の相互直通運転の実施について要望した。 京葉線沿線の自治体等で構成する協議会より鉄道事業者に対し、要望活動を実施した。
コミュニティバス事業 (都市計画課)	<ul style="list-style-type: none"> 医療センター線・舞浜線・じゅんかい線のコミュニティバス3路線を運行した。 一般利用者数：1,667,995人 【医療センター線（80便／日）】利用者数：548,202人 【舞浜線（80便／日）】利用者数：706,491人 【じゅんかい線（80便／日）】利用者数：413,302人 高齢者等福祉乗車券利用者数：203,993人

● 快適に移動できる道路・交通環境の充実

新浦安駅周辺について、若潮通りの交通の円滑化を図るため、バスベイの設置、歩行空間の拡幅に向けて取り組んでいます。

徒歩や自転車で、安全で快適に移動できる道路・交通環境の充実を図るために、緑を増やすとともに、海からの強風や潮風を和らげ、高潮時の被害軽減を図るために、市民や事業者と協働で沿岸部の緑地の整備を促進しています。

令和元年度の取り組み結果

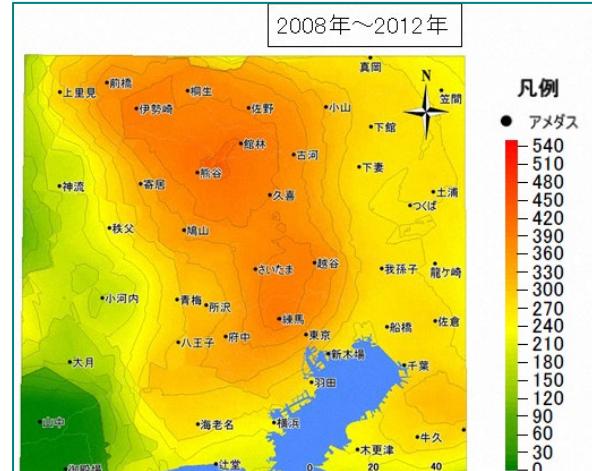
新浦安駅北口周辺整備事業 (道路整備課)	・新浦安駅北口における交通の混雑緩和について、短期的な対策として、千葉県（葛南土木事務所）により、新浦安バス停留所の開口の拡張工事が行われた。
浦安糸の森整備事業 (みどり公園課)	・日の出海岸沿い緑道（日の出八丁目地先）約 460 m ² で 1,112 本の植樹を実施した。
舞浜地区海岸整備事業 (みどり公園課) (道路整備課)	・年間植栽管理として、除草年 3 回、低木刈込年 2 回、地被類剪定 1 回を実施した。

③ ヒートアイランド対策の推進

● 人工排熱の低減と地表面被覆・都市形態の改善

ヒートアイランド現象とは、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象です。

主な原因は、都市部特有の地表面の人工化（緑地の減少とアスファルトやコンクリート面などの拡大）、都市形態の高密度化（密集した建物による風通しの阻害や天空率の低下）、人工排熱の増加（建物や工場、自動車などの排熱）の 3 つが挙げられます。この現象は年間を通じて生じていますが、特に夏季の気温上昇が都市生活の快適性を低下させるとして問題となっています。



出典：「環境省資料」

ヒートアイランド現象緩和に向けた「ライフスタイルの改善」のため、環境学習の一環として、市内小学校、幼稚園、児童センター、公民館などで、温度上昇を抑える「打ち水体験」を実施し、取り組みのきっかけを創出したり、アサガオなど植物で作る自然のカーテンで夏の強い日差しを和らげる「緑のカーテン」を事業所や家庭に対して啓発しています。

ヒートアイランド対策とともに、歩行の安全性や快適性を図るため、道路整備時に歩道部の透水性舗装を行っています。また、遮熱性舗装や保水性舗装の将来的な導入に向け、情報収集を行っています。

令和元年度の取り組み結果	
環境学習推進事業 (環境保全課)	・冊子による啓発を行った。
道路補修等事業 (道路整備課)	・災害復旧工事において歩道部の透水性舗装を実施した。

■ 市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	<ul style="list-style-type: none"> 移動の際は、できるだけ公共交通機関やカーシェアリング、自転車の利用、徒歩を選択して、マイカーの使用を抑制します。 自動車を運転するときは、エコドライブを心がけます。 自動車を使用するときは、より低公害な車を選びます。
○事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動における自動車の使用に際して、エコドライブを心がけます。 低公害車の導入に積極的に努めます。 従業員の通勤時・外出時に、公共交通機関、自転車の利用や徒歩を推奨します。 「大気汚染防止法」、「環境保全条例」などを遵守し、ばい煙などの発生の抑制に努めます。
○滞在者等	<ul style="list-style-type: none"> 自動車を運転するときは、エコドライブを心がけます。

Ⅰ 課題と今後の方針

① 大気監視体制の充実

- 環境基準を超過している光化学オキシダントの原因は、気象条件に加え、都市部特有の都市構造や市民の生活、事業活動など複合的なもので、全国的にも環境基準の達成状況は、極めて低い水準です。

このことから、大気環境の常時監視によりオキシダント濃度を注視し、県が示す発令基準以上の濃度となった際には、市民などへの健康被害未然防止を目的とした、光化学スマッグ注意報等の発令を行います。また、市民、事業者へ、発生抑制に向けたライフスタイルや事業活動など、大気汚染防止のための取り組みを推進します。

- 微小粒子状物質（PM2.5）については、発生のメカニズムや発生源など解明されていない点が多く、国を中心に研究を進めていることから、動向を注視し、市民へ情報提供を行います。

② 自動車排出ガス対策の推進

- 自動車排出ガスに含まれる二酸化窒素は、環境基準を達成しているものの、美浜自排局において、千葉県独自で定めている環境目標値を超過しています。このことから、低公害車の導入をはじめ、アイドリングストップなどのエコドライブや、徒歩・自転車利用の促進などを、市が率先して取り組むとともに、市民、事業者への取り組みを促進していきます。

また、自動車の利用を抑制するため、公共交通機関の利用促進を図ります。

③ ヒートアイランド対策の推進

- ヒートアイランド現象は、都市部特有の複合的な要因により発生することから、道路整備や建築物の建設などにおいて地表面被覆の改善及び都市形態の改善など都市構造の変革を図るとともに、人工排熱の低減、ライフスタイルの改善など、市民、事業者の取り組みを推進していきます。

また、これに加え、人への健康被害等を軽減する適応策として、熱中症予防や集中豪雨への道路冠水対策などの対策を進めています。

2. 海と川の水質改善

■ 施策の方向

本市は、東京湾に張り出すような地形から市域の三方を海と河川に囲まれた「水際（すいさい）」の都市で、市内にも猫実川・堀江川・境川・見明川の4つの河川が流れています。

昭和39年から始まった公有海面埋め立て事業により市域は約4倍に拡大しましたが、埋め立ての経緯から地形は、中町・新町の地盤が高く、元町地域が最も低くなっています。このため、本市を流れる河川は、市民の生命、財産を守るため、防護・治水を優先した整備が進められており、水門などで川の流量が管理され、特に猫実川と堀江川は、定常的な水源がなく、流量が少ない閉鎖的な水域となっています。

本市の公共下水道は、汚水は「污水管」で、雨水は「雨水管（水路など）」で別々に流す「分流式下水道」で整備しています。都市化の進展とともに下水道普及率も高く、生活排水などの河川への流出は少ない状況ですが、下水道未接続世帯からの生活排水の流出や、降雨により道路面に付着した汚れや大気汚染物質などが、雨水と共に河川等に流され、汚濁物質が蓄積することも考えられます。

河川や沿岸海域の水質汚濁は、周辺への悪臭や、赤潮・青潮の発生の原因となり魚類や他の生物の生態系を崩すなど、地球環境へ悪影響を与える恐れがあることから、市では市内4河川の水質調査により状況を監視しています。

今後も、市では、千葉県、東京都、近隣都市区等と連携し公共用水域の水質監視を継続していくとともに、市内を流れる河川の水質調査を独自で行い、状況を監視し、河川管理者である千葉県と協力し水質改善に取り組んでいきます。

環境の現状と令和元年度の主な取り組み

環境指標

項目 A	指標 B	令和元年度 C	平成24年度 【参考】	指標の評価 D
河川 の 環境 基準	旧江戸川 (河川B類型)	水素イオン濃度 指数(pH)	6.5以上8.5以下	7.6 7.6 ○
		生物化学的酸素 要求量(BOD)	3mg/L以下	1.9mg/L 2.3mg/L ○
		浮遊物質量 (SS)	25mg/L以下	12mg/L 15mg/L ○
		溶存酸素量 (DO)	5mg/L以上	8.5mg/L 8.5mg/L ○
		大腸菌群数	5,000MPN /100ml以下	6,300MPN /100ml — ×
		人の健康の保護に 関する環境基準 (27項目)	各項目の 環境基準	全項目達成 全項目達成 ○
市内 河川 の 環境 目標 値	猫実川 (河川E類型相当) 堀江川 (河川E類型相当) 境川(A地点) (河川C類型相当) 境川(B地点) (河川C類型相当) 見明川 (河川C類型相当)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	10mg/L以下	2.8mg/L 5.8mg/L ○
			10mg/L以下	3.3mg/L 5.5mg/L ○
			5mg/L以下	4.3mg/L 2.1mg/L ○
			5mg/L以下	4.0mg/L 3.1mg/L ○
			5mg/L以下	1.9mg/L 2.3mg/L ○
海域 の 環境 基準	東京湾 (海域B類型・ 海域IV類型)	水素イオン濃度 指数(pH)	7.8以上8.3以下	8.1 8.3 ○
		化学的酸素 要求量(COD)	3mg/L以下	3.1mg/L 5.4mg/L ×
		溶存酸素量 (DO)	5mg/L以上	6.7mg/L 8.5mg/L ○
		全窒素 (T-N)	1mg/L以下	0.73mg/L 0.97mg/L ○
		全りん (T-P)	0.09mg/L以下	0.067mg/L 0.083mg/L ○
		人の健康の保護に 関する環境基準 (27項目)	各項目の 環境基準	全項目達成 全項目達成 ○

※ pH、SS、DO、は、年平均値で環境基準の達成状況を評価した。

※ 全窒素(T-N)、全りん(T-P)は、表層の年平均値の平均値で環境基準の達成状況を評価した。

※ BODとCODは75%水質値により、環境基準と環境目標値の達成状況を評価した。

参考指標（市民に親しみやすい指標）

項目 A	指標 B	令和元年度 C	平成 24 年度 【参考】	指標の評価 D
水質に関する公害苦情件数	基準年(平成 24 年度)を維持	1件	0件	×
河川の水の透視度	<川のきれいさを継続的に把握するための項目>	境川A地点 26.5 cm	境川A地点 30.0 cm	—
平均水温	<水質や河川の生態系に影響を与える水温の変化を継続的に把握するための項目>	境川A地点 21.1°C	境川A地点 19.8°C	—

項目 A	指標 B	令和元年度 C	平成 24 年度 【参考】	指標の評価 D
生活排水処理率	令和2年度までに 98.5% (1.8 ポイント向上)	97.6%	96.7%	—
下水道人口普及率	令和2年度までに 99.9%	99.7%	99.7%	—
下水道整備率	令和2年度までに 96.2%	93.3%	93.3%	—
水洗化率	基準年(平成 24 年度)より増	97.7%	96.6%	○

※ 生活排水処理率 = (下水道水洗化人口 + 合併浄化槽人口) ÷ 行政人口

※ 下水道人口普及率 = 処理区域内人口 ÷ 行政人口

※ 下水道整備率 = 処理区域面積 ÷ 市街化区域面積

※ 水洗化率 = 下水道水洗化人口 ÷ 処理区域内人口

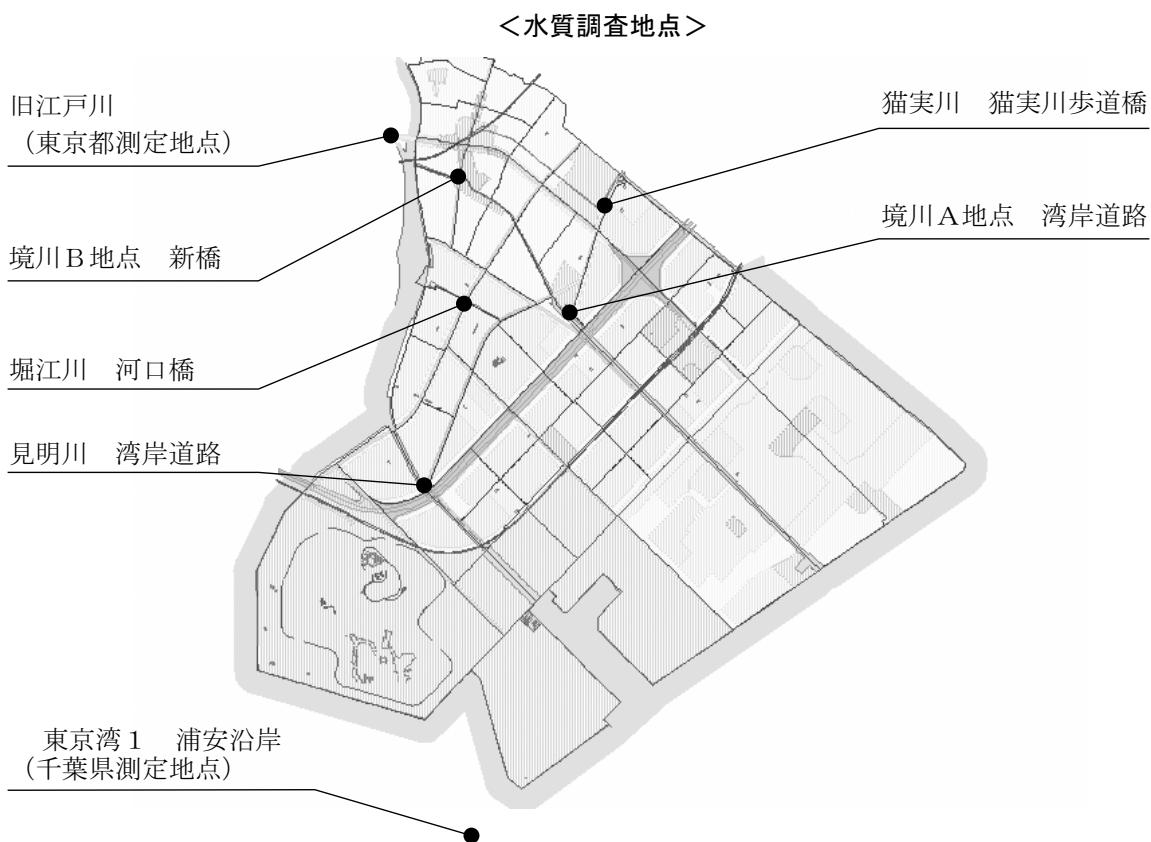
① 河川等の水質改善の充実

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条では、公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件について、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）」を定めることとされています。

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）27 項目と、河川や海域などで、それぞれの利用目的に応じて設けられた類型ごとに生活環境に係る水質環境基準を定め、河川等の水質測定により環境監視を行うこととされています。

本市は、三方を東京湾と旧江戸川に囲まれ、市内には、境川・猫実川・堀江川・見明川の4 河川が流れています。近年、都市部における生活排水による水質汚濁が問題となっており、東京湾の海域及び B 類型に指定される旧江戸川の汚濁状況を把握するため、水質測定を実施している千葉県や東京都と測定結果を共有し、現状把握に努めています。

また、市内河川では、水質汚濁による悪臭等周辺環境への影響を未然に防ぐことを目的に、市独自で水質調査を年 4 回、5 地点で実施しています。



● 河川

旧江戸川は、水質汚濁に係る環境基準の水域類型において、B類型に指定されており、令和元年度測定では、水素イオン濃度指数（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質量（SS）、溶存酸素量（DO）及び人の健康の保護に関する27項目について環境基準を達成しましたが、大腸菌群数については環境基準を達成できませんでした。ただし、大腸菌群数については、土壤由来のものも含まれることから、単年度の結果のみで一概に水質が悪化していると判断することはできません。なお、BODについては、千葉県、東京都及び国土交通省が実施する調査では、旧江戸川を含む70水域のうち53水域で環境基準を達成しています。

猫実川、堀江川、境川（A・Bの2地点）及び見明川は、千葉県より類型指定されていないことから、環境基準の適用外ですが、本市の河川は閉鎖的な水域である現状を鑑み、水質汚濁状況を把握するため、河川の有機汚濁を測る代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の環境目標値（猫実川・堀江川：10 mg/L、境川・見明川：5 mg/L）を独自に設定し、測定を実施しています。境川は、地盤の低い元町地区を水害から守るために東西に水門が設置され、流量が管理されており、東京湾と旧江戸川の潮位が一定の水位以下にならないと開けることができません。そのため、門が閉まっている期間は流量が少なく、汚濁物質（有機物）が堆積し、環境目標値超過の原因となることがあります。令和元年度の測定では、全地点でBODの環境目標値を達成しました。

本市の下水道普及率は高いものの、未接続世帯等からの排水の流出や、降雨時に道路面の汚れや大気汚染物質などが川に流れていることが考えられます。このようなことから、市内河川における水質調査を継続し、千葉県など河川管理者と協力して水質の改善に取り組んでいきます。

また、江戸川や市内河川の水質環境を保全するために、江戸川流域自治体等と連携しながら、水質改善に努めています。

さらに、地下水の汚染を防止するため、千葉県と協力して公共用水域および地下水の水質汚濁の状況を監視測定しています。

令和元年度の取り組み結果	
河川環境対策事業 (道路整備課)	<ul style="list-style-type: none"> ・猫実川の水質調査を継続しているほか、堀江川は境川からの取水による浄化施設を稼働し水質浄化を行った。 ・また定期的な河川パトロールを実施し、職員が目視にて河川の状況を確認した。
川をきれいにする市民活動への支援 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> ・「江戸川を守る会」、「河川美化推進会議」への参加や、会の機関誌に活動内容を掲載し、河川環境維持のための啓発を行った。 ・江戸川の水質状況について情報提供を受けるなど、河川管理事務所との連携を図った。
地下水汚染防止対策事業 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の全体的な地下水質を把握するため、県が市内1地点で地下水の水質測定を行ったところ、環境基準の超過は見られなかった。

■ 河川等水質調査結果

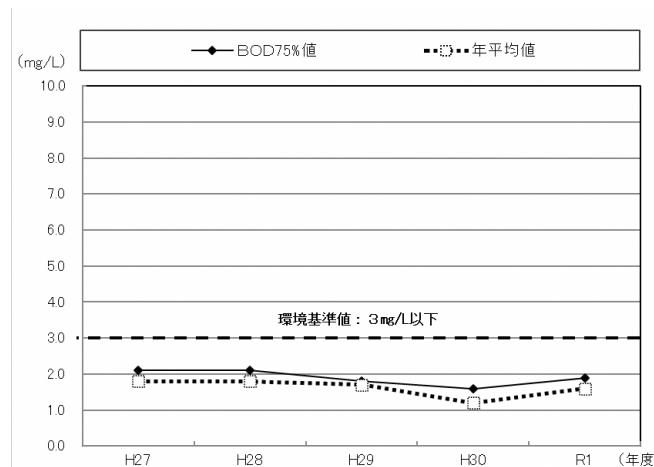
【旧江戸川】

水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、都内の河川、東京湾、湖沼及び地下水の水質を把握するため、東京都、国土交通省と分担して水質調査を行っています。

<旧江戸川BOD経年変化>（単位：mg/L）

項目	H27	H28	H29	H30	R1
75%値	2.1	2.1	1.8	1.6	1.9
年平均値	1.8	1.8	1.7	1.2	1.6

出典：「令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（東京都）



【市内河川（猫実川、堀江川、境川（A・B地点）、見明川）】

<河川等水質調査結果（令和元年度調査）> (単位: mg/L [pH以外])

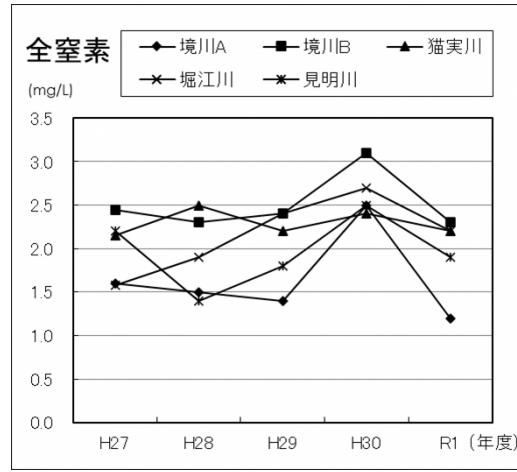
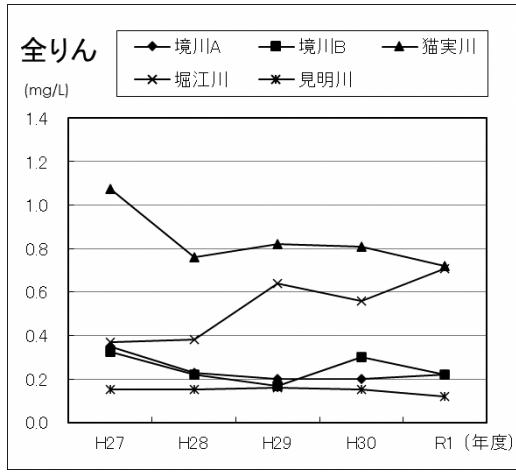
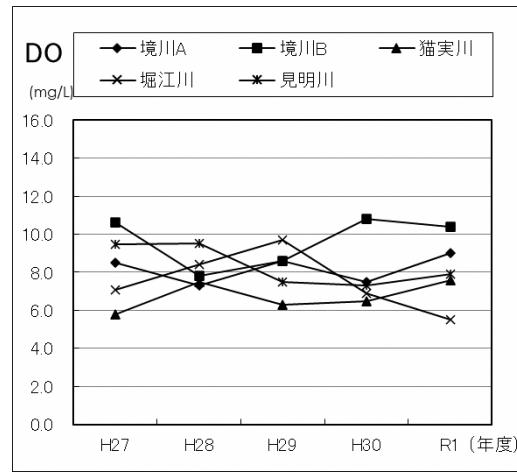
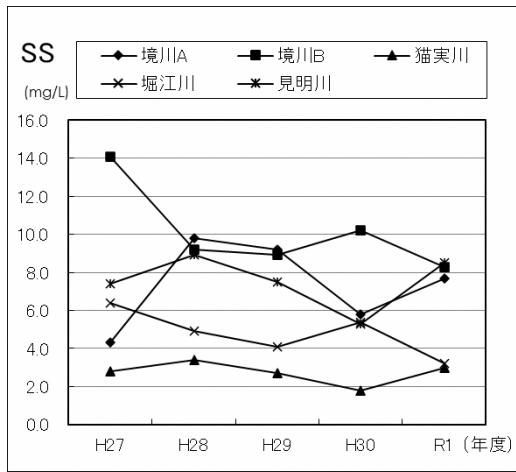
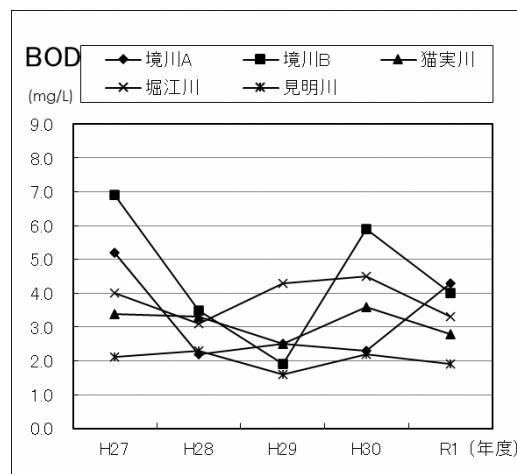
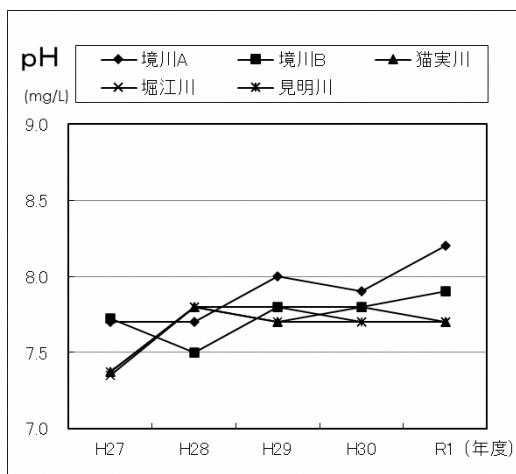
河川	項目	5月	8月	11月	2月	年平均値
境川 A 地点	p H	8.2	8.6	7.8	8.0	8.2
	S S	6.8	17.4	3.8	2.8	7.7
	B O D	4.5	4.3	0.9	2.1	3.0
						4.3(75%水質値)
	D O	9.6	12.7	5.4	8.1	9.0
	全窒素	1.2	1.2	1.1	1.3	1.2
境川 B 地点	全りん	0.29	0.23	0.23	0.12	0.22
	p H	8.2	7.7	7.7	8.1	7.9
	S S	14.7	4.6	10.0	3.9	8.3
	B O D	6.5	0.9	4.0	3.0	3.6
						4.0(75%水質値)
	D O	12.2	9.5	8.0	11.9	10.4
猫実川	全窒素	1.9	1.9	2.2	3.2	2.3
	全りん	0.38	0.11	0.28	0.09	0.22
	p H	7.6	8.0	7.5	7.8	7.7
	S S	1.1	3.5	1.9	5.3	3.0
	B O D	3.1	2.8	1.4	2.7	2.5
						2.8(75%水質値)
堀江川	D O	5.0	10.5	6.6	8.1	7.6
	全窒素	1.7	1.7	2.5	2.8	2.2
	全りん	0.75	0.68	0.59	0.85	0.72
	p H	7.7	7.7	7.6	7.9	7.7
	S S	1.4	3.4	3.9	4.2	3.2
	B O D	5.4	2.7	2.6	3.3	3.5
見明川						3.3(75%水質値)
D O	2.5	4.6	6.2	8.6	5.5	
全窒素	2.2	2.6	1.8	2.2	2.2	
全りん	0.95	0.94	0.49	0.45	0.71	
p H	7.6	7.4	7.7	8.0	7.7	
S S	6.4	9.5	5.8	12.2	8.5	
見明川	B O D	3.6	0.9	0.9	1.9	1.8
						1.9(75%水質値)
	D O	6.5	8.2	7.9	9.1	7.9
	全窒素	1.7	1.8	2.1	1.8	1.9
	全りん	0.18	0.12	0.09	0.1	0.12

※ B O Dの環境目標値は、猫実川、堀江川：10 mg/L 以下。境川、見明川：5 mg/L 以下。

※ 河川におけるB O Dの環境基準や環境目標値の達成状況は75%水質値で評価する。

※ B O Dの経年変化は一般的には年平均値で概況をみる。

<河川等水質調査結果（経年変化）>



※ 経年変化は、すべての項目で年平均値を用いて概況を把握している。

● 海域

東京湾の生活環境の保全に関する環境基準は、B類型及びIV類型に指定されており、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、千葉県において、公共用水域及び地下水の水質測定計画を作成し、水質の状況について常時監視しています。

本市近郊地点の東京湾1(浦安沿岸)では、水質汚濁に係る人の健康の保護に関わる環境基準(健康項目27項目)及びpH、COD(化学的酸素要求量)、DO、全窒素、全りんなどを調査しています。

健康項目27項目並びにpH、DO、全窒素及び全りんについては、環境基準を達成しましたが、CODについては、環境基準を達成できていません。特に東京湾の内湾部においては、都市化の進行による人口の集中や生活様式の変化とともに、生活排水等汚濁物質(有機物)が水質汚濁の主要な原因となっており、濃度が高い傾向があります。

有機汚濁の原因の一つである生活雑排水等については、今後とも下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、千葉県と連携し、工場・事業場排水についても監視指導を行っていきます。

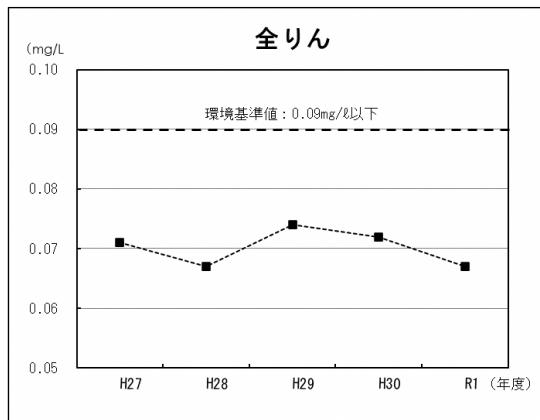
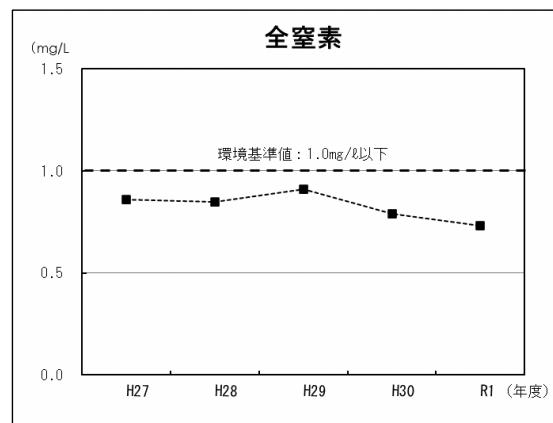
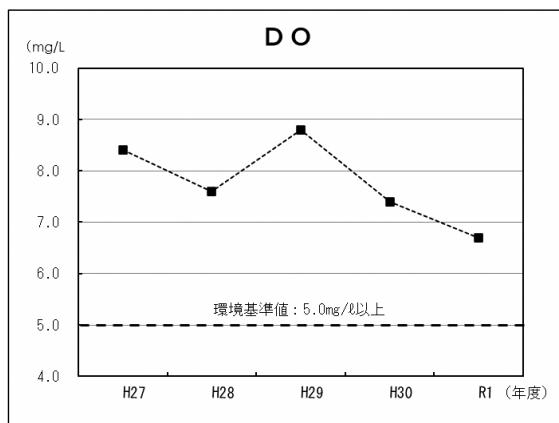
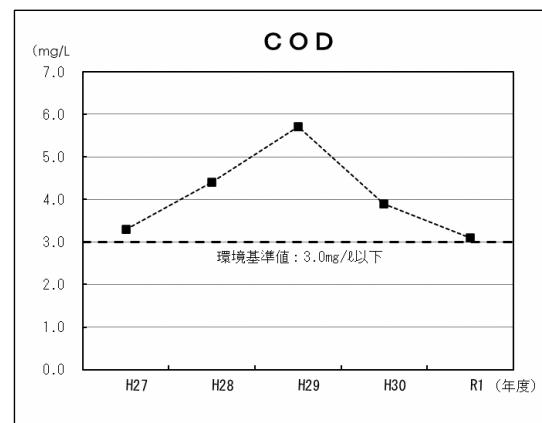
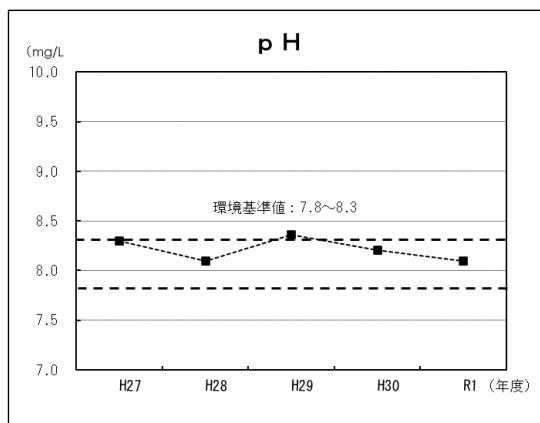
COD年数値(75%水質値)は、東京湾内湾(浦安沿岸)で3.1mg/Lで、ここ数年の経過は多少の変動を繰り返しながらも横ばい傾向となっています。

<東京湾水質測定結果(経年変化)> (単位: mg/L [pH以外])

項目	H27	H28	H29	H30	R1
pH	8.3	8.3	8.4	8.2	8.1
COD	3.3 (75%水質値)	4.4 (75%水質値)	5.7 (75%水質値)	3.9 (75%水質値)	3.1 (75%水質値)
DO	8.4	7.9	8.8	7.4	6.7
全窒素	0.82	0.85	0.91	0.79	0.73
全りん	0.070	0.067	0.074	0.072	0.067

出典: 千葉県「令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」

<海域水質調査結果（経年変化）>



② 下水道施設の整備と適正な管理

● 公共下水道の整備と維持・管理

本市の公共下水道は、汚水は「污水管」で、雨水は「雨水管（水路など）」で別々に流す「分流式下水道」で整備しています。生活排水などの汚水は、污水管を通り県が管理する江戸川左岸流域下水道に接続し、市川市福栄にある江戸川第二終末処理場で汚水を浄化し、河川に放流されています（千葉県江戸川左岸流域下水道事業）。なお、現在、江戸川第二終末処理場では、窒素やリンを取り除く高度処理対応の供用を開始し、水質の改善を図っています。

市では、東日本大震災で被災した下水道施設に対する液状化・耐震化を踏まえた災害復旧工事を、平成24年度から27年度までの4か年に渡り実施し、平成28年2月に復旧事業を完了しました。

公共下水道面整備事業については、平成24年度より災害復旧工事を優先したため一時休止していましたが、災害復旧工事の完了により平成28年度より再開しました。今後も、生活環境の向上及び水質保全を図るため、面整備事業を進めます。また、下水道の処理区域における未接続世帯の解消のため、広報活動や、水洗化普及員による戸別訪問などの啓発を行っています。

公用下水道未整備区域においては、浄化槽の適正な維持・管理のため、年1回通知を行うなど、適正な維持・管理の指導を行っています。

また、今後、想定される地震災害等の備えとして、計画的な地震対策を行うため、重要な幹線管きよの耐震化を行うとともに、老朽化している下水道施設を計画的・効率的に延命化を図り、適正な修繕やライフサイクルコストの最小化など維持管理を進めていきます。

さらに、特定事業場から排水される下水の水質が基準値に適合するよう、水質の検査および監視を進めています。

令和元年度の取り組み結果	
公共下水道面整備事業 (下水道課)	<ul style="list-style-type: none">・猫実3丁目17番地先において、下水道管の布設工事を行った。・当代島2丁目21番地先において、実施設計及び下水道管の布設工事を行った。
下水道普及促進事業 (下水道課)	<ul style="list-style-type: none">・堀江4丁目14番地先において、下水道管の布設工事を行った。・水洗化普及員により、未接続世帯への広報活動を実施した。
浄化槽管理指導事業 (ごみゼロ課)	<ul style="list-style-type: none">・浄化槽の清掃通知(320件)を送付した。
下水道総合地震対策事業 (下水道課)	<ul style="list-style-type: none">・総合地震対策計画〔I期〕に基づき、緊急輸送路下の耐震化が必要な管きよやマンホールの地震対策工事を行った。・総合地震対策計画〔II期〕に基づき、防災や医療の拠点施設などと接続する管路の耐震診断を行った。
下水道長寿命化事業 (下水道課)	<ul style="list-style-type: none">・北栄地区の長寿命化計画に基づき、管きよの改築及び修繕工事を発注した。
ストックマネジメント推進事業 (下水道課)	<ul style="list-style-type: none">・ストックマネジメント計画に基づき、簡易調査や詳細調査などを実行した。
特定事業場水質監視事業 (下水道課)	<ul style="list-style-type: none">・届出特定事業場排水の測定 43事業場：年4回以下

【市民・事業者・滞在者等の行動】

○市民	<ul style="list-style-type: none">・ 廉食油の回収など家庭でできる生活排水対策を実行します。・ 下水道整備区域では下水道への接続に努めます。・ 節水に努めます。
○事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 「水質汚濁防止法」などに定める基準を遵守し、水質汚濁物質の排出の削減に努めます。・ 節水に努めます。
○滞在者等	<ul style="list-style-type: none">・ 節水に努めます。

【課題と今後の方向性】

① 河川等の水質改善の充実

- 境川については河川本来の治水機能を確保しながら、潮位による水門の開閉の促進や旧江戸川からの導水によりきれいな水を流し、水質改善に取り組みます。また、猫実川、堀江川及び見明川についても、他の河川からの導水や、汚泥を河床より除去する浚渫など水質改善に向けた取り組みを、河川管理者である千葉県などと協力して取り組みます。

② 下水道施設の整備と適正な管理

- 今後は、下水道処理区域における未接続世帯や事業所に対し、早期接続を促すとともに、老朽化や耐震が不足している下水道施設の計画的・効率的な更新を図るため、延命化や耐震化対策など、適正な維持管理を進めます。

3. 静けさや心地よさが保たれ、安心して暮らせる生活環境の確保

| 施策の方向

近年の生活環境における問題は、都市化の進展、人々のライフスタイルや社会情勢の急激な変化などを背景に、騒音・振動、地盤沈下、悪臭、土壌環境などの公害から、建造物などによるテレビ電波障害・光害・ビル風害、カラスによるごみの散乱、ごみのポイ捨て、不法投棄、路上喫煙などの生活衛生問題、そして化学物質による生活環境問題など複雑・多様化しています。

これらの環境問題は、私たちの日常生活や事業活動に起因するものと考えられることから、法による規制や指導により、安心して暮らせる生活環境を確保する対策を講じるとともに、市民や事業者へ環境に配慮した行動を促していきます。

また、市民と協力して、ごみのポイ捨てや路上喫煙などの生活衛生問題などへの対応を進めるとともに、犬や猫などのペットと気持ちよく暮らせるまちをつくるため、マナー向上に向けた啓発を進めます。

環境の現状と令和元年度の主な取り組み

環境指標

項目 A		指標 B		令和元年度 C		指標の評価 D	
自動車 騒音	当代島三丁目(市川浦安線沿い)	昼 (6時~22時) 環境基準 70dB 要請限度 75dB	夜 (22時~6時) 環境基準 65dB 要請限度 70dB	昼	70	夜	65 ○
	北栄三丁目(やなぎ通り)				69		66 ×
	富岡四丁目(湾岸道路西行き)				68		67 ×
	東野三丁目(湾岸道路東行き)				58		55 ○
	弁天二丁目(市道幹線5号)				68		66 ×
	弁天二丁目(若潮通り)				67		62 ○
	舞浜二丁目(幹線6号沿い)				65		61 ○
	舞浜三丁目(幹線6号沿い)				57		52 ○
	当代島三丁目(市川浦安線沿い)				32		27 ○
	北栄三丁目(やなぎ通り)				44		39 ○
道路交通 振動	富岡四丁目(湾岸道路西行き)	昼 (8時~19時) 要請限度 65dB	夜 (19時~8時) 要請限度 60dB	昼	50	夜	47 ○
	東野三丁目(湾岸道路東行き)				47		46 ○
	弁天二丁目(市道幹線5号)				48		44 ○
	弁天二丁目(若潮通り)				44		38 ○
	舞浜二丁目(幹線6号沿い)				45		41 ○
	舞浜三丁目(幹線6号沿い)				45		41 ○

※ : 要請限度を達成するが、環境基準を超えたもの

※ 東野三丁目については、道路工事のため30年度地点(東の3-31)から異なる地点(東の3-23)に調整した

参考指標（市民に親しみやすい指標）

項目 A		指標 B		令和元年度 C		指標の評価 D	
幹線沿道 地域の環 境基準の 達成状況	国道357号	—	—	100.0%		—	—
	一般県道西浦安停車場線			94.0%			
	市道幹線3号			100.0%			
	市道幹線4号			100.0%			
	市道幹線11号			100.0%			
	市道10-2号線			100.0%			
航空機騒 音に係る環 境基準	明海測定局	月平均	地域類型I: 57dB以下 (Lden) 本市は、地域類型指定 されていないため、 地域類型Iで評価。	46.8 dB		—	—
		日平均		46.9 dB			

項目 A		指標 B		令和元年度 C		平成24年度 【参考】	指標の評価 D
市へ 寄せられる 公害苦情の 件数	騒音	基準年(平成24年度) より減	26件	31件	○	—	—
	振動						
	悪臭						
	電波障害	基準年(平成24年度) を維持	0件	0件	○	—	—
	その他 (大気・水質等)						

① 生活環境問題への対応

● 事業者等の騒音・振動対策

本市へ寄せられる騒音・振動の公害苦情の発生源の多くは、建設・解体工事及び工場・事業所等からの騒音や振動です。特に、住宅と工場、商業・業務施設などが混在する「複合住宅ゾーン」や、国道357号沿線地域に住む市民などからの苦情が多い状況です。

重機を使用する建設・解体工事及び特定施設を保有する工場・事業場等から発生する騒音や振動については、騒音規制法、振動規制法及び浦安市環境保全条例による規制対象となっており、騒音・振動を発生させる事業活動を行う際に、事前に市への届出を義務付けることで事業内容を把握し、必要に応じ、騒音低減策を講じるよう指導を行っています。

また、市民等から苦情が市に寄せられた際は、発生現場の状況を確認し、発生源を特定するとともに、原因者に対し、規制基準の順守や公害を防止するための必要な措置を講じるよう指導を行います。

● 主要幹線道路の騒音・振動対策

本市は、首都高速道路湾岸線や国道357号が市の中央を東西に貫いているほか、県道浦安停車場線（やなぎ通り）、主要地方道市川浦安線（市川浦安バイパス）など、通過自動車交通量が多い状況です。このため、騒音規制法及び振動規制法に基づき、自動車騒音・道路交通振動の状況調査を実施しています。

自動車騒音には、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準としての「騒音（道路に面する地域の騒音）に係る環境基準」及び自動車騒音または道路交通振動がそれを超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとときに、関係機関などに対し要請等を行うことができる限度としての「要請限度」があります。これらを指標として騒音・振動の状況を把握しています。

市は、自動車騒音・道路交通振動が環境省令で定める限度（要請限度）を超過することで道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合は、公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することができます。また、必要があると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者または国土交通大臣などに意見を述べることができます。

■ 振動・騒音の観測結果

【自動車騒音・道路交通振動要請限度調査】

令和元年度調査では、自動車騒音において、要請限度は超えていませんが、環境基準を超えた地点が夜間のやなぎ通り（北栄三丁目）、国道357号西行き（富岡四丁目）、市道幹線5号（弁天二丁目）の3地点ありました。なお、道路交通振動における要請限度を超過した地点はありませんでした。

<自動車騒音・道路交通振動要請限度調査結果（令和元年度測定）>

No	地点	自動車騒音(dB)				道路交通振動(dB)			
		昼(6~22時)		夜(22~6時)		昼(8~19時)		夜(19~8時)	
		平均値	環境基準 要請限度	平均値	環境基準 要請限度	平均値	要請 限度	平均値	要請 限度
1	当代島三丁目 (市川浦安線沿い)	70	70	65	65	32	65	27	60
			75		70				
2	北栄三丁目 (やなぎ通り)	69	70	66	65	44	65	39	60
			75		70				
3	富岡四丁目 (湾岸道路西行き)	68	70	67	65	50	65	47	60
			75		70				
4	東野三丁目 (湾岸道路東行き)	58	70	55	65	47	65	46	60
			75		70				
5	弁天二丁目 (市道幹線5号)	68	70	66	65	48	65	44	60
			75		70				
6	弁天二丁目 (若潮通り)	67	70	62	65	44	65	38	60
			75		70				
7	舞浜二丁目 (幹線6号沿い)	65	70	61	65	45	65	41	60
			75		70				
8	舞浜三丁目 (幹線6号沿い)	57	70	52	65	45	65	41	60
			75		70				

※ 測定期間 令和2年3月3日（火）・5日（木）・6日（金）の3日間

※  : 要請限度を達成するが、環境基準を超えたもの

※ 東野三丁目については、道路工事のため30年度地点（東の3-31）から異なる地点（東の3-23）に調整した

【沿道地域の環境基準の達成状況（自動車騒音常時監視調査）】

道路端から 50m 以内の沿道地域では、一般地域の環境基準が適用されず、騒音レベルが環境基準を超過する戸数及び割合により評価する面的評価を行っています。

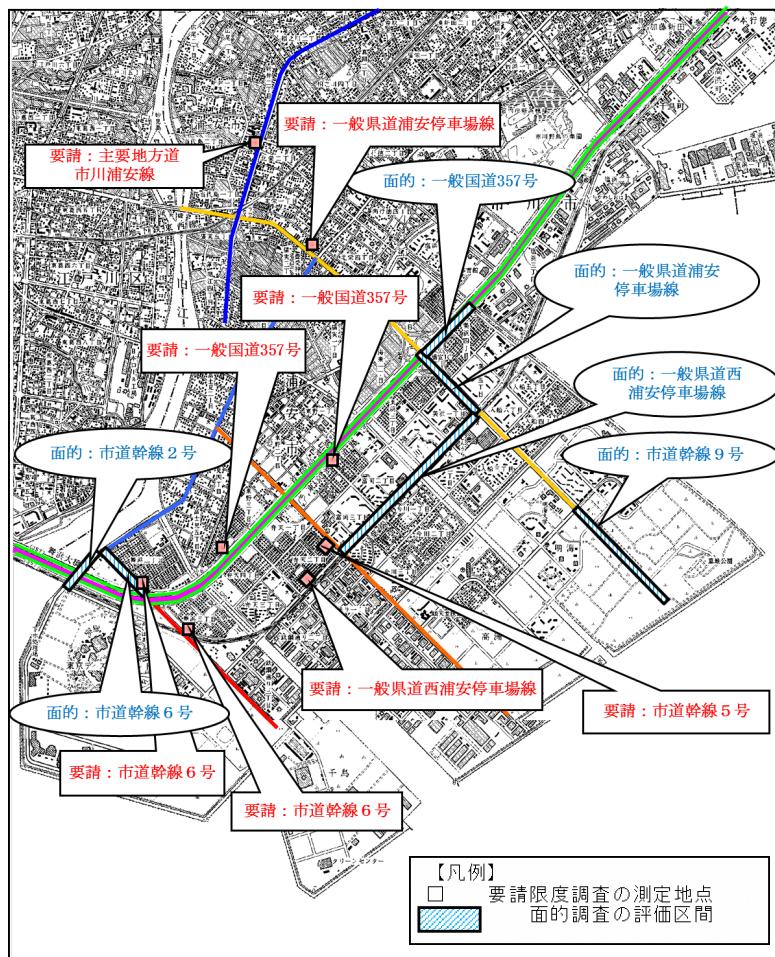
市では、騒音規制法第 18 条に基づく自動車騒音の常時監視調査を平成 24 年度から実施しています。令和元年度は、市内幹線道路 6 路線について調査を実施し、調査路線の沿道に立地する住居等 3,231 戸のうち、国道 357 号、市道幹線 3 号、市道幹線 4 号、市道幹線 11 号、市道 10-2 号線の 5 路線において 100% 環境基準を達成しています。

＜自動車騒音の常時監視に係る面的調査の結果（令和元年度測定）＞

No	路線名	区間延長(km)	総家屋数	基準値内戸数	達成率(%)
i	国道 357 号	0.5	127	127	100.0
ii	一般県道西浦安停車場線	1.6	561	527	94.0
iii	市道幹線 3 号	0.3	381	381	100.0
iv	市道幹線 4 号	1.8	1,496	1,496	100.0
v	市道幹線 11 号	0.2	167	167	100.0
vi	市道 10-2 号線	0.6	499	499	100.0
6 区間合計		5.0	3,231	3,197	98.9

※測定期間 令和 2 年 2 月 19 日（10 時）～20 日（10 時）

＜調査地点＞



● 航空機騒音

航空機騒音は、航空機から発生する騒音が大きく、上空で発生するため、空港周辺の広い範囲に影響を及ぼします。本市は、半径 20km 以内に羽田空港があり、交通面で利便性が高い一方、航空機騒音の影響を受けています。

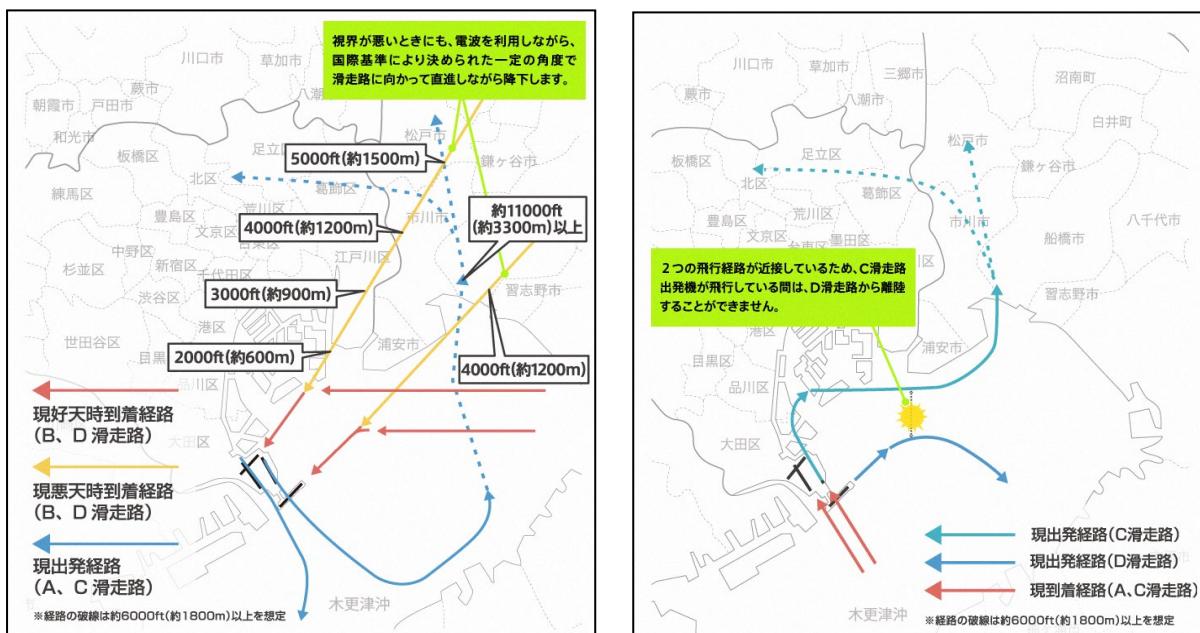
羽田空港では、平成 22 年 10 月 21 日に 4 本目の滑走路となる D 滑走路が供用開始され、国際線の就航、24 時間化など、羽田空港の発着枠が大幅に拡大されて、平成 26 年度末までに年間で 44.7 万回（うち国際線 9 万回）となり、令和元年度末現在、同様の運用がなされています。

羽田空港への着陸機は通常、東京湾の上空を通過し着陸しています。しかし、南風で悪天候等（東京湾や羽田空港上空における雨や霧の発生など）により、パイロットの視界が悪く、通常のルートが使用できない時に限り、安全を確保するため、誘導の電波に沿って着陸することになります。このとき、羽田空港の D 滑走路に着陸する際、本市近傍を飛行する航路を使用することから、近隣住民から、航空機騒音被害を訴える苦情が寄せられています。

＜飛行経路＞

【南風時】

【北風時】



出典：国土交通省ホームページ「羽田空港のこれから」

航空機騒音に係る環境基準は、地域の類型ごとに適用される基準値が設定され、航空機騒音から通常の生活を保全する必要がある地域の指定は、都道府県知事が行うこととされています。千葉県では、成田国際空港、東京国際空港（羽田空港、木更津飛行場）及び下総飛行場の周辺の地域において、当該地域の土地利用等の状況を勘案して地域類型を指定しています。

本市は、環境基準の適用のある地域類型の指定を受けていませんが、上記の経緯から、本市への航空機騒音の状況等を把握するため、冬季に市内3地点（日の出、明海、高洲）において航空機騒音実態調査を実施しています。令和元年度調査からは、平成30年度末に新たに総合公園内に設置された明海測定局において、航空機騒音影響の軽減・増加を年間を通して監視しています。

本市近傍を通過する航空機の数は増加していることから、今後も継続して航空機騒音の監視に努め、千葉県と関係市町村で構成する「羽田再拡張事業に係る県・市町村連絡協議会」と連携し、さらなる航空機騒音の軽減について、国土交通省と協議していきます。市民生活に影響を与える大騒音が発生している場合には、原因究明と改善を要請します。

世界的な新型コロナウィルス(COVID-19)蔓延の影響により、3月は入国規制による航空便の減少と、それに伴い通常より騒音影響が軽減されていますが、令和3年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向け、首都圏空港の発着枠拡大などの機能強化について、国の動向を注視するとともに、羽田空港便による航空機騒音影響の低減等について要望していきます。

令和元年度の取り組み結果	
羽田空港航空機騒音問題 対策事業 (環境保全課)	・平成30年度に総合公園内に設置した航空機騒音測定局に、音到来方向を分析する機能を追加し、常時監視における騒音判別機能の向上を図った。【測定結果:p.55】
羽田再拡張事業に関する 県・市町村連絡協議会 (環境保全課)	・「羽田再拡張事業に係る県・市町村連絡協議会」と、付随する「羽田空港機能強化に関する連絡調整部会」において、千葉県や関係市町と、国土交通省からの提案等について継続して協議した。 ・機能強化にかかる新航路が3月末より運用開始され、本市を含めた千葉県内の航空機騒音影響が軽減される想定ではあるが、引き続き、既存航路における騒音影響の軽減等について要請している。

■ 航空機騒音観測結果

【羽田空港航空機騒音実態調査】

令和元年度の調査では、地域類型 I の環境基準 57 デシベル (Lden) により評価すると、すべての観測日で環境基準を達成しています。

＜羽田空港航空機騒音測定結果＞

[測定地点] 明海測定局（市所有・総合公園内）

[期間] 平成 31 年 4 月 1 日(月)～令和 2 年 3 月 31 日(日) うち 364 日

月（測定日数）	単発騒音発生回数					航空機騒音	
	N1 (0~7 時)	N2 (7~19 時)	N3 (19~22 時)	N4 (22~24 時)	計	Lden (dB) ^{※1}	WECPNL
4 月 (30 日)	81	2,840	537	65	3,523	47.1	58.8
5 月 (31 日)	59	2,129	453	56	2,697	46.2	58.1
6 月 (30 日)	83	3,129	574	86	3,872	47.0	58.8
7 月 (31 日)	103	2,755	713	89	3,660	48.3	59.9
8 月 (31 日)	47	1,985	309	80	2,421	47.1	58.8
9 月 (29 日)	55	2,513	292	17	2,877	45.6	56.8
10 月 (31 日)	94	2,391	599	41	3,125	46.5	57.2
11 月 (30 日)	89	2,982	658	51	3,780	47.3	58.6
12 月 (31 日)	96	3,412	746	39	4,293	48.0	58.3
1 月 (31 日)	58	2,771	579	31	3,439	46.7	56.8
2 月 (28 日)	81	2,349	516	46	2,992	46.2	57.7
3 月 (31 日) ^{※2}	88	1,163	484	50	1,785	44.9	56.0
合計	934	30,419	6,460	651	38,464		
月平均	77.8	2,534.9	538.3	54.3	3,205	46.8	58.0
日平均	2.6	83.6	17.7	1.8	106	46.9	58.1

※1 騒音影響の基準として、平成 25 年度からの航空機騒音に係る環境基準として採用されている Lden (時間帯補正等価騒音レベル) 及び、参考として、平成 24 年度まで航空機騒音の環境基準として使用していた WECPNL (加重等価平均感覚騒音レベル) も記載している。

※2 世界的な新型コロナウィルス(COVID-19)蔓延の影響により、3月は入国規制による航空便の減少と、それに伴い通常より騒音影響が軽減されている。なお、南風運用時に便数(騒音)減が見込まれる、首都圏空港機能強化による新ルートは3月29日より運用開始。

<航空機騒音実態調査地点>



● 近隣騒音対策

近隣騒音とは、飲食店等の営業騒音、商業宣伝の拡声器騒音、家庭のピアノ・テレビの音、飼い犬の鳴き声など、騒音源が近隣にあって、付近の住民の生活環境を損なう騒音のことを行います。特に、住宅地における深夜営業や拡声器の使用は、近隣住民の良好な生活環境を損なう恐れの高いものであり、騒音問題における大きな課題となっています。

このような近隣騒音に対し、市では警察等の関係機関と連携を図り、「浦安市環境保全条例」に定められた規制基準などを基に、飲食店や移動販売事業者に対し、発生の抑制等に関する指導を行っています。

また、苦情の申出人には問題解決に向けての適切なアドバイスを行うとともに、簡易騒音測定器の貸し出しなども行っています。

令和元年度の取り組み結果	
環境保全条例に基づく規制 (拡声機・深夜営業等指導) (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> 「浦安市環境保全条例」に定められた規制基準を元に、事業者等に対し、発生の抑制等に関する指導を行った。 公害苦情件数：3件（拡声機・深夜営業）

● 地盤沈下防止対策

地盤沈下は、地表面が広域的に沈んでいく現象をいい、地下水や天然ガスかん水の汲み上げ、自然圧密、地殻変動、重量物による圧密が原因とされ、そのうち公害として取り上げられるのは、地下水及び水溶性天然ガスかん水の過剰な汲み上げなど、人為的な要因によるものです。

地盤沈下の防止を図るために、地下水の採取については「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）」、「千葉県環境保全条例」、「浦安市環境保全条例」などに基づき指導するとともに、市環境保全条例でも届出を義務付けています。

令和元年度の取り組み結果	
環境保全条例に基づく規制 (地下水採取の規制) (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> 揚水施設設置に関し、規制に該当する届出はなかった。

● 本市の地盤沈下変動

市内 21 地点に地盤沈下観測用の精密水準点が設置され、千葉県による監視が行われています。平成 31 年 1 月の測量結果では、12 地点で地盤沈下が見られました。

最大地盤沈下地点は、千葉県立浦安南高等学校 (U-19 水準点) のマイナス 8.3mm で、平成 30 年の同地点マイナス 7.7mm に比べ、地盤沈下量は微増となっています。

過去の変動量をみると、東日本大震災の翌年にあたる平成 24 年 1 月には全地点で大きな地盤沈下が発生しましたが、平成 25 年以降、地盤沈下は沈静化しています。

県の調査によると、平成 24 年については、平成 23 年に発生した東日本大震災の余効変動（地震後の緩やかな地殻変動）の影響が原因と考えられていますが、その後の結果については地震の影響は明らかでないとされ、今後の水準測量結果の推移を注視していく必要があります。

■ 地盤沈下測定

【地盤沈下測定結果】

<地盤沈下測定結果>

標石番号	地 点	標高 (m) (H31年1月現在)	変動量 (mm)				
			H27年1月	H28年1月	H29年1月	H30年1月	H31年1月
9838	旧浦安町役場前	0.4640	△1.6	△3.2	1.8	0.3	1.7
90	中央公民館	0.3181	△1.1	△3.1	2.5	1.2	—
U-1	海楽西児童公園	2.7002	0.2	△2.9	0.4	1.1	1.2
U-2	東小学校	-0.3242	0.2	△4.6	0.2	1.1	0.9
U-3A	富士見5丁目26堤防突端	2.3674	△5.6	△2.9	△1.7	△0.6	1.6
U-4	南小学校	—	△4.1	△1.9	0.9	△0.1	—
U-5	江川児童公園	0.6000	△4.0	△3.0	1.2	0.7	1.4
U-6	堀江4丁目8緑地内	0.3295	△1.8	△2.1	1.8	1.6	1.9
U-7	善福寺	0.1968	△0.4	△3.1	1.7	1.2	1.6
U-8	中央公園	1.8582	△5.7	△2.8	△2.0	△2.6	△0.9
U-9	鉄鋼通り3丁目緑地内	1.3893	△12.0	△10.5	△6.8	△6.0	△5.1
U-10	鉄鋼通り2丁目緑地内	2.0057	△10.9	△7.6	△9.3	△6.4	△5.3
U-11	今川3丁目14緑地内	1.7765	△9.8	△6.8	△8.1	△5.4	△5.1
U-12A	入船4丁目37緑地内	—	△6.0	—	—	—	—
U-13	入船3丁目34緑地内	2.1495	△11.0	△9.2	△10.8	△7.4	△8.0
U-14	美浜東第一児童公園	2.1543	△2.6	△0.2	△3.5	1.6	△0.7
U-16	舞浜1丁目2	3.2718	△5.1	△5.2	△1.0	△0.3	△1.8
U-17	千鳥9	1.6707	△10.3	—	△9.0	△7.3	△4.5
U-18	港75	2.5474	△4.9	△2.5	△3.3	△1.3	△1.1
U-19	千葉県立浦安南高等学校	3.6310	△13.6	△11.0	△10.7	△7.7	△8.3
U-20	高洲中央ポンプ場	3.0746	△4.2	△2.7	△2.9	△1.3	△0.9
U-22	日の出小学校	3.4566	△3.5	△2.1	△3.0	△0.4	△1.0

※ 各地点の変動量は、前年度の標高測定値と比較した数値である。

(例：旧浦安町役場前平成30年1月現在変動量=平成30年1月時点標高「462.3mm」 - 平成29年1月時点標高「462.0mm」)

<地盤沈下測定地点>



● 悪臭防止対策

市内には、悪臭の発生源となる工場のような施設は少なく、寄せられる苦情はほとんどが日常生活や飲食店などの事業活動から発生しています。市では、悪臭苦情の対応の際には、法令などに基づき悪臭の発生を抑制するよう指導しています。また、平成21年8月に千葉県の指定により、臭気指数規制を導入しました。

令和元年度の市に寄せられた悪臭に関する苦情件数は2件で、基準年に比べ減少しています。市民から悪臭に関する苦情が寄せられた際には現場を確認していますが、臭いは消えやすく、広範囲に影響を及ぼすため、発生源を特定することが難しい状況です。

引き続き、悪臭発生時には、原因の特定に努めるとともに、事業者に対し悪臭防止法等関係法令の周知及び指導を行っていきます。また、東京湾沿岸広域異臭が発生した場合、千葉県や京葉ガス等と連携し、原因を調査します。

令和元年度の取り組み結果

悪臭防止法規制事業 (環境保全課)	・悪臭に関する相談を受け付け、状況に応じ調査・指導・対策を行った。 相談件数（悪臭）：2件
----------------------	--

● 土壌環境対策

土壤汚染は、工場や事業所などの事業活動によって化学物質が地下に浸透することが主な原因で発生します。市では、県と連携しながら「水質汚濁防止法」の特定施設や「土壤汚染対策法」の指定区域等の情報について把握を行うとともに、関係法令の周知、指導により土壤環境の保全に努めています。

また、都市化の進展に伴い、建設工事などから発生する建設土、いわゆる「残土」の不法投棄が社会的に問題となっています。土砂などの埋め立てなどによる土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、県では、「千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（残土条例）」を制定し、埋め立てなどの面積3,000m²以上の事業に対し規制を行っています。

令和元年度の取り組み結果

土壤汚染対策事業 (環境保全課)	・事業者との宅地開発事業等事前協議の中で土壤汚染対策法・残土条例の対象事業を把握し、必要に応じ県と協議するよう指導を行った。
---------------------	--

● 建造物等による生活環境問題への対策

建造物などによる生活環境問題は、建造物などによるテレビ電波障害・光害・ビル風害など多岐にわたり、これらはさまざまな要因から起こっています。

中高層建築物等の建築主と近隣関係住民との間に生ずる紛争を未然に防ぐため、「浦安市中高層建築物等によるテレビ電波障害の防止に関する指導要綱」に基づき、建築主に対し、テレビ電波障害に関する報告書等の提出を義務付けています。なお、テレビ電波障害の発生が予想される地域については調査を実施し、影響が出る可能性がある際には防止対策を検討し、近隣関係住民へ説明・協議することを指導しています。

令和元年度の取り組み結果	
開発指導事業 (都市計画課)	・高層住宅の計画については、風害の影響を検討するため、事業者に対し、風のシミュレーションを提出するよう要請した。

② まちの美化・環境衛生対策の充実

● まちの美化・環境衛生対策

市では、清潔できれいな街づくりの推進を図るため、「浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例」に基づき、空き缶や吸い殻などの散乱防止地区（東西線浦安駅及び京葉線新浦安駅周辺）にて、ボランティア団体や市内事業者等など、地域との協働により、ポイ捨て防止のPR活動を実施しています。

令和元年度の取り組み結果	
ポイ捨て防止対策事業 (環境衛生課)	<ul style="list-style-type: none">浦安駅及び新浦安駅前において、近隣自治会や市内事業者等の参加により啓発キャンペーンを行った。吸殻のポイ捨てと歩きたばこを防止するため、浦安駅せせらぎ広場と新浦安駅前広場に喫煙所を設置している。その他、春まつりや市民まつり会場でポイ捨て防止啓発キャンペーンを実施した。

● ゴミゼロ運動・共同清掃への支援

毎年5月30日に一番近い日曜日をゴミゼロの日と定め、浦安駅前及び新浦安駅前にて、ごみの散乱防止と、再資源化促進の普及啓発を目的としたゴミゼロ運動推進キャンペーンを実施しています。市全域で、不法投棄を防止するためのパトロール等も実施しています。

各自治会が主体となり、住民の自主的参加により行われる地域清掃に対し、器材の貸出しや配付、ごみの回収といった支援を行っています。

令和元年度の取り組み結果	
ゴミゼロ運動推進事業 (環境衛生課)	<ul style="list-style-type: none">毎年5月1日から6月の第2日曜日までを「ゴミゼロ運動推進期間」と定め、市民による地域の環境美化活動への参加を呼びかけるキャンペーンを実施した。
不法投棄パトロール事業 (環境衛生課)	<ul style="list-style-type: none">不法投棄の多い地区の巡回パトロール及び投棄されたごみの回収と不法投棄防止対策を行った。市民の通報による道路上等の不法投棄ごみの回収を行った。 回収実施件数：165件

● カラス等生活環境被害対策

カラスや猫などによるごみの散乱を防止するために、「ごみ散乱防護用ネット」の貸し出しを行うとともに、被害防止対策の啓発により、生活環境被害の未然防止を呼び掛けています。

また、鳥獣保護の観点より、基本的に野生動物の捕獲等は行ないませんが、カラスが電柱や樹木に巣を作ったこと等により近隣住民の生活環境に被害が生じている場合は、施設管理者等へ巣の撤去を要請します。

その他にも、家庭における害虫を駆除するための薬剤を市役所窓口で配付しています。

令和元年度の取り組み結果	
ごみ散乱防護事業 (ごみゼロ課)	<ul style="list-style-type: none"> カラスや猫等によるごみの散乱を防止するために、「ごみ散乱防護用ネット」を貸し出した。 貸し出し枚数：394 枚
野生動物による直接的被害への対応 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> 主に春～夏の繁殖期において、周辺にカラスの巣があることで、近隣住民の生活環境に被害が生じていると判断をした場合には、施設管理者等へ巣の撤去を要請した。
害虫駆除事業 (環境衛生課)	<ul style="list-style-type: none"> 薬剤窓口配布状況 害虫駆除剤 : 267 袋 殺鼠剤 : 42 袋 野良猫用忌避剤 : 23,400ml

● 放置自転車対策

駅周辺の道路など公共の場所での自転車の放置を防止し、良好な生活環境を確保するため、「浦安市自転車駐車場の整備及び自転車の放置防止に関する条例」を定めています。

放置自転車は、景観を損なうだけでなく、歩行者の通行妨げや障がい者への通行障害となります。市では、自転車放置整理区域を指定し、放置された自転車などの撤去・移送を行なっています。また、自転車交通ルールや駐輪マナー等の啓発等を行っています。

令和元年度の取り組み結果	
放置自転車対策事業 (市民安全課)	<ul style="list-style-type: none"> 放置自転車の移送・保管及び返還業務並びに放置自転車の整理・指導業務を行うほか、放置自転車対策の啓発等を行った。 年間撤去台数 自転車：1,924 台 原付：34 台 年間返還台数 自転車：1,018 台 原付：30 台 1 日あたりの平均放置自転車数(AM 9 時) 浦安駅 : 12.1 台 新浦安駅 : 0.3 台 舞浜駅 : 0.4 台

● 動物の愛護

狂犬病予防法に基づく登録及び狂犬病予防注射の接種を推進しています。また、市内に生息する飼い主のいない猫の繁殖を防止するため、浦安市地域猫愛護員制度に基づき、動物病院等に不妊・去勢手術を委託しています。

さらに、飼い犬や猫のしつけ方教室を実施し、ペットの適正な飼育管理を推進するため、愛犬のしつけ方教室、猫のしつけ方教室を実施しています。

令和元年度の取り組み結果	
ペット適正飼育推進事業 (環境衛生課)	<ul style="list-style-type: none">・狂犬病予防集合注射 <p>※平成 31 年 4 月 3 ~ 16 日までの 10 日間実施、1,577 件接種</p> <p>登録数 : 5,795 頭 新規登録頭数 : 429 頭 注射接種数 : 4,534 頭 接種率 : 78.20%</p>
動物愛護推進事業 (環境衛生課)	<ul style="list-style-type: none">・不妊去勢手術を実施した。 217 件 (内訳: メス猫 124 件、オス猫 93 件)

● 外来生物対策

地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かす恐れのある外来生物による被害を予防するため、特定外来生物について、住民への周知に努めるとともに、緊急的に対策が必要とされる特定外来生物の計画的な防除を行います。

令和元年度の取り組み結果	
特定外来生物防除事業 (環境保全課) (環境衛生課)	<ul style="list-style-type: none">・ハクビシン捕獲件数: 5 件・アライグマ捕獲件数: 1 件 <p>※ハクビシンは特定外来生物ではありませんが、「総合対策外来種(重点対策外来種)」に選定されており、家屋等に被害を及ぼすことがあるため、防除対象として対策を行っています。</p>

● 高病原性鳥インフルエンザ対策

死亡した野鳥等が発見され、高病原性鳥インフルエンザによる感染が疑われる場合は、人への感染予防及び感染拡大の防止のため、市民等へ周知を行うとともに、死亡野鳥を安全に回収し、千葉県と連携し、必要に応じて遺伝子検査及び確定検査を実施しています。

令和元年度の取り組み結果	
高病原性鳥インフルエンザ 対策事業 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none">・死亡した野鳥等について市民から連絡があった場合に回収等の対応を行ったが、高病原性鳥インフルエンザによる感染は確認されなかった。

● 化学物質による環境リスクの低減

シックハウス症候群の原因物質であるホルムアルデヒドの濃度簡易測定器の貸し出しを行い、健康被害の未然防止を呼び掛けています。

また、農薬等の使用に対する周辺住民からの苦情に、法令等に基づいた適切な対応を行うよう指導しています。

令和元年度の取り組み結果	
ホルムアルデヒド検査事業 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ上で機器貸し出しについて周知を図った。 貸し出し件数：0件
農薬適正使用推進事業 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにおいて、農薬使用の抑制及びやむを得ず使用する場合の使用方法に関する周知を行った。 公害苦情件数(農薬)：0件

【市民・事業者・滞在者等の行動】

○市民	<ul style="list-style-type: none">・ 近隣の生活環境に配慮した生活を心掛けます。・ 自転車を放置しません。・ 動物を飼うときは、マナーを守って、愛情と責任を持って飼います。・ ごみやたばこのポイ捨て、歩行喫煙をしません。
○事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」、「県環境保全条例」、「環境保全条例」などに定める基準を遵守し、騒音・振動、悪臭、土壌汚染などの防止に努めます。・ 建設作業などの実施にあたっては、低騒音・低振動型の機械や工法の採用、防音対策、作業時間の制限などにより、騒音・振動の低減に努めます。・ 法・条例などを遵守し、地盤沈下を起こさないように揚水を行います。・ 化学物質、農薬などの適正な使用と管理に努めます。
○滞在者等	<ul style="list-style-type: none">・ ごみやたばこのポイ捨て、歩行喫煙をしません。

【課題と今後の方向性】

① 生活環境問題への対応

- 本市は道路交通量が多く、近隣地域においては自動車騒音等の影響を受けていることから、道路管理者などへ環境基準及び要請限度の超過について報告していきます。
- 羽田空港再拡張事業以降、航空機の離着陸便が増加していることから、本市においても、独自に航空機騒音の常時監視を行い、現状を把握するとともに、千葉県と関係市町村で構成する「羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会」等を通じて、国に騒音軽減に向けた措置を要請します。
- 「複合住宅ゾーン」における建設作業や工場・事業場からの騒音・振動、深夜営業や拡声機の使用に伴う騒音などの防止のための法令・条例に基づく指導により、騒音・振動の防止に努めます。

② まちの美化・環境衛生対策の充実

- ポイ捨て防止対策における啓発事業、ごみの散乱を防止するためのネットの普及促進、放置自転車対策としての撤去作業や駐輪場の整備などを進めます。
- 飼い主のいない猫の繁殖を防止するため、浦安市地域猫愛護員と協力し、動物病院において不妊・去勢手術をするとともに、市民等へ周知、理解を求めていきます。

基本方針2

水や緑とふれあえ、潤いと安らぎのある、ふるさとのまちをつくる

- 1. 身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出**
- 2. 緑と暮らしが調和する豊かな生活空間の創出**
- 3. 暮らしに息づくふるさとのまち・浦安の景観づくり**

東京湾に面した漁業のまちであった本市は、埋立事業や都市化の進展に伴い、人工的な環境に囲まれたまちとなりました。しかし、海辺に残された貴重な三番瀬は多様な生き物を育み、街中には公園や街路樹などの緑も育ちつつあります。また、漁師町の面影を伝える街並みや社寺などの歴史資源が元町地域に残る一方で、デザインされた道路や建物が特徴的なアーバンリゾートゾーンが形成されています。

長い時間をかけて積み上げてきた水辺や緑・景観は、まちの資産であり、さらに豊かなものとして時代へと引き継いでいくことが大切です。そのために、自然を感じられる水辺空間や、市民の目に映る緑を増やしていくとともに、歴史・文化を感じられる景観を守り、育て、水や緑とふれあえ、潤いと安らぎのあるふるさとのまちをつくります。



<弁天ふれあいの森公園内のビオトープ>

1. 身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出

■ 施策の方向

本市は、東京湾に張り出すような地形から市域の三方を海と河川に囲まれた「水際（すいさい）」の都市であり、海岸線は一般公共海岸区域となっています。

現在は、市民生活を守るために防護・治水を優先した水際線の整備が進められており、市民が海や河川を身近に感じることが難しくなっている状況です。この防護・治水機能を維持しつつ、浦安の貴重な自然を活かしたまちづくりを進めるため、千葉県や関係機関等と連携しながら水際線整備や活用に取り組んできました。

日常生活の中で市民が豊かな水際線を身近に感じができるよう、関係機関との協議を踏まえ、河川・海岸沿いの緑道や、管理用通路などの公共空間を活用した歩行空間ネットワークを形成するとともに、境川では、老朽護岸の改修など、護岸機能の向上を図るとともに、水際線のコミュニティ空間の形成を図ります。

また、東京湾に残された貴重な干潟・浅海域である三番瀬については、国や県、関係市などと協力して自然環境を保全するとともに、東日本大震災からの干潟の状況を考慮しながら、市民が集い、環境を学ぶ場として活用を推進します。

■ 環境の現状令和元年度の主な取り組み

参考指標（市民に親しみやすい指標）

項目 A	指標 B	令和元年度 C	平成 24 年度 【参考】	指標の評価 D
水辺・三番瀬に関する講座・イベントの参加者数	基準年(平成 24 年度)より増	390 人	171 人	○
郷土博物館境川乗船体験など		14 人		
野鳥観察会、干潟観察会		76 人		
三番瀬クリーンアップ大作戦		300 人		

① 豊かな水辺環境の創造

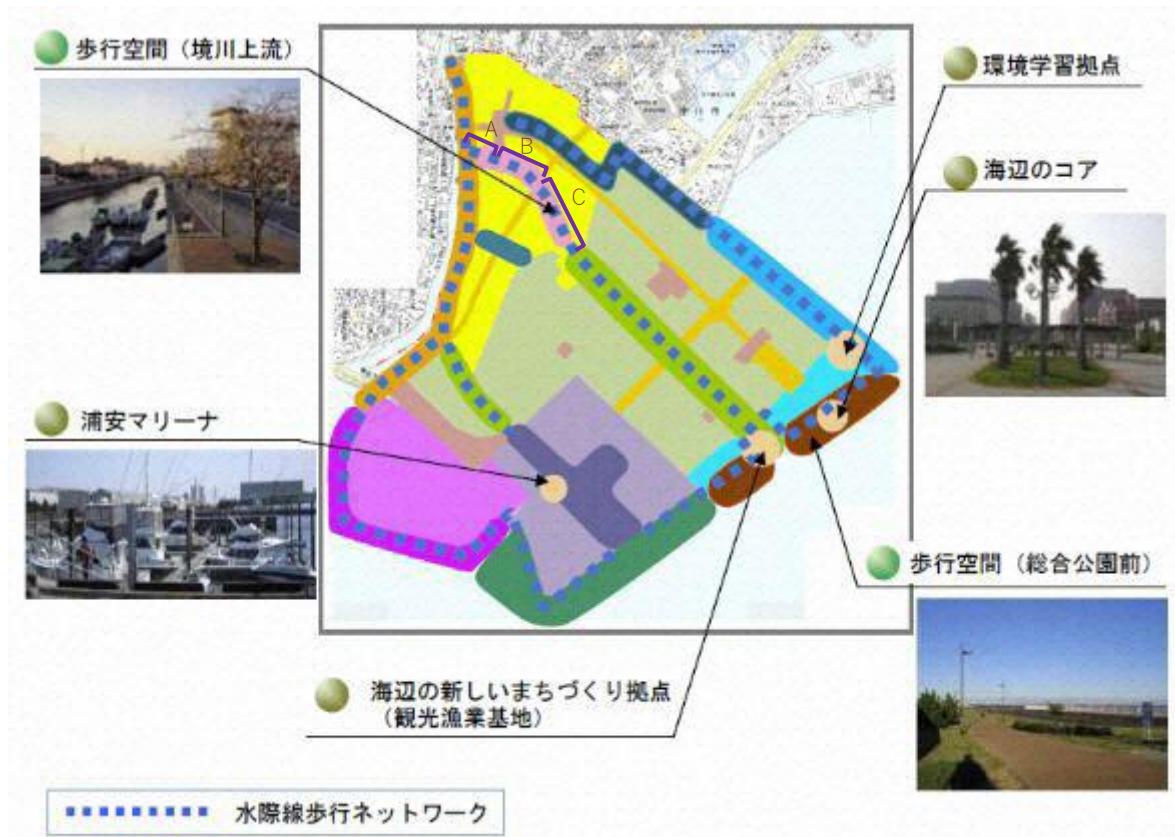
● 魅力ある水際線の創出

河川や海の魅力を身近に感じられるよう、関係機関との協議を行いながら、誰もが水際線の魅力に安全かつ気軽に接することができる歩行空間のネットワークを形成するため、舞浜地区では、高潮対策として千葉県が実施している護岸改修事業に併せて、散策やジョギングなどが楽しめる緑道の整備を促進しています。

また、旧江戸川（当代島地区から舞浜地区まで）においては、千葉県が耐震対策及び緩傾斜化による高潮対策を進め、令和6年度の完成を目指して整備中です。

境川では、周辺住民や市民の憩いの場となるよう、境川のBゾーン（新橋から江川橋までの区間）の修景整備を進めています。また、市役所周辺エリアであるD1-1ゾーン（東水門から境川橋までの区間）について、周辺の街並みやBゾーン、Cゾーン（江川橋から東水門までの区間）と調和のとれた修景整備を行えるよう、千葉県と協議を進めています。

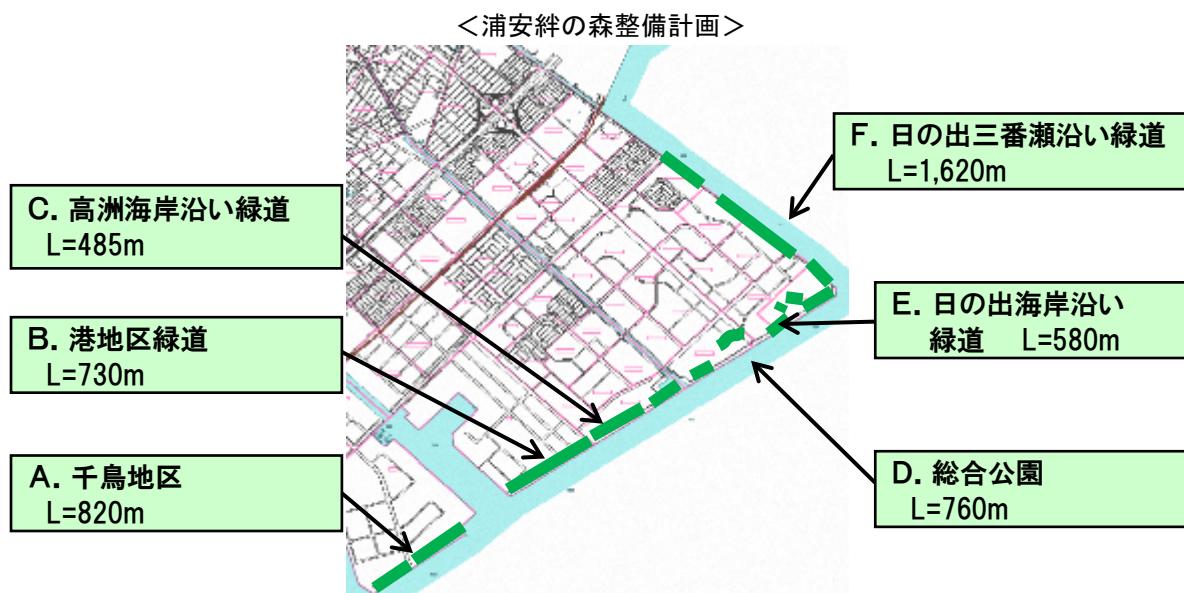
<水際線歩行ネットワークの形成>



令和元年度の取り組み結果	
舞浜地区海岸整備事業 (みどり公園課) (道路整備課)【再掲】	・年間植栽管理として、除草年3回、低木刈込年2回、地被類剪定1回を実施した。
旧江戸川下流部整備事業 (道路整備課)	・事業調整会議において進捗状況の確認と、修景整備についての早期着手を要望した。
境川水辺空間整備事業 (道路整備課)	・Bゾーンは、千葉県による修景整備工事は進まなかつたが、変更工事基本協定について協議を進めた。 ・Aゾーン及び(仮称)Dゾーンについては今後の在り方や修景整備について、学識者及び市職員等を交えた境川修景整備検討会を設置し、県にはオブザーバーで参加してもらい検討を行った。 ・引き続き、事業調整会議においても早期完成に向けた要望をする。

● 浦安絆の森整備

緑道については、水と緑のネットワーク化の推進を図るため、県により、海岸に沿って緑道整備が進められているほか、平成23年の東日本大震災後、沿岸部の海からの潮風を和らげ、高潮被害の軽減など減災効果が期待される「絆の森」を市民団体等との協働事業にて整備しています。



令和元年度の取り組み結果	
浦安絆の森整備事業 (みどり公園課) 【再掲】	・日の出海岸沿い緑道（日の出八丁目地先）約460 m ² で1,112本の植樹を実施した。

● 郷土博物館体験教室

ふるさと浦安の身近な自然を知り、郷土愛を育む一助として境川乗船体験を行っています。

令和元年度の取り組み結果	
郷土博物館体験教室事業 (郷土博物館)	・境川乗船体験 1回開催 参加者延べ人数14人

② 三番瀬の保全と活用

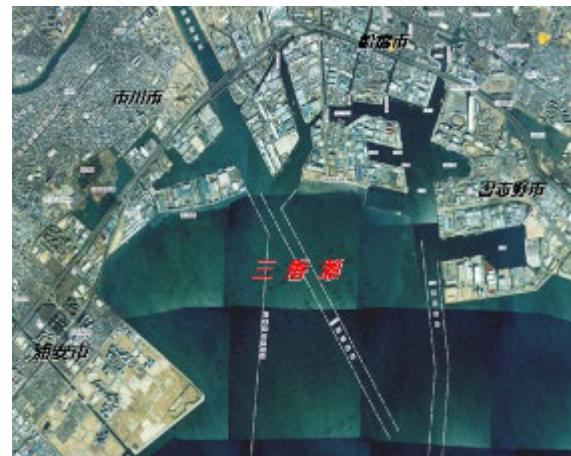
三番瀬は、浦安市、市川市、船橋市、習志野市の四市に三方を囲まれた約1,800haの干潟と浅海域です。アサリなどの底生生物が生息するほか、シギ、チドリなどの多くの渡り鳥の中継地として貴重な役割を果たしています。

三番瀬について、千葉県は、平成13年に埋め立て計画を白紙に戻し、三番瀬の保全と自然の再生を目指す新たな計画を県民参加のもとに策定するための「三番瀬再生計画検討会議(通称「円卓会議」)」を設置しました。市は、この円卓会議にオブザーバーとして参加するとともに、府内での検討や市民の意見を踏まえ、平成15年10月に「三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に関する浦安市の基本方針」を策定しました。

その後、県は三番瀬再生会議や県議会での議論を経て、三番瀬再生の理念や目標を定めた「千葉県三番瀬再生計画(基本計画)」を策定しました。

また、住民参加と情報公開のもとで進めていくために、地元住民、漁業関係者等から広く意見を聴く場として「三番瀬ミーティング」等を開催しています。

市では、第二東京湾岸道路の整備の方向性や「千葉県三番瀬再生計画」との整合を図りながら、国や関係市、その他関係機関と役割分担を明確にし、相互に連携を図っていくことから、引き続き、県や近隣市の動向を注視しています。



● 三番瀬の活用

市民の水辺とふれあう機会創出のために、郷土博物館や市内の小・中学校において、三番瀬や河川の自然を生かした環境に係る学習活動や体験事業を定期的に行ってています。

三番瀬の貴重な自然を保全し、後世につないでいく人材の育成を図るため、浦安三番瀬クリーンアップ大作戦や浦安三番瀬ミニクリーンアップ等、三番瀬を保全する市民活動への支援を行っています。

浦安地先に広がっている干潟の観察することで身近な自然環境を学ぶため、日の出地先で干潟観察会を開催しています。また、身近な自然の中に生息する野鳥を観察し、野鳥の生活から浦安が現在どのような環境なのかを学ぶため、野鳥観察会を開催しています。

さらに、今後は、三番瀬干潟を保全し、市民が憩い、学習できるよう、平成30年度に新たに建設した浦安市三番瀬環境観察館を活用していきます。



令和元年度の取り組み結果

三番瀬保全事業 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> 三番瀬を保全する市民活動（浦安三番瀬クリーンアップ等）及び三番瀬を通じての環境学習の支援を行った。 浦安三番瀬クリーンアップ大作戦（令和元年6月2日） <ul style="list-style-type: none"> 参加者 : 300人 燃やせるごみ : 120kg 燃やせないごみ : 210kg
郷土博物館体験教室事業 (自然観察) (郷土博物館)	<ul style="list-style-type: none"> 干潟観察会 2回開催 参加者数：48人 野鳥観察会 2回開催 参加者数：延べ28人
三番瀬環境観察施設整備事業 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年6月に三番瀬環境観察館を開館した。 7月に専門員の配置を開始し、環境観察・学習の推進を行った。

■ 市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	<ul style="list-style-type: none"> 自然観察会や清掃活動に参加します。 一人ひとりが安全に対する責任を持って水辺を利用します。
○事業者	<ul style="list-style-type: none"> 水辺に面した住宅地などの開発にあたっては、景観計画などに即した開発に努めます。 水辺を保全、活用する市や市民の取り組みに協力します。
○滞在者等	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりが安全に対する責任を持って水辺を利用します。

■ 課題と今後の方向性

① 豊かな水辺環境の創造

- 高潮対策として実施している護岸改修事業に併せ、散策やジョギングなどができる緑地や旧江戸川修景整備を護岸管理者や関係機関との協議、調整を行いながら進めています。また、境川修景整備については早期完成に向けて千葉県と協議を進めています。

② 三番瀬の保全と活用

- 市民の自然体験や環境学習の場となる「三番瀬環境観察館」を拠点とし、三番瀬の保全と活用に向けた取り組みを推進します。
- 引き続き、三番瀬を保全する市民活動への支援を行います。

2. 緑と暮らしが調和する豊かな生活空間の創出

■ 施策の方向

埋立地が市域の約4分の3を占める本市は、樹林地等のまとまった緑が少なく、埋立地域を中心に計画的に公園緑地や緑道の整備を進め、緑地面積も順調に増加しています。

しかしながら、中町・新町地域と比べて元町地域では、緑地が少なく、緑地配置の偏りが課題となっています。また、施設の老朽化が進んだ公園緑地の改修、利用者のニーズの変化への対応が今後必要となります。

のことから、平成26年度に「緑の基本計画」を改定し、『みどりでつながる街 浦安』の基本理念を掲げ、環境保全、防災、景観形成等で重要な役割を担っている公園や今後整備される質の高い公園等をみどりの拠点とし、街路樹や緑道等の緑の軸と、河川や海岸沿いの水の道で有機的につながり、みどりのネットワークで覆われた、潤いある魅力的な住環境や緑環境を形成するまちを目指すこととしました。また、みどりの目標として、総緑地量のほか緑視率を掲げ、みどりの創出・保全・育成の基本方針に沿って、公園の配置計画や公共施設や民有地の緑化に関する施策事業の方針などを定めました。

今後は、この緑の基本計画に基づき、新たな公園の整備や水辺の緑道整備を進めるなど、水と緑が一体となった整備を行うとともに、市民参加による公園づくりを促進し、市・市民・事業者が協働して緑の整備のため取り組んでいきます。

■ 環境の現状と令和元年度の主な取り組み

参考指標（緑の基本計画における目標）

項目 A	指標※1 B	令和元年度 C	平成24年度 【参考】	指標の評価 D
都市公園面積 (m ² /人)※2	令和2年度までに、 8.2 m ² /人(面積 138.6ha)	6.9 m ² /人 (117.4ha)	6.6 m ² /人 (106.8ha)	—
都市公園など面積 (m ² /人)※2	令和2年度までに、 12.4 m ² /人(面積 210.4ha)	10.4 m ² /人 (177.9ha)	10.3 m ² /人 (167.3ha)	—
総緑地量 (ha)	令和2年度までに、348.0ha	—	294.9ha	—
市域面積に対する 緑地の割合	令和2年度までに、20.5%	—	17.4%	—
幹線道路の緑視率※3	令和2年度までに、38%	—	33% (平成26年)	—
駅周辺の緑視率※3	令和2年度までに、37%	—	32% (平成26年)	—

※1 第2次環境基本計画策定時の指標より、浦安市緑の基本計画（平成26年9月改定）「みどりの目標」へ変更

※2 「都市公園など」には、都市公園（街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、墓地公園など）と公共施設緑地を含む。

上記表中「都市公園」と「都市公園など」における一人あたりの面積は、人口が分母になっているので、人口が急増すると数値は低下する傾向があるが、同時期に整備中の公園などもあるため、単年度で数値を評価するには注意が必要である。

※3 「緑視率」は、市民の目に映える緑の充実度合いを継続的に把握するための項目であり、総緑地量や市域面積に対する緑地の割合とともに、達成状況を表記する。

① 新しいみどりの創出

● みどりのネットワーク形成

市では、三方が海や河川に囲まれた本市の特性を活かしながら、公園緑地等の身近な緑が、街路樹や緑道等の緑の軸と、河川や海岸沿いの水の道で有機的につながる「みどりのネットワーク」で覆われた潤いあるみどり環境の形成に取り組んでいます。

都市計画道路3・1・3号浦安橋明海線の美浜交差点から日の出・明海地区に至る大通りを、市を代表とする象徴的な道路であるシンボルロードとして整備し、季節を感じられる街路樹を植えた緑道部を設けています。

シンボルロードの緑道部の整備は平成28年度の美浜地区をもって完了しました。また、浦安絆の森の整備において植樹を行うとともに、市道における街路樹等の枯れに伴う補植工事や緑地緑道の維持補修工事を行っています。

墓地公園では、長期に安定して墓所を供給するため、段階的な整備を進めるとともに、芝生墓所や樹林墓地など、市民ニーズに対応した墓地施設を運営しています。



シンボルロードの豊かな街路樹

令和元年度の取り組み結果

浦安絆の森整備事業 (みどり公園課) 【再掲】	・日の出海岸沿い緑道（日の出八丁目地先）約460m ² で1,112本の植樹を実施した。
市内街路樹等改修補植事業 (みどり公園課)	・街路樹等の枯れに伴う補植工事費や緑地緑道の維持補修工事を行った。
墓地公園整備事業 (環境衛生課)	・第3工区（3、5街区墓域）の造成工事を行った。 ・台風15号により倒木した樹木の復旧を行った。

● 公共施設の緑化推進

公共施設等において、屋上緑化や壁面緑化等の特殊緑化を推進しています。

令和元年度の取り組み結果

公共施設等緑化推進事業 (みどり公園課)	・公共施設等特殊緑化件数：0件（壁面緑化：0件）
-------------------------	--------------------------

● 民有地の緑化推進

民有地の緑化を推進するため、生垣設置（ブロック塀の撤去を含む）に係る費用の一部を助成しています。また、宅地整備時や商業地開発時に開発指導などにより、緑地の確保や壁面緑化などを促進しています。

令和元年度の取り組み結果	
生垣設置奨励事業 (みどり公園課)	<ul style="list-style-type: none"> 新規生垣設置件数 : 18 件 市内生垣設置延べ件数 : 1,247 件
宅地整備時や商業地開発時の緑化推進事業 (みどり公園課)	<ul style="list-style-type: none"> 事前協議受付件数 : 84 件

② 身近なみどりの保全

● 保存樹木の指定

都市公園や、社寺境内の樹林地、集合住宅地の緑地は、地域の核となる緑地です。民有地の樹木を保存樹木に指定し、維持管理の支援や指導を行うなど、緑に囲まれた良好な住環境の保全を図っています。

令和元年度の取り組み結果	
保存樹木指定事業 (みどり公園課)	<ul style="list-style-type: none"> 新規指定本数 : 0 本 市内指定本数 : 596 本 廃止本数 : 0 本

● 公園施設等の整備及び改修

新たな公園の整備を行っています。また、老朽化が進んでいる公園についても、近隣自治会や住民の意見を踏まえながら、公園施設の整備及び改修を行っています。

令和元年度の取り組み結果	
公園施設等整備及び改修事業 (みどり公園課)	<ul style="list-style-type: none"> 舞浜公園一部整備（多目的広場、遊具広場、芝生広場、トイレ） しおかぜ緑道改修（緑道、水施設、健康遊具、トイレ） 浦安公園整備（緑道、多目的広場、駐車場、トイレ、防災倉庫） 猫実街区公園整備（広場、四阿）

③ 協働によるみどりの育成

● 緑の創出・育成に関する市民の活動支援

地域に適した質と量を保ったみどりを維持管理していくためには、市民や事業者との協力体制が不可欠です。そのため、公園、緑地等の公共花壇区域における緑化活動や広く市民を対象とした緑に関する催し等を行う市民団体等に、花苗の支給や用具貸出しなどを行っています。また、公園を身近に感じられるよう、清掃や花植えなど公園管理を行う市民団体等を支援する公園等里親制度を推進しています。加えて、公園等の植栽管理により出た剪定枝・枯葉等を粉碎・チップ化し、堆肥化することで、緑のリサイクルを図っています。

さらに、みどりに関する情報収集や情報提供、相談機能を拡充するとともに、緑化活動団体への支援体制を強化するため、緑化活動の中核機能の創出を検討していきます。

令和元年度の取り組み結果	
緑化活動支援事業 (みどり公園課)	・緑化活動支援制度登録：新規 1 団体（計 19 団体）
公園等里親制度支援事業 (みどり公園課)	・里親支援制度登録：新規 1 団体（計 19 団体）
緑のリサイクル事業 (みどり公園課)	・発生材数量 : 2,840 m ³ ・リサイクル数量 : 1,770 m ³
みどりのネットワーク事業 (みどり公園課)	・緑化活動団体に補助金を交付し、苗の育成や環境体験学習への支援を行った。

● 浦安植木まつりの開催

市民の緑に対する関心を高めるため、苗木やリサイクル堆肥の配布、緑化講習会などをを行う植木まつりを開催しています。

令和元年度の取り組み結果	
植木まつり事業 (みどり公園課)	・第 2 回浦安春まつり（第 44 回浦安植木まつり）を実施した。 (令和元年 5 月 18・19 日) 苗木の無償配布 : 10,000 鉢 来場者 : 約 47,000 人

【市民・事業者・滞在者等の行動】

○市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅の庭やベランダなどで花や緑を育てます。 ・地域で行われる緑化活動、公園の管理などの活動に参加します。
○事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の敷地や建物の屋上・壁面の緑化を進めます。 ・地域で行われる緑化活動に参加・協力します。
○滞在者等	<ul style="list-style-type: none"> ・公園などに植えられた花や緑を大切にします。

【課題と今後の方針】

① 新しいみどりの創出

- 市域の4分の3が埋め立て地である本市には、樹林地等のまとまった緑が少ないところから、緑地面積の充足に向けて、計画的に公園緑地や水際線などの水辺と一体性のある緑道の整備を進めていきます。
また、公園緑地における地域的な偏りの解消に向け、シビックセンター地区において浦安公園の整備に取り組みます。
- 民有地の緑化推進に向け、開発指導などにより、緑地の確保や壁面緑化などを促進していきます。

② 身近なみどりの保全

- 保存樹木の指定、緑化に関する啓発事業を行うとともに、維持管理の支援や指導を実施します。

③ 協働によるみどりの育成

- 市民の緑化活動への支援や公園等里親制度により、市民との協働による公園管理を進めるとともに、緑化活動団体への支援体制を強化するため、緑化活動の中核機能の創出を検討していきます。

3. 暮らしに息づくふるさとのまち・浦安の景観づくり

■ 施策の方向

本市の景観は、かつて漁師町であったという歴史的背景と、市域の4分の3が埋立地であるという都市づくりの経緯から、元町地域のように歴史的な面影が残る一方で、中町地域・新町地域には、街路樹や庭木などの緑に彩られ、デザインされた道路や建物が多く見られます。また、東京ディズニーリゾートに代表されるアーバンリゾートゾーン、鉄鋼団地と流通関係で働く人が中心の工業ゾーンなど、地域ごとにさまざまな特性があります。

このような地域の特性を活かしながら、“暮らしに息づくふるさとのまち・浦安の景観をつくる～人が集い、住み続けたくなる美しい海浜都市の風景を育てていきます～”を基本目標とした、景観条例及び景観計画をもとに、市民、事業者、行政の協働による良好な景観まちづくりのための取り組みを進めています。

景観は、多くの人々の生活に根差したものであり、そのまちの歴史や文化、価値観、雰囲気、暮らしやすさなどを表したものです。このような景観は、市民共通の財産であり、より良く継承し、また改善しながら、次世代に引き継ぐことが重要です。

このため、市民、事業者、行政が協働して、地域の個性を活かしながら、人が集い、住み続けたくなる美しい海浜都市の風景を育て、暮らしが息づくふるさとのまち・浦安の景観を形成します。

■ 環境の現状と令和元年度の主な取り組み

① 協働による景観の維持・創出

市では、これまでさまざまな形で景観まちづくりに取り組んできました。平成21年度には、景観法に基づき景観計画を策定するとともに、景観条例を施行し、地域の特性を生かした良好な景観形成を図るため、建築物の建築や工作物の建設などの規制・誘導を行っています。

また、良好な景観を形成するためには、市民・事業者・行政が協働で景観のまちづくりに取り組むことが不可欠です。市民の景観形成に対する意識向上のため、市民活動団体と共に景観まちづくり講座の実施など推進活動を行っています。

令和元年度の取り組み結果	
景観計画運営事業 (都市計画課)	・ うらやす景観まちづくりフォーラムが主体となり、景観まちづくり表彰を実施した。

② 地域の魅力を高める公共施設の整備

やなぎ通り、シンボルロード、大三角線、若潮通りなどの主要な広域幹線道路、幹線道路は、地域と地域を結び、多くの人が行き交います。交通機能を確保しつつ、道路空間での統一感のある緑豊かな美しい景観形成を推進するとともに、沿道では周辺の建物や道路景観との調和を図るなど、魅力的な街並みを形成しています。

また、本市の貴重な自然環境である河川や海岸では、豊かな水際線を身近に感じられるよう、水際線と調和したみどりが連続する美しい景観を形成しています。

元町地域は浦安発祥の地であり、多くの神社仏閣や往時を偲ばせる建物や路地、文化財や埋立ての歴史を物語る堤防跡など歴史的な資源があります。これらを景観資源として広く市民に周知するととともに、県、市指定文化財である旧大塚家住宅、旧宇田川家住宅、船大工道具一式などの保全と、その活用に努めています。旧大塚家住宅、旧宇田川家住宅では、一般公開、文化財めぐり等を開催しています。

災害時の緊急車両の通行や緊急物資の輸送を確保するため、主要道路の無電柱化に取り組むとともに、道路の安全性・快適性の向上や良好な景観を形成していきます。

令和元年度の取り組み結果	
無電柱化事業 (道路整備課)	・幹線2号及び幹線4号について、実施設計を実施した。また、実施設計に伴う測量業務や試掘業務を実施した。
文化財住宅管理運営事業 (郷土博物館)	・文化財住宅入館者数（開館日数 266日） 旧宇田川家住宅：7,281人 旧大塚家住宅：7,281人 ・主催事業参加者数：延べ3,782人

【市民・事業者・滞在者等の行動】

○市民	・景観まちづくりの主役として、自らの意思で景観まちづくりに参加し、発言し、行動します。
○事業者	・事業活動を通じて、地域に根ざした景観まちづくり活動、地区の景観まちづくりに調和した開発事業や建築行為などを展開します。
○滞在者等	—

【課題と今後の方向性】

① 協働による景観の維持・創出

- 景観計画及び景観条例に基づき、建築物の新築などへの規制・誘導を行い、地域の特性を生かした良好な景観形成を推進します。
- 市民・事業者の景観まちづくりへの理解と意識を深め、市民などが主体となった景観まちづくりを推進するため、啓発活動や支援の検討などに取り組むとともに、市民、事業者、行政の協働体制を構築します。

② 地域の魅力を高める公共施設の整備

- 県、市指定文化財を、景観資源として広く市民に周知していきます。

基本方針 3

地球にやさしい低炭素社会を形成する

- 1. 省エネルギー行動の推進**
- 2. 建物・設備等への再生可能エネルギー等導入、省エネルギー化の推進**
- 3. 低炭素まちづくりの推進**

地球温暖化をもたらす温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素（CO₂）は、毎日の暮らしや事業活動のあらゆる場面で使われる電力、ガス、ガソリンなどにより排出されています。

東日本大震災により東京電力福島第一原子力発電所が甚大な被害を受け、首都圏全体で大幅な電力供給不足に陥りました。電力供給不足に対応するために始まった節電は、私たちが便利で快適な日々の暮らしにおいて、電力に代表される多くのエネルギーに依存し大量に使用してきたことに気づくきっかけになりました。

このような東日本大震災後の経験は、私たちの生活におけるエネルギーのあり方を認識させ、再生可能エネルギー等の導入をはじめとする低炭素社会への対応や、災害時にも都市機能を維持できる持続可能な都市への更新・転換を加速させつつあります。

一人ひとりが地球温暖化問題の当事者であるとの意識のもと、地球温暖化に対応していくため、市民や事業者による省エネルギー行動や再生可能エネルギー等の導入などを進めるとともに、まちづくりの面からも低炭素化を進め、地球にやさしい低炭素社会を形成します。



<公共施設に設置しているソーラーパネル>

1. 省エネルギー行動の推進

■ 施策の方向

近年、世界中で地球温暖化による極端な気象現象が観測されています。勢力の強い台風や集中豪雨、干ばつ、熱波など異常気象による災害が各地で発生し、人々の生命や財産に甚大な被害をもたらしています。日本においても、ここ数年の猛暑や集中豪雨、首都圏における豪雪など極端な気象現象が顕在化しており、大きな被害をもらたしています。

地球温暖化は、私たちの生活や事業活動など人間活動から排出される温室効果ガスが支配的な要因と考えられており、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素（CO₂）排出量の約50%は、家庭部門や業務部門、運輸部門という都市における社会経済活動に起因しています。

そのため、温室効果ガス排出削減に向け、市民の省エネルギーに配慮したライフスタイルや、事業者の環境に配慮した経営、事業活動の普及を進め、省エネルギーを促進していきます。

市は、市民や事業者の模範となるよう率先行動として「浦安市第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を平成28年度に策定し、公共施設から排出される温室効果ガスを令和3年度までに平成25年度比で11%削減することを目標に掲げました。今後、計画に基づき市の事務事業における温室効果ガスの削減に全庁的に取り組んでいきます。

■ 環境の現状と令和元年度の主な取り組み

参考指標（第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における目標）

項目 A	指標* B	令和元年度 C	平成25年度 【基準年度】	指標の評価 D
公共施設からの 温室効果ガス排出量	令和3年度までに、 平成25年度比11% 削減	38,554t-CO ₂ (基準年比0.9%)	38,221t-CO ₂	—

* 第2次環境基本計画策定期時の指標より、「浦安第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（平成29年3月改定）
「温室効果ガス総排出量削減目標」へ変更

① 市民の省エネルギー行動の促進

日常生活や事業活動の中で環境に配慮すべき事項や、これらを活用して各主体の積極的かつ連携した取り組みを促進するための効果的な仕組みづくりをまとめた環境配慮指針「浦安エコファミリー」「浦安エコチャレンジ」の普及を図っています。各小・中学校や公民館等においても、環境学習アドバイザーが新・省エネルギー等に関する授業を行っています。

また、家庭における夏の節電対策として、家庭の冷房を消し、街中の避暑地で涼むクールシェアイベント「うらやすクールシェア」を公共施設及び賛同商業施設で実施し、市民、事業者との協働により節電に取り組みました。

さらに、冬季においても、家庭における暖房機器等の過度な使用の抑制やエコドライブ、自動車利用の転換などによる省エネルギー及び大気汚染対策を市広報やホームページなどにより周知し、市民への省エネルギー行動を呼びかけています。

令和元年度の取り組み結果	
環境保全行動推進事業 (浦安エコファミリー・ 浦安エコチャレンジ) (環境保全課)	・「浦安エコチャレンジ」、「うらやすのしそん」、「浦安エコファミリー」の3誌を1冊にまとめた啓発冊子「地球のためにできることから」を3,000部作成し、配布した。
環境学習推進事業 (環境保全課)	・学校、学童育成クラブ等に環境学習アドバイザーを8回派遣した。 ・小・中学生向け講座を2回実施した。
環境保全P R事業 (うらやすの避暑地) (環境保全課)	・市内公共施設：22か所で実施 ・市内商業施設：6か所で実施

② 事業者の省エネルギー行動の促進

事業活動の中で環境に配慮すべき事項を宣言してもらい、宣言項目に基づき環境配慮行動を行った事業者を、「浦安エコカンパニー」として認定する「浦安エコカンパニー制度」を推進しています。今後も「浦安エコカンパニー制度」を通じて、事業活動における温室効果ガス削減に関する制度について周知、啓発を行うとともに、市内事業者の省エネルギー行動や環境経営の普及を図っていきます。また、市内の店舗・工場などの新增築・改築や機械・設備の購入にかかる資金、公害防止施設や省エネルギー行動を推進する設備の導入資金について、市制度融資の利用者に対し、利子補給を実施しています。

令和元年度の取り組み結果	
環境保全行動推進事業 (浦安エコカンパニー) (環境保全課)	・宣言事業者・認定事業者をホームページ上に公開するとともに、事業者へチラシを送付するなど周知を図った。 宣言事業者：13社 認定事業者：31社
中小企業資金融資制度 (商工観光課)	・市の融資制度を利用する事業者に対し、利子の一部を補給した。 (令和元年度 利子補給実績) 設備資金 : 135件 6,388,796円 社会貢献推進資金(公害防止分) : 0件 0円

③ 市役所の率先対策の推進

● 地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策として公共施設における省エネルギー対策を推進するため、温室効果ガス排出量を令和3年度までに平成25年度比で11%削減することを目標に、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を推進しています。

令和元年度の公共施設からの温室効果ガス排出量は38,554t-CO₂で、平成25年度比で、0.9%の増加となっています。一般廃棄物焼却量分を除いた温室効果ガス排出量は19,386t-CO₂で、平成25年度比で7.9%の削減となっています。

市の率先行動として、公共施設の新築・改修において、高効率照明や太陽光発電設備など、環境負荷の少ない施設に向けた機器等を設置しているとともに、新電力の調達を推進しています。また、庁舎用事務用品や小中学校運営に必要な備品、消耗品等について、エコマーク商品やグリーン購入法適合商品等の環境に配慮した製品を選択・利用するよう、関係部署と連携を進めています。

＜公共施設からの温室効果ガス排出量＞ (単位:t-CO₂)

項目	平成25年度 (基準年度)	令和元年度		目標年度 排出量 (令和3年度)
		排出量	基準年度比(%)	
エネルギー 起源	電気	13,693.5	13,120.2	▲4.2
	都市ガス	6,853.9	5,876.3	▲14.3
燃料使用量	灯油	64.1	11.2	▲82.5
	重油	25.7	0.2	▲99.4
	LPG	2.4	5.8	141.7
公用車 の燃料使用 量・走行量	ガソリン	206.4	254.0	23.1
	軽油	113.1	106.7	▲5.7
	CNG	79.0	2.4	▲97.0
	軽油車排出ガス (CH ₄)	0.2	0.4	100.0
	ガソリン車排出ガス (N ₂ O)	6.1	6.7	9.8
	自動車使用・漏洩 (HFO)	2.5	2.6	4.0
小計		21,047.0	19,386.4	▲7.9
一般廃棄物焼却量(連續燃焼式)		17,174.0	19,167.7	11.2
合計		38,221.0	38,554.1	0.9

※ 小数点の処理方法により、各数値の合計は必ずしも合計数値と一致しない。

<公共施設からの温室効果ガス排出量のもととなる公共施設の燃料別使用量>

項目	平成 25 年度 (基準年度)	令和元年度		目標年度 活動量 (令和3年度)
		活動量	活動量	
エネルギー 起源	電気(kWh)	26,283,021.4	28,034,619.2	6.7
	都市ガス(m ³)	3,054,342.9	2,618,665.3	△14.3
燃料使用量	灯油(L)	25,764.3	4,515.0	△82.5
	重油(L)	9,470.0	60.0	△99.4
公用車の 燃料使用量	LPG(m ³)	369.1	882.6	139.1
	ガソリン(L)	88,907.1	109,402.5	23.1
	軽油(L)	43,766.9	41,281.9	△5.7
	CNG(m ³)	19,806.5	1,081.4	△94.5

令和元年度の取り組み結果

地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) 推進事業 (環境保全課)	・浦安市第4次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の進行管理として、温室効果ガス排出量の把握・分析を行った。 ・CO ₂ 排出量: 38,554t-CO ₂ (一般廃棄物焼却量を除いたCO ₂ 排出量: 19,386t-CO ₂)
環境マネジメントシステム 推進事業 (環境保全課)	・第2次環境基本計画の進行管理として、年次報告書を作成・公表した。
新電力(PPS)調達推進 事業 (教育施設課)	・前年同様、市内の学校施設(25施設 26校)について、一般電気事業者及び特定規模電気事業者(新電力)を含めた価格競争による需給契約(単価契約)を締結している。
環境配慮製品購入推進事業 (環境保全課)	・契約管理システムや契約起案時のチェックリストにグリーン購入検討の有無をチェックするようにし、意識づけを行った。 ・府内セミナーを実施しグリーン購入の促進を行った。
環境配慮製品購入事業 (財産管理課)	・「浦安市グリーン購入法に基づく基本調達方針」に基づき、府用事務用品について、エコマーク製品、グリーン購入法適合商品を選定・購入した。 令和元年度 購入商品: 40商品 内訳) グリーン法適合: 31商品 エコマーク商品: 24商品 ※グリーン法に適合しており、かつエコマーク商品でもあるものも含まれている。
小中学校における環境配慮 製品購入事業 (教育総務課)	・市内小中学校(26校)に環境配慮製品購入の呼びかけを行った。 ・中学校卒業記念品として、グリーン購入法適合商品のシャープペンシルを購入した。

【市民・事業者・滞在者等の行動】

○市民	<ul style="list-style-type: none">・家庭でできる省エネ対策に取り組み、省エネ型のライフスタイルを実践します。・打ち水、みどりのカーテン、よしずの活用など、涼を楽しむ工夫を取り入れ、空調に頼りすぎない暮らしに努めます。
○事業者	<ul style="list-style-type: none">・日々の事業活動において、省エネルギーなどの環境配慮を徹底します。・従業員に対する省エネルギー教育に努めます。
○滞在者等	<ul style="list-style-type: none">・市内の施設で取り組まれている節電、省エネルギーに協力します。

【課題と今後の方針性】

① 市民の省エネルギー行動の促進

- 学校だけでなく家庭で環境について話し合い、より実践的な環境配慮行動を促進することを目的として作成した冊子「地球のためにできることから」を活用し、環境についての啓発活動を進めます。

② 事業者の省エネルギー行動の促進

- 省エネ法等の規制がなく、自主的な取り組みを任せられている中小規模の事業者や店舗などにおいて、「浦安エコカンパニー制度」を推進するとともに、「環境経営」「環境金融」など中小企業経営の視点から取り組みを促進する仕組みを検討していきます。

③ 市役所の率先対策の推進

- 「浦安市第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に掲げた温室効果ガス排出量11%削減に向か、より一層公共施設及び職員の率先行動を推進するとともに、低炭素化の取組を市民や事業者へ展開していくことで、本市における温室効果ガス排出量の削減を総合的、計画的に推進していくことを目指します。

2. 建物・設備等への再生可能エネルギー等導入、省エネルギー化の推進

■ 施策の方向

温室効果ガスの大幅な削減を実現していくには、各部門各分野の個別対策に加えて、都市構造そのものを低炭素型に転換していくことが重要です。

建物に起因するエネルギー負荷の削減に向けて、住宅・建築物における環境性能の向上を促進するとともに、浦安エコホーム事業により、住宅への再生可能エネルギーの利用及び省エネルギー設備の導入を支援していきます。

本市におけるエネルギー消費の構成は、民生業務（第3次産業）の消費比率が高く、産業部門を含め工業ゾーン、アーバンリゾートゾーンに多く業務、産業機能が集積していることから、事業所における温室効果ガス削減に向けた取り組みを促進するとともに、大規模建造物などに対する省エネ性能確保の誘導などを進めます。

また、公共施設においては、市自らが率先して低炭素まちづくりに向けた対策に取り組むため、公共施設の運用における省エネ化を推進するとともに、「公共公益施設の新築時及び大規模改修時等における太陽光発電設備及びLED照明設備の導入方針」に基づき、新築や改修の計画段階から再生可能エネルギー活用及び省エネルギー化を推進していきます。

今後は、公共建築物の計画的な保全（ファシリティマネジメント）により施設改修時に省エネルギー化を図るとともに、災害時に電力供給が途絶えた際のエネルギー供給にも役立つ太陽光・太陽熱などの再生可能エネルギー等の導入を推進していきます。

環境の現状と令和元年度の主な取り組み

参考指標（市民に親しみやすい指標）

項目 A	指標 B	令和元年度 C	平成 24 年度 【参考】	指標の評価 D
太陽光発電の累計補助件数 (浦安エコホーム事業)	基準年(平成 24 年度) より増	913 件	452 件	○
公共施設の環境負荷の低い エネルギー導入状況 ^{※1}		8,165 件	380 件	○
公共施設の太陽光発電によ る二酸化炭素削減量 ^{※2}		271.1t-CO ₂	70t-CO ₂	○
公用車の低公害車導入件数		99 台	64 台	○
市域全体からの 温室効果ガス排出量	基準年より減 地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 策定後に参 考指標に追加	—	—	—

※ 1 公共施設の環境負荷の少ないエネルギー導入については、施設への太陽光発電、風力発電、廃棄物発電、太陽熱利用及び廃熱利用設備の導入や太陽光発電式街灯、LED 照明、風力・太陽光発電一体型街灯が該当する。

※ 2 公共施設の太陽光発電による二酸化炭素削減量 = (公共施設の太陽光発電定格出力合計) × 365 日 × 24 時間 × 12% (稼働率) × 東京電力実排出係数 (直近年度)

(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構「太陽光発電フィールドテスト事業に関するガイドライン」による)

① 市民の再生可能エネルギー等導入・省エネルギー化の促進

● 浦安エコホーム事業

市では、地球温暖化の防止を図るために、住宅に再生可能エネルギー設備を設置した市民に設置費用の一部を助成しています。

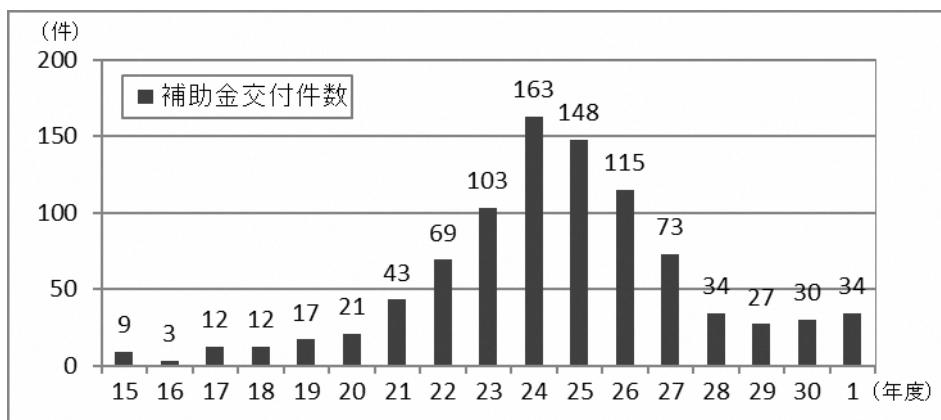
今後も、住宅開発が進む新町地域の新築住宅や全市の既存住宅等に対し、太陽光発電システムやリチウムイオン蓄電システム等の設置を促進し、市内住宅からの CO₂ 排出量の削減を図っていきます。

令和元年度の取り組み結果

浦安エコホーム事業 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー設備等設置費用の一部を補助することで、エネルギー効率の促進を図った。 <table> <tbody> <tr> <td>太陽光発電システム</td><td>: 34 件</td></tr> <tr> <td>家庭用燃料電池システム</td><td>: 21 件</td></tr> <tr> <td>リチウムイオン蓄電システム</td><td>: 23 件</td></tr> <tr> <td>雨水貯留タンク</td><td>: 37 件</td></tr> <tr> <td>太陽熱利用システム</td><td>: 0 件</td></tr> <tr> <td></td><td>延べ 115 件</td></tr> <tr> <td></td><td>6,920,001 円</td></tr> </tbody> </table>	太陽光発電システム	: 34 件	家庭用燃料電池システム	: 21 件	リチウムイオン蓄電システム	: 23 件	雨水貯留タンク	: 37 件	太陽熱利用システム	: 0 件		延べ 115 件		6,920,001 円
太陽光発電システム	: 34 件														
家庭用燃料電池システム	: 21 件														
リチウムイオン蓄電システム	: 23 件														
雨水貯留タンク	: 37 件														
太陽熱利用システム	: 0 件														
	延べ 115 件														
	6,920,001 円														

<太陽光発電システム交付実績>

年度別	補助金交付件数	補助額	総出力	平均出力
15年度	9	719,500円	28.78kw	3.20kw
16年度	3	200,500円	8.02kw	2.67kw
17年度	12	793,250円	32.53kw	2.71kw
18年度	12	985,750円	43.04kw	3.59kw
19年度	17	1,416,500円	59.35kw	3.49kw
20年度	21	1,850,500円	82.52kw	3.93kw
21年度	43	3,670,000円	163.01kw	3.79kw
22年度	69	5,765,000円	244.40kw	3.54kw
23年度	103	8,984,500円	426.17kw	4.14kw
24年度	163	14,228,000円	668.97kw	4.10kw
25年度	148	12,160,000円	568.79kw	3.84kw
26年度	115	9,175,750円	417.71kw	3.63kw
27年度	73	5,723,000円	265.18kw	3.63kw
28年度	34	2,861,000円	141.67kw	4.17kw
29年度	27	2,576,750円	143.28kw	5.31kw
30年度	30	2,730,000円	141.98kw	4.73kw
元年度	34	3,200,000円	160.81kw	4.73kw
合計	913	77,040,000円	3,596.2kw	3.84kw



● 長期優良住宅及び低炭素建築物の認定

良好な住宅ストックを形成し、住生活の向上、環境負荷の低減を図るため、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期優良住宅建築等計画の認定等を行っています。

また、都市の低炭素化を図るため、「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）」に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定を行っています。

令和元年度の取り組み結果	
長期優良住宅建築等計画認定 (建築指導課)	・申請された建築物の計画を審査し、建築物105件の認定を実施した。
低炭素建築物新築等計画認定 (建築指導課)	・申請された建築物の計画を審査し、建築物2件の認定を実施した。

② 事業者の再生可能エネルギー等導入・省エネルギー化の促進

● 建築物省エネ法に基づく届出受理及び適合性判定

建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」に基づき、一定規模以上の新築・増改築等を行う建築物については、届出やエネルギー消費性能基準への適合義務を求めています。

今後も継続して、対象建築物の届出や、基準適合に向け、建築主等への指導を行っていきます。また、建築物省エネ法に基づく届出等措置を講じるとともに、建築物省エネ法の適用外の小規模事業所や既存の事業所、商業施設、ホテルなどへの再生可能エネルギー等導入、省エネルギー化を促進するための支援制度を検討していきます。

令和元年度の取り組み結果

建築物省エネ法に基づく届出受理・適合性判定 (建築指導課)	<ul style="list-style-type: none">届出義務のある建築物 65 件の届出を受理した。適合性判定を 1 件行った。
----------------------------------	---

③ 公共施設への再生可能エネルギー等導入・省エネルギー化の推進

● 公共施設の省エネルギー化推進

「浦安市公共施設整備の環境配慮事項」に基づき、公共施設の新築や大規模改修時に、太陽光発電やLED照明の設置、ランニングコストや消費エネルギーの少ない機器の採用など省エネルギー化に取り組みます。

令和元年度の取り組み結果

公共施設の省エネルギー化 推進事業 (営繕課)	<ul style="list-style-type: none">公共施設の建設・改修に伴う太陽光発電設備の設置を行った。 (中央図書館、パークシティ東京ベイ新浦安 Sea・Coco 合同自治会集会所、セレナシニアクラブ会館、浦安公園防災倉庫・災害対応屋外トイレ)
公共建築物 LED 化事業 (営繕課)	<ul style="list-style-type: none">公共建築物の建設・改修に伴う LED 照明の設置を行った。 (北部小学校、富岡小学校屋内運動場、日の出小学校屋内運動場、明海小学校、日の出中学校、明海中学校屋内運動場、美浜南認定こども園、美浜北認定こども園、浦安市民プラザ、中央図書館、パークシティ東京ベイ新浦安 Sea・Coco 合同自治会集会所、セレナシニアクラブ会館、運動公園屋外トイレ、総合体育館屋外倉庫、高洲海浜公園パークゴルフ場屋外トイレ、浦安公園防災倉庫・災害対応屋外トイレ、舞浜公園公衆トイレ、しおかぜ緑道公衆便所)

<公共施設の環境負荷の少ないエネルギー導入状況（令和2年3月31日現在）>

再生可能エネルギー等の利用	施設名	件数	定格出力(kW)	内容
太陽光発電	市役所本庁舎	1	22.4	施設内の一部の電力を補うことを目的として設置。 児童・生徒の環境教育に役立てるとともに、施設内 の一部の電力を補うことを目的として設置。
	南小学校屋内運動場	1	11.2	
	東小学校屋内運動場	1	30.0	
	入船小学校	1	20.0	
	日の出南小学校	1	20.0	
	明海南小学校・明海中学校	1	20.0	
	高洲北小学校	1	10.0	
	東野小学校	1	20.0	
	浦安中学校	1	25.9	
	堀江中学校	1	20.0	
	入船中学校	1	20.0	
	高洲中学校	1	20.0	
	青葉幼稚園	1	7.0	
	猫実保育園	1	10.0	
	日の出保育園	1	6.2	施設内に一部の電力を補うことを目的として設置。 ※リペットルーフソーラーシートを採用
	高洲北小学校地区児童育成クラブ分室	1	3.5	
	こどもの広場管理棟	1	9.0	
	文化会館	1	20.0	
	中央公民館	1	10.0	
	堀江公民館	1	20.0	
	富岡公民館	1	20.0	
	地域交流プラザ(高洲公民館)	1	10.0	
	中央図書館	1	50.0	
	運動公園陸上競技場	1	10.5	
	運動公園野球場	1	5.1	
	運動公園管理棟	1	16.5	
	パークシティ弁天自治会集会所	1	3.1	
	さつき苑自治会集会所	1	4.0	
	ジ・アイルズ自治会集会所	1	8.0	
	シーガーデン新浦安自治会集会所・老人クラブ会館	1	9.5	施設内に一部の電力を補うことを目的として設置。
	望海の街自治会集会所	1	3.0	
	ラ・フィネス新浦安、パークシティ東京ベイ新浦安 SOL 合同自治会集会所	1	4.0	
	パークシティ東京ベイ新浦安 Sea・Coco 合同自治会集会所	1	4.0	
	まちづくり活動プラザ	1	43.7	
	猫実若草クラブ会館	1	3.3	
	富岡青葉会館	1	3.1	
	弁天喜楽会館	1	3.7	
	海南クラブ会館	1	4.0	
	美浜寿会館	1	3.1	
	セレナシニアクラブ会館	1	3.0	
	老人福祉センター	1	10.0	屋上に太陽光発電システムを設置し、照明の一部の 電力を補っている。

再生可能エネルギー等の利用	施設名	件数	定力出力 (kW)	内容
太陽光発電	浦安市ワークステーション	1	10.0	屋上に太陽光発電システムを設置し、照明の一部の電力を補っている。
	ビーナスプラザ	1	3.5	施設内的一部の電力を補うため、屋根に太陽光パネルを設置。
	斎場	1	4.3	火葬ブロック前面駐車場から建物につながる歩道のひさし部分に太陽光パネルを設置。
	日の出出張所	1	6.5	施設内的一部の電力を補うことを目的として設置。
	高洲中央公園防災備蓄倉庫	1	0.8	防災倉庫内の最低限必要な電力をまかなうこととして設置。
	富岡中央公園防災備蓄倉庫	1	0.8	
	浦安公園防災倉庫・災害対応屋外トイレ	1	4.0	
	墓地公園	1	9.9	
	三番瀬環境観察館	1	3.3	
	合計	50	586.6	
風力発電	ビーナスプラザ	1	2.5	施設内的一部の電力を補うため、屋上に設置。
廃棄物発電	クリーンセンター	1	1450.0	ごみを焼却した後の廃熱を利用し発電を行い、施設内へ電力供給を行う。
太陽熱利用	高洲小学校	1		太陽熱を屋根裏部に貯め、ダクト（管）で1階に送る暖房システムを設置。
廃熱利用	クリーンセンター	1		ごみを焼却した後の廃熱を施設内の冷暖房および給湯に利用している。また、隣接する斎場、ワークステーションへ熱の面的利用を行っている。

再生可能エネルギー・省エネルギー機器	施設名	件数	内容
太陽光発電式街灯 (LED 照明)	中央図書館	1	図書館入口に太陽光発電式の歩道灯 (LED タイプ)
	消防本部	4	消防庁舎敷地内に外灯 (LED タイプ)
	新浦安駅前	2	屋外非常階段・屋上部の街灯
	プラザマーレ	1	立体駐車場前の車回し部の街灯
	幹線 1 号	15	太陽光発電式の歩道灯 (LED タイプ)
		4	太陽光発電式の避難場所案内表示 (LED タイプ)
	幹線 2 号	9	太陽光発電式の歩道灯 (LED タイプ)
	幹線 3 号	19	
	幹線 4 号	13	
	幹線 9 号他	26	太陽光発電式の歩道灯
	一般県道	13	
	合計	107	
風力・太陽光発電一体型街灯	文化会館前	2	風力・太陽光ハイブリット・タイプの蛍光灯使用街灯
	新浦安駅前	3	地下駐輪場及び屋上遊戯場の照明用として屋上に設置
街路灯 LED	市内街路灯	8,000	二酸化炭素の排出量を半減する灯具 (LED 照明) を採用

● 公用車の低公害車導入推進

公用車へ低公害車（窒素酸化物や粒子状物質などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃焼性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車）の導入を推進しています。

< 自動車NOx・PM法に基づく市の低公害車導入状況（令和2年3月31日現在）>

特定自動車区分		保有台数
天然ガス		2
ハイブリッド		11
プラグインハイブリッド		2
ガソリン・LPG (ハイブリッド自動車及びプラグインハイブリッド自動車を除く。)	新☆☆☆	26
	新☆☆☆☆	39
	新☆☆☆☆☆	0
	他	19
軽油 (ハイブリッド自動車及びプラグインハイブリッド自動車を除く。)	新長期	3
	新☆（新長期）	7
	ポスト新長期	7
	H28・30規制	2
	他	13
電気		0
メタノール		0
燃料電池		0
低公害車の合計		99
公用車の合計		208

※ 低公害車：天然ガス自動車、ハイブリッド自動車（プラグインハイブリッド自動車）、ガソリン自動車またはLPG自動車のうち新☆☆☆以上の低排出ガス車の認定を受けているもの、ディーゼル自動車のうち新長期規制適合車、ポスト新長期規制適合車、電気自動車、メタノール自動車、燃料電池自動車をいう。

令和元年度の取り組み結果	
低公害車の導入推進 (財産管理課)【再掲】	・低公害車新規導入数：0台

● 街灯ＬＥＤ化事業

街灯を省エネルギー化することで、消費電力の削減を図るため、平成26年度末までに市内に設置されていた約1万2,000本のうち、約8,000本の街灯をLED化しました。

LED街灯は市内の半数を占める水銀灯と比較すると、消費電力が4分の1程度となり、温室効果ガスである二酸化炭素の排出量を削減でき、地球温暖化対策につながります。また、水銀を使用しないことから環境への負荷も少なくなります。街灯の省エネルギー化を図るために、同じ明るさを保ちながら二酸化炭素の排出量を半減するLED街灯の整備を進めています。

今後は、デザイン化されている灯具についても、LED灯具の普及に合わせ、LED化を推進していきます。

■ 市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	<ul style="list-style-type: none"> ・家電の買い替え、古くなった給湯設備の更新などの際は、省エネルギー型の機器を選ぶことを心がけます。 ・住宅の新築や増改築の際には、建物の省エネルギー性能の向上や太陽光発電などの再生可能エネルギー等の導入に努めます。
○事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・古くなった設備を新しく更新するタイミングなどをうまく利用して、より高効率の設備の導入に努めます。 ・建物全体の新築・改修時、あるいは部分的な改装などの機会を捉えて、高効率機器、新エネルギー導入などに努めます。
○滞在者等	—

■ 課題と今後の方針性

① 市民の再生可能エネルギー等導入・省エネルギー化の促進

- 浦安エコホーム事業により、住宅への太陽光発電や省エネルギー設備の導入を促進するとともに、本市の住宅形態の7割以上を占める集合住宅（共同住宅）における大規模改修時等を見据え、躯体や開口部等の高気密・高断熱化及び省エネ設備導入など建物の省エネルギー化を促進する仕組みを検討していきます。

② 事業者の再生可能エネルギー等導入・省エネルギー化の促進

- 建築物省エネ法に基づき、一定規模以上の新築・増改築時の建築物について、エネルギー消費性能基準への適合義務や届出を求めるとともに、建築主等へ制度の周知、啓発を強化していきます。
- 建築物省エネ法の適用外の中小規模事業所や既存の事業所、商業施設、ホテルなどへの再生可能エネルギー等導入、省エネルギー化を促進するための支援制度を検討していきます。

③ 公共施設への再生可能エネルギー等導入・省エネルギー化の推進

- 「公共施設の新築、大規模改修時の太陽光発電設備及びLED照明導入方針」と「浦安市公共施設整備の環境配慮事項」を統合し、新たな指針の策定を検討していきます。
- 公共施設を良好な保全計画であるファシリティマネジメントに基づき、施設改修時に併せて、再生可能エネルギー導入や各施設の省エネルギー化を推進していきます。

3. 低炭素まちづくりの推進

■ 施策の方向

低炭素まちづくりの推進に向けては、都市構造そのものの低炭素化への転換から、緑豊かなまちづくりに至るまで多岐にわたるものであり、都市政策や交通政策に限らず、地球環境問題の観点からは環境政策と、都市活動の省エネルギー化の観点からは省エネルギー政策とも係わるものです。

また、人口減少社会が到来する中においては、少子高齢化の進行により、年少人口や生産年齢人口は減少する一方、高齢者人口は一貫して増え続けることからも、まちづくりには、防災、環境のみならず、健康や福祉等への配慮を盛り込むことが求められています。

そのような中、あらゆる社会インフラに情報通信技術（ＩＣＴ技術）などの先端技術を活用してスマート化し、消費電力をＩＣＴで制御し省エネルギーを図るとともに、高齢者や子ども等の見守りなど安心安全、便利で無駄のない暮らしや経済活動の実現を目指すスマートコミュニティが注目され、全国各地で先進的な取り組みが始まっています。

のことから、低炭素まちづくりに向けた施策としては、省エネルギー行動や個々の建物における対策に加え、ＩＣＴを活用したエネルギー・マネジメントの普及により、スマート化を図るとともに、健康・医療・福祉施策とまちづくり施策や交通施策等を融合し、交通の円滑化や徒歩、自転車、公共交通の利用促進を進めます。

こうした幅広い政策分野との緊密な連携を図りながら、総合的かつ一体的に、低炭素まちづくりを推進していきます。

■ 環境の現状と令和元年度の主な取り組み

参考指標（市民に親しみやすい指標）

項目 A	指標 B	令和元年度 C	平成 24 年度 【参考】	指標の評価 D
おさんぽバスの 利用者数 ※高齢者福祉乗車券 利用者を含まない。	<公共交通の利用状況を継続 的に把握するための項目>	1,667,995 人	1,330,616 人	—

① エネルギーの効率的な利用と地産地消の促進

● エネルギーの効率的な利用

一般廃棄物の焼却処理を行うクリーンセンターにおいて、焼却に伴って発生する熱エネルギーをボイラーで回収して蒸気を作り、蒸気タービン発電機により発電（廃棄物発電）を行っています。発電した電力は、施設運営に必要な電力として補われるほか、余った電力（余剰電力）は新電力（P P S）に売却（売電）しています。

また、そのほかにも余熱を施設内の温水や空調等の他の用途に利用するとともに、近隣の浦安市斎場及び浦安市ワークステーションへ供給するなど、熱の面的利用、建物間融通を実施しています。

建設が完了した市役所新庁舎には、ガスコーチェネレーションシステムを設置しており、常用発電設備を効率的に運用し、電力と熱（空調）を供給するエネルギーサービス事業について、事業スキームを運用しています。さらに、ビル・エネルギー・マネジメント・システム（B E M S）の導入により、電力等の効率利用を推進していきます。

今後は、電気や都市ガスの小売全面自由化になったことを踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって低炭素まちづくりを進めるため、協働で取り組む仕組みを検討していきます。その一環として、市域全体の温室効果ガス排出削減のため、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に取り組みます。

令和元年度の取り組み結果	
ごみ焼却施設余熱利用促進事業 (クリーンセンター・斎場)	<ul style="list-style-type: none"> 焼却の廃熱で発生した蒸気でタービンをまわして発電された電力を、主にプラント機器の電源として使用し、タービンの排気は、施設内の冷暖房や給湯の熱源として利用した。 クリーンセンターに隣接する斎場およびワークステーションへ蒸気の供給を行い、空調に利用した。

② 環境に配慮した交通利用の促進

● 環境に配慮した交通の利用

本市は、市域がコンパクトで公共交通網が発達していることから、通勤や近距離の買い物時など状況に応じて、自家用車等の利用を控えた「エコ」で賢い移動方法の選択を市民や市内事業者、通勤者へ呼びかけを行っています。

また、公共交通については、バス交通の不便地域の解消や高齢者等の移動が困難な方の利便性を確保するため、駅や病院、市役所等を結ぶコミュニティバス「おさんぽバス」の運行を行っています。

鉄道については、新宿や渋谷、羽田空港方面への鉄道利用者の利便性を向上させるため、JR京葉線・東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転の実現に向け、関係市等との連携を図りながら、鉄道事業者や関係機関に対し要望しています。

令和元年度の取り組み結果	
バス交通利用促進事業 (都市計画課)【再掲】	<ul style="list-style-type: none">バスロケーションシステムの表示機（2基）を設置した。ノンステップバス（4台）の導入、バス停留所の上屋の整備（2棟）を行った。
JR京葉線・東京臨海高速鉄道りんかい線相互直通運転促進事業 (都市計画課)【再掲】	<ul style="list-style-type: none">千葉県JR線複線化等促進期成同盟を通じて東日本旅客鉄道株式会社に対し、京葉線・りんかい線の相互直通運転の実施について要望した。京葉線沿線の自治体等で構成する協議会より鉄道事業者に対し、要望活動を実施した。
コミュニティバス事業 (都市計画課)【再掲】	<ul style="list-style-type: none">医療センター線・舞浜線・じゅんかい線のコミュニティバス3路線を運行した。一般利用者数：1,667,995人 【医療センター線（80便／日）】利用者数：548,202人 【舞浜線（80便／日）】利用者数：706,491人 【じゅんかい線（80便／日）】利用者数：413,302人高齢者等福祉乗車券利用者数：203,993人
環境保全行動推進事業 (エコドライブの促進) (環境保全課)【再掲】	<ul style="list-style-type: none">冬期大気汚染防止対策事業の一環として、ホームページや広報でエコドライブや自転車利用の促進等について周知した。

● 安全で快適に移動できる道路・交通環境の充実

国道 357 号東京湾岸道路の渋滞を緩和するため、これまで国による舞浜交差点の立体化を促してきましたが、首都国道事務所より令和 2 年度に開通することが発表されました。また、異常気象に伴う局地的な集中豪雨の際に、道路冠水が発生している地区の被害を軽減するため、東野地区では一時的に雨水を貯められる地下貯留施設を設置するとともに、国道 357 号東京湾岸道路立体整備促進事業の進捗状況を踏まえながら、舞浜地区においても地下貯留施設の設置に向けて検討を進めています。

自転車による交通事故の防止のため、関係機関と調整を図りながら自転車通行環境の整備を進めます。合わせて、関係機関と協議を行いながら、新浦安駅北口のバスベイ設置、若潮通りの歩行空間の拡幅や緑道などの改善に取り組みます。

生活に憩いや潤いを与えてくれる緑を増やすとともに、海からの強風や潮風を和らげ、高潮時の被害軽減を図るため、沿岸部において、市民や事業者と協働で緑地の整備を進めています。

令和元年度の取り組み結果	
国道 357 号東京湾岸道路立体整備促進事業 (都市計画課) 【再掲】	・首都国道事務所からは、舞浜立体が令和 2 年 6 月頃に開通することが発表された。(令和 2 年 6 月 26 日開通)
道路冠水対策事業 (道路整備課) 【再掲】	・国道 357 号と市道幹線 6 号が交差する舞浜交差点の冠水対策について、国施工の貯留管方式による計画協議を進めた。
交通安全施設整備事業 (市民安全課)	・自転車走行指導帯を設置し、自転車の通行環境を整備した。 富士見：市道 2-2～同 3-24 地先、市道 3-4 号線
新浦安駅北口周辺整備事業 (道路整備課) 【再掲】	・新浦安駅北口における交通の混雑緩和について、短期的な対策として、千葉県（葛南土木事務所）により、新浦安バス停留所の開口の拡張工事が行われた。
浦安糸の森整備事業 (みどり公園課) 【再掲】	・日の出海岸沿い緑道（日の出八丁目地先）約 460 m ² で 1,112 本の植樹を実施した。
舞浜地区海岸整備事業 (みどり公園課) (道路整備課) 【再掲】	・年間植栽管理として、除草年 3 回、低木刈込年 2 回、地被類剪定 1 回を実施した。

■ 市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	<ul style="list-style-type: none">・HEMSの導入などに努め、低炭素のまちづくりに協力します。・移動の際は、できるだけ公共交通機関やカーシェアリング、徒歩、自転車の利用を選択して、マイカーの使用を抑制します。・自動車を使用するときは、より低公害な車を選びます。
○事業者	<ul style="list-style-type: none">・建物間熱融通、地域冷暖房システムなど、地域のエネルギー・マネジメントシステム構築に向けた取り組みや、低炭素のまちづくりに協力します。・低公害車の導入に積極的に努めます。・従業員の通勤時・外出時に、公共交通機関、自転車の利用や徒歩を推奨します。
○滞在者等	<ul style="list-style-type: none">・公共交通機関や自転車、徒歩による移動を心がけます。

■ 課題と今後の方向性

① エネルギーの効率的な利用と地産地消の促進

- 地域でエネルギーを賢く創り域内で消費する「地産地消」に向け、ICTを活用したエネルギー・マネジメントを普及拡大するとともに、電力等の効率的な利用と制御を行うスマートコミュニティの構築に向けた検討を進めています。
- 市民・事業者・行政が一体となって低炭素まちづくりを進めるため、協働で取り組む仕組みなど「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定に取り組みます。

② 環境に配慮した交通利用の促進

- 公共交通の利用促進や徒歩・自転車利用により、環境に配慮した社会の構築を進めています。

基本方針4 環境への負荷の少ない循環型社会を実現する

1. ごみの減量と再資源化の推進 2. 廃棄物の適正な収集・処理

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式は、私たちに便利で快適な暮らしをもたらした一方で、廃棄物の増加をはじめ、環境に大きな負荷を与えてきました。

本市では、ごみの減量・再資源化を目的とした「ビーナス計画」に基づき、市民や事業者などの意識の向上と行動の促進に努めるとともに、ごみの減量や再資源化に向けたさまざまな取り組みを推進してきました。しかし、最終処分を県外の民間施設に依存している現状では、最終処分量を削減することが今なお課題となっています。

そのため、ごみの減量・再資源化に向けた取り組みを市・市民・事業者が強い意志を持って、さらに推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を実現します。



1. ごみの減量と再資源化の推進

Ⅰ 施策の方向

現代の豊かな暮らしは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のもとに成り立っており、地球環境に大きな負荷を与えています。環境への負荷を低減し、持続的発展が可能な社会を築くためには、環境への負荷の少ない循環型社会に移行させていく必要があります。

本市のごみ処理の課題を踏まえて、平成30年3月に「浦安市一般廃棄物処理基本計画」を改定し、市民、事業者及び市が協働し、より一層ごみの減量・再資源化を推進する施策を展開しています。

本市では、ごみの減量・再資源化に向け4Rを推進しており、その中でもリフューズ(断る)、リデュース(抑制する)に係るごみの発生抑制が重要と考えます。より一層のごみの発生・排出抑制に係る取り組みを継続、拡充し、さらにリユース(再使用)、リサイクル(再生利用)といった再資源化の4Rを市民、事業者などと協力して推進していきます。

本市の再資源化率は、類似の自治体の平均や県平均を下回っています。排出段階における資源物の分別を徹底することが課題となっています。市民や事業者へ再資源化活動を促進し、資源物の資源回収事業や拠点回収を充実させるとともに、排出されたごみもできるだけ焼却・埋立しないように、行政による再資源化事業を推進していきます。また、本市には、最終処分場がなく、ごみの最終処分を市外の処分場に依存しています。最終処分量を削減するために、焼却残渣を溶融固化によりスラグ等に資源化を行う施設への搬出を行っています。

Ⅱ 環境の現状と令和元年度の主な取り組み

参考指標（一般廃棄物処理基本計画における目標）

項目 A	指標 B	令和元年度 C	平成28年度 【基準年度】	指標の評価 D
家庭系ごみ 排出量	家庭系ごみ 排出量原単位 (g/人・日) ^{※1}	令和9年度までに、 410g/人・日(基準年度 (平成28年)から約75g削減)	487g/人・日	485g/人・日
事業系ごみ 排出量	事業系ごみ 総排出量(t)	令和9年度までに、21,938t (基準年度(平成28年)から 約10%削減)	22,263t	24,372t
再資源化率(%) ^{※2}	令和9年度までに、23%以上 (基準年度(平成28年度)から 4.5pt向上)	17.7%	18.6%	×
【ビーナスプラザ】リサイクル家具、自転車の販売数	＜市民によるごみの減量・ 再資源化の取り組み状況を 継続的に把握するための項目＞	家具 549点 自転車 71台	家具 760点 自転車 101台	—
資源回収補助事業の 団体数		120団体	121団体	—

※1 家庭系ごみ排出量原単位(g/人・日)=家庭系ごみ搬出量÷365日÷年度平均人口×1,000kg×1,000g

※2 再資源化率=再資源化量÷ごみ排出量(資源回収事業の回収量を含む)×100

① ごみの発生・排出抑制

● ビーナス計画

「浦安市の資源物と、ごみの分け方・出し方」や「ビーナスニュース」などを活用したごみの発生・排出抑制、再資源化の啓発を行うとともに、浦安植木まつりや浦安市環境フェアなど、各種イベントにおけるクルンちゃん、グルンさまのキャラクターによるPRやおでかけビーナスを開催しています。

また、自治会から選出された廃棄物減量等推進員（ビーナス推進員）との協働により、連絡会議や廃棄物減量に関する研修会を開催するなど、推進員の活動を通じ、ごみの排出ルールの遵守、分別の徹底について啓発を行っています。

さらに、ビーナスプラザにおいて、衣類のリフォーム、古布利用のぞうり、敷物作り、パッチワーク教室や牛乳パック利用の紙作り、工作教室、廃びん利用のフラワーボトル作り、壊れたおもちゃの修理を行うおもちゃの病院などの開催をとおし、ごみの減量、リサイクルをPRしています。

ビーナス計画

使い捨て文化の脱却をめざし、全市的にごみの減量・再資源化を推進する取り組みとして、1991年（平成3年）にスタートし、循環（Venus）を意識したさまざまな取り組みを行っています。

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 気持ちの参加 | ② できることへの参加 |
| ③ システムづくりへの参加 | ④ システム運用への参加 |



ビーナス計画

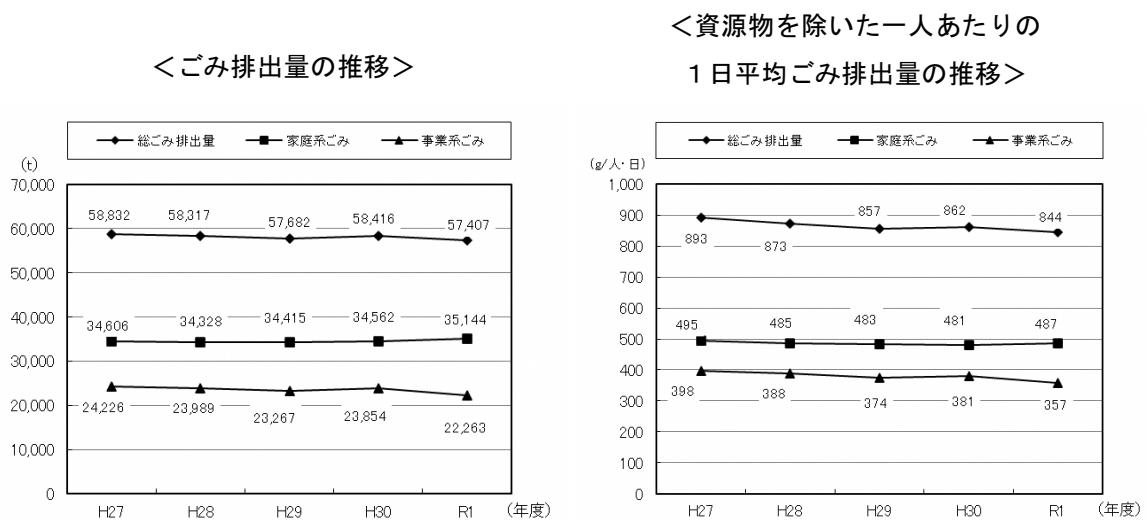
令和元年度の取り組み結果

ごみ減量推進啓発事業 (ごみゼロ課)	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量・再資源化を題材にしたビーナスニュースの全戸配布(78,390部)を行った。 おでかけビーナス(出前講座)を15回実施し、ごみの減量・再資源化を伝えた。
廃棄物減量等推進員制度 (ごみゼロ課)	<ul style="list-style-type: none"> 今後の活動を確認する連絡会を1回、ごみに関する知識養成の研修として東京中央防波堤埋め立て処分場の見学会を1回、活動内容の報告会を1回行い、推進員の活動を支援した。
リサイクル講座事業 (ビーナスプラザ)	<ul style="list-style-type: none"> 各種リサイクル教室を開催し、ごみの減量、リサイクルをPRした。 講座数：12講座 参加者数：延べ732人

● ごみの減量化

本市における総ごみ排出量は、減少傾向となっています。家庭系ごみ及び一人あたりの1日平均ごみ排出量についても減少傾向を示しています。ごみの減量が進んでいる理由として、「ビーナス計画」における啓発により、市民の参加が進んでいることや、「エコショップ認定店舗」制度が周知されてきていることが考えられます。エコショップ認定制度とは、レジ袋の削減や資源物の店頭回収など、ごみの発生抑制やリサイクルに取り組んでいる小売店を支援するため「エコショップ」として認定し、取組状況を公開するものです。

イベントから出るごみの減量を進めるために、平成19年4月に策定した「イベントごみ減量ガイドライン」に基づいて、市のイベントや自治会祭りなどで、「リユース食器の利用」や「食器の持ち込みの実施」などによる使い捨て食器の削減や「ごみと資源の分別徹底」について啓発を行っています。



令和元年度の取り組み結果	
エコショップ認定制度 (ごみゼロ課)	<ul style="list-style-type: none"> ・認定店 7 店舗について、市ホームページで啓発を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・生活クラブ虹の街デポー浦安 ・マルエツ浦安店 ・ワイズマート浦安本店 ・ワイズマートディスカ浦安弁天店 ・ワイズマートディスカ高洲店 ・イオン新浦安店 ・サミットストアライフガーデン浦安富岡店
イベントごみ減量事業 (ごみゼロ課)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量等推進員連絡会（令和元年 6 月 15 日実施）及び報告会（令和 2 年 2 月 15 日実施）にて、自治会まつりのごみの減量・再資源化を呼びかけるとともに、自治会まつりごみ減量調査票・報告書の提出依頼を行った。 ・自治会まつり内において、「おでかけビーナス」を実施し、まつりの際に排出されるごみの減量・再資源化を呼びかけた。

② 再資源化の推進

● 分別収集・資源回収の推進

一般家庭から排出される資源物のリサイクルを目的に、びん・缶・ペットボトルの収集をし、クリーンセンターへ運搬しています。

資源の有効利用の一環として、牛乳パックをはじめとした飲料用紙パック、白色発泡トレイ、紙製容器包装等の回収箱を市役所・公民館等の公共施設に設置しています。

また、自治会等の団体が行う資源回収補助事業へ支援を行うとともに、広報、市ホームページ、ビーナスニュースなどを活用したPRを推進し、資源回収事業に対する理解と協力を促し、事業の充実、拡大を図っています。

さらに、平成25年度より「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、小型家電製品に含まれている希少金属の有効利用を図るため、小型家電製品を回収しリサイクルする「小型家電リサイクル事業」を始め、平成27年度から障がい者への就労支援を目的として回収・選別・分解作業を障がい者就労支援施設に委託しました。

令和元年度の取り組み結果	
資源ごみ収集運搬事業 (びん・缶・ペットボトル) (ごみゼロ課)	・びん 1,580t・缶 488t・ペットボトル 635t を収集した。
ごみ減量推進啓発事業 (ごみゼロ課)	・飲料用紙パック、白色発泡トレイ、紙製容器包装等の拠点回収を実施した。 飲料用紙パック : 2,770kg 白色発泡トレイ : 277kg 紙製容器包装 : 3,331kg
資源回収補助事業 (ごみゼロ課)	・自治会、子ども会等の団体(120団体)が行う資源回収を促進するため、回収量に応じて補助金を交付した(7円/kg)。 回収量 : 3,746,516kg 補助金交付額 : 26,225,612円
小型家電リサイクル事業 (ごみゼロ課)	・回収した小型家電を分解し、リサイクルした。 回収重量 : 19,103 kg 売却重量 : 11,105 kg 売却金額 : 364,384円 ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」終了後、知的障害のある人たちによる「スペシャルオリンピックス日本」の応援プログラムに参加した。

● 再資源化の推進

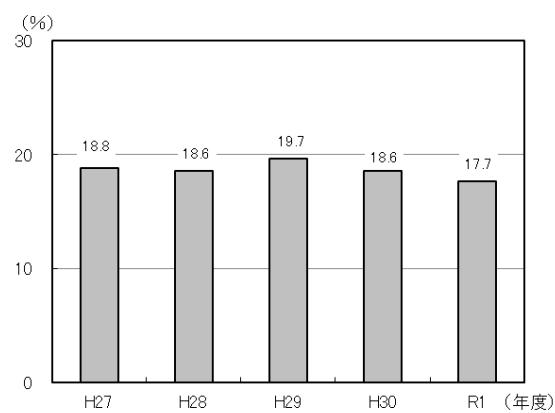
再資源化率については、平成 28 年度と比較すると令和元年度においては 1.1 ポイント減少し、17.7%となっています。再資源化率減少の大きな理由は、東日本大震災の影響により、焼却灰をエコセメント化している事業者が操業できない状況となり、焼却灰の多くを民間の最終処分場で処分しているためです。その代替として、焼却残さを溶融スラグ化する技術に注目し、再資源化率を向上させるよう努めています。

本市では、千鳥学校給食センター（第一・第二・第三調理場）で市立小中学校の給食を作っています。給食から出た残さについては、PFI 事業契約により 100%リサイクルしています。

また、クリーンセンターにおいては、燃やせないごみと粗大ごみの破碎、選別処理を行い、鉄とアルミを回収しています。

さらに、古くなり図書館に配架できなくなつた本について、リサイクル本として市民に無償配布していますが、令和元年度は、東京ベイ浦安市川医療センターにリサイクル雑誌 110 冊を配布しました。

＜再資源化率の推移＞



令和元年度の取り組み結果

給食残滓リサイクル事業 (千鳥学校給食センター)	・給食残滓 185,586kg のリサイクルを実施した。
有価物回収事業 (クリーンセンター)	・鉄類 : 866,400kg ・アルミ類 : 20,470kg
リサイクル本配布事業 (中央図書館)	・東京ベイ浦安市川医療センターにリサイクル雑誌 110 冊を配布した。

● 緑のリサイクルの推進

公園等の植栽管理により出た剪定枝・枯葉等を粉碎・チップ化し、堆肥化することで、緑のリサイクルを図っています。

令和元年度の取り組み結果

緑のリサイクル事業 (みどり公園課) 【再掲】	・発生材数量 : 2,840 m ³ ・リサイクル数量 : 1,770 m ³
-------------------------------	--

● リサイクル資材・再生品などの利用促進

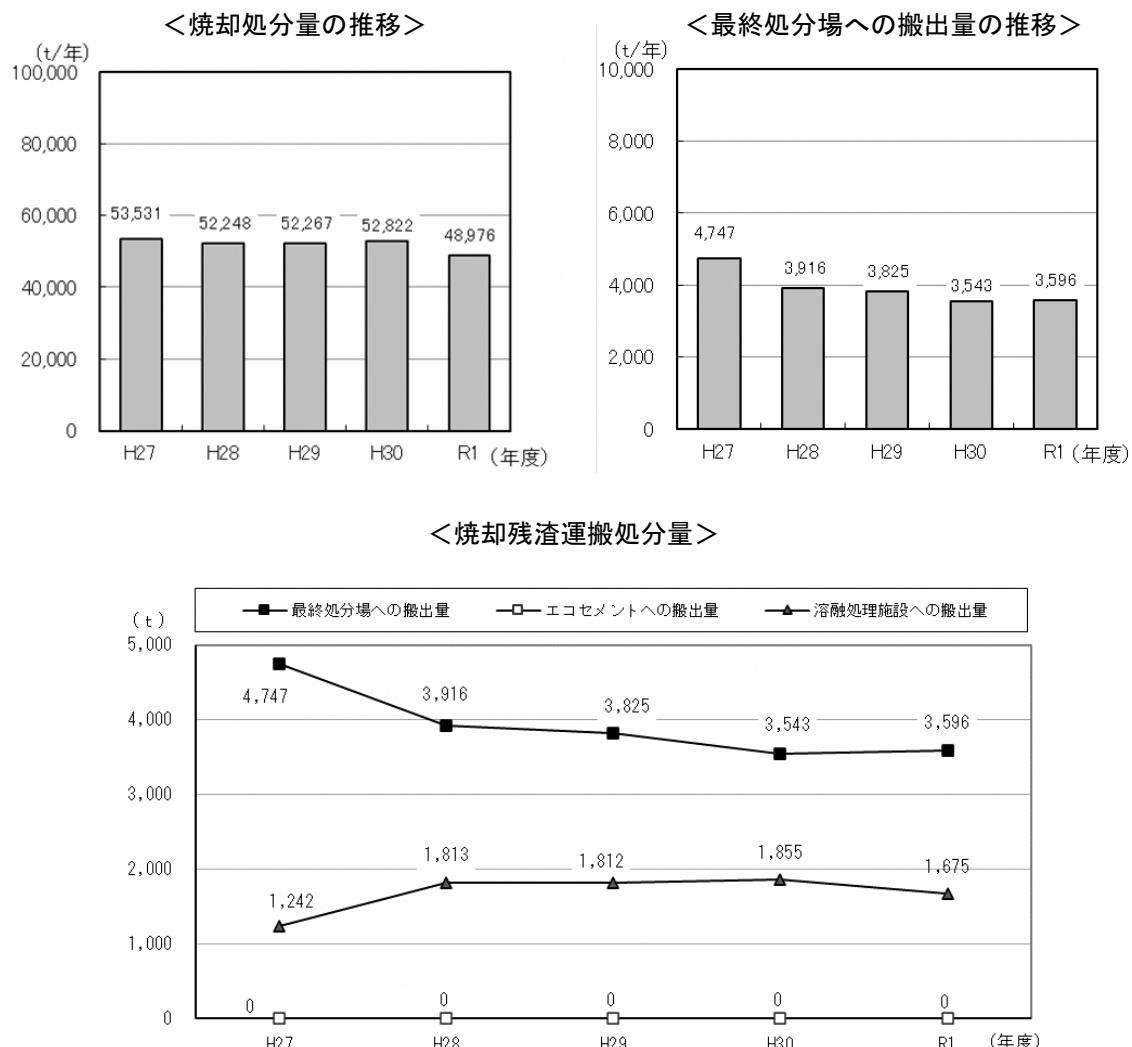
エコマーク商品およびグリーン購入等、環境に配慮した商品の選択・再生品の利用拡大に向けた啓発を推進し、関係各課と連携しています。

令和元年度の取り組み結果	
環境配慮製品購入推進事業 (環境保全課) 【再掲】	・契約管理システムや契約起案時のチェックリストにグリーン購入検討の有無をチェックさせるようにし、意識づけを行った。

● 最終処分量の削減

ごみ焼却施設（クリーンセンター）においては、長期包括責任委託により、民間のノウハウを活かした効率的、効果的な施設の管理・運営を実施しており、事業内容のモニタリングを的確に行い、適正処理の履行と施設の安定・安全な操業を継続しています。

本市は、ごみの最終処分を市外の処分場に依存しており、ごみの焼却によって発生した焼却残渣を最終処分場へ搬出しています。また、平成24年度より全面休止しているエコセメントへの搬出の代替えとして、残渣を溶融固化により資源化を行う施設への搬出を平成26年度より本格的に開始しました。



<年度別家庭ごみ及び事業ごみ搬入量>

項目	年 度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度	
人 口 等	人口(年度末現在)(人)	165,411	167,463	168,852	170,254	170,978	
	増加率(%)	1.0	1.2	0.8	0.8	0.4	
	年間平均人口(人)	164,041	166,295	167,492	169,400	170,275	
可 燃 ご み	委託収集(t/年)	27,064	26,806	26,908	26,942	27,251	
	持込(t/年)	0	0	0	0	0	
	年間量(t/年)	27,064	26,806	26,908	26,942	27,251	
	増加率(%)	△0.1	△1.0	0.4	0.1	1.1	
	1日平均量(t/日)	74.1	73.4	73.7	73.8	74.7	
	一人1日平均量(g/人・日)	452.0	441.6	436.6	433.6	436.7	
不 燃 ご み	委託収集(t/年)	1,044	1,011	995	1,017	1,043	
	持込(t/年)	0	0	0	0	0	
	年間量(t/年)	1,044	1,011	995	1,017	1,043	
	増加率(%)	△3.0	△3.1	△1.6	2.2	2.5	
	1日平均量(t/日)	2.9	2.8	2.7	2.8	2.9	
	一人1日平均量(g/人・日)	17.4	16.7	16.1	16.4	16.7	
粗 大 ご み	委託収集(t/年)	433	430	446	473	474	
	持込(t/年)	1,318	1,398	1,427	1,479	1,619	
	年間量(t/年)	1,751	1,827	1,872	1,952	2,093	
	増加率(%)	3.6	4.3	2.4	4.2	7.2	
	1日平均量(t/日)	4.8	5.0	5.1	5.3	5.7	
	一人1日平均量(g/人・日)	29.2	30.1	30.4	31.4	33.5	
資源 (び ん) ご み	委託収集(t/年)	1,653	1,622	1,616	1,582	1,548	
	持込(t/年)	0	0	0	0	0	
	年間量(t/年)	1,653	1,622	1,616	1,582	1,548	
	増加率(%)	2.4	△1.9	△0.4	△2.1	△2.1	
	1日平均量(t/日)	4.5	4.4	4.4	4.3	4.2	
	一人1日平均量(g/人・日)	27.6	26.7	26.2	25.5	24.8	
家庭 ご み	資源 (缶) ご み	委託収集(t/年)	502	501	487	478	479
	持込(t/年)	0	0	0	0	0	
	年間量(t/年)	502	501	487	478	479	
	増加率(%)	△1.1	△0.2	△2.7	△1.9	0.2	
	1日平均量(t/日)	1.4	1.4	1.3	1.3	1.3	
	一人1日平均量(g/人・日)	8.4	8.3	7.9	7.7	7.7	
(ペ ッ ト 資 源 ボ トル) ご み	委託収集(t/年)	581	590	582	616	624	
	持込(t/年)	0	0	0	0	0	
	年間量(t/年)	581	590	582	616	624	
	増加率(%)	0.7	1.5	△1.2	5.9	1.3	
	1日平均量(t/日)	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7	
	一人1日平均量(g/人・日)	9.7	9.7	9.4	9.9	10.0	
資源 (紙 類) ご み	委託収集(t/年)	2,011	1,970	1,955	1,975	2,106	
	持込(t/年)	0	0	0	0	0	
	年間量(t/年)	2,011	1,970	1,955	1,975	2,106	
	増加率(%)	△1.8	△2.0	△0.8	1.0	6.7	
	1日平均量(t/日)	5.5	5.4	5.4	5.4	5.8	
	一人1日平均量(g/人・日)	33.6	32.5	31.7	31.8	33.7	
有害 ご み	委託収集(t/年)	0	0	0	0	0	
	持込(t/年)	0	0	0	0	0	
	年間量(t/年)	0	0	0	0	0	
	増加率(%)	—	—	—	—	—	
	1日平均量(t/日)	0	0	0	0	0	
	一人1日平均量(g/人・日)	0	0	0	0	0	
計	委託収集(t/年)	33,288	32,930	32,988	33,083	33,525	
	持込(t/年)	1,318	1,398	1,427	1,479	1,619	
	年間量(t/年)	34,606	34,328	34,415	34,562	35,144	
	増加率(%)	△0.0	△0.8	0.3	0.4	1.7	
	1日平均量(t/日)	94.8	94.0	94.3	94.7	96.3	
	一人1日平均量(g/人・日)	573.2	561.6	558.4	556.2	563.1	

1. 「ごみの減量と再資源化の推進

項目	年 度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
可燃ごみ	許可業者 (t/年)	19,336	19,345	19,452	20,115	19,105
	持込 (t/年)	3,286	3,143	2,566	2,720	2,415
	産廃 (t/年)	11	15	8	9	5
	年間量 (t/年)	22,633	22,503	22,026	22,844	21,525
	増加率 (%)	△1.6	△0.6	△2.1	3.7	△5.8
	1日平均量 (t/日)	62.0	61.7	60.3	62.6	59.0
不燃ごみ	許可業者 (t/年)	741	705	671	608	516
	持込 (t/年)	119	106	91	67	50
	産廃 (t/年)	0	0	0	0	0
	年間量 (t/年)	860	811	762	674	566
	増加率 (%)	1.6	△5.8	△6.0	△11.5	△16.1
	1日平均量 (t/日)	2.4	2.2	2.1	1.8	1.6
粗大ごみ	許可業者 (t/年)	54	29	22	13	4
	持込 (t/年)	465	362	217	144	110
	産廃 (t/年)	0	0	0	0	0
	年間量 (t/年)	519	391	239	157	114
	増加率 (%)	6.7	△24.6	△39.0	△34.2	△27.4
	1日平均量 (t/日)	1.4	1.1	0.7	0.4	0.3
資源ごみ (びん)	許可業者 (t/年)	184	179	175	154	31
	持込 (t/年)	0	75	38	1	1
	産廃 (t/年)	0	0	0	0	0
	年間量 (t/年)	184	254	213	154	32
	増加率 (%)	1.4	37.8	△16.3	△27.5	△79.3
	1日平均量 (t/日)	0.5	0.7	0.6	0.4	0.1
資源ごみ (缶)	許可業者 (t/年)	5	5	6	6	9
	持込 (t/年)	0	1	0	0	0
	産廃 (t/年)	0	0	0	0	0
	年間量 (t/年)	5	5	6	6	9
	増加率 (%)	△2.7	9.3	6.7	△1.9	43.3
	1日平均量 (t/日)	0.0	0.0	0	0.0	0.0
資源ごみ (ペットボトル)	許可業者 (t/年)	10	12	10	14	11
	持込 (t/年)	0	0	0	0	0
	産廃 (t/年)	0	0	0	0	0
	年間量 (t/年)	10	12	11	14	11
	増加率 (%)	14.9	16.1	△12.5	35.7	△22.8
	1日平均量 (t/日)	0.0	0.0	0	0.0	0.0
資源類ごみ (紙)	許可業者 (t/年)	0	0	1	0	4
	持込 (t/年)	3	5	2	1	0
	産廃 (t/年)	0	0	0	0	0
	年間量 (t/年)	3	5	2	1	0
	増加率 (%)	30.2	71.9	△56.0	△53.2	△100.0
	1日平均量 (t/日)	0.0	0.0	0	0.0	0.0
有害ごみ	許可業者 (t/年)	12	9	8	3	2
	持込 (t/年)	0	0	0	0	0
	産廃 (t/年)	0	0	0	0	0
	年間量 (t/年)	12	9	9	3	2
	増加率 (%)	△11.1	△22.1	6.3	△67.6	△27.3
	1日平均量 (t/日)	0.0	0.0	0	0.0	0.0
計	許可業者 (t/年)	20,341	20,284	20,345	20,913	19,678
	持込 (t/年)	3,873	3,691	2,914	2,932	2,580
	産廃 (t/年)	11	15	8	9	5
	年間量 (t/年)	24,226	23,990	23,267	23,854	22,263
	増加率 (%)	△1.3	△1.0	△3.0	2.5	△6.7
	1日平均量 (t/日)	66.4	65.7	63.7	65.4	61.0
	一人1日平均量 (g/人・日)	401.3	392.5	377.5	383.9	356.7

項目	年 度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度
可燃ごみ	家庭ごみ (t)	27,064	26,806	26,908	26,942	27,251
	事業ごみ (t)	22,633	22,503	22,026	22,844	21,525
	年間量 (t/年)	49,697	49,309	48,934	49,786	48,776
	増加率 (%)	△0.8	△0.8	△0.8	1.7	△2.0
	1日平均量 (t/日)	136.2	135.1	134.1	136.4	133.6
	一人1日平均量 (g/人・日)	830.0	812.4	794.0	801.2	781.6
不燃ごみ	家庭ごみ (t)	1,044	1,011	995	1,017	1,043
	事業ごみ (t)	860	811	762	674	566
	年間量 (t/年)	1,904	1,822	1,757	1,692	1,609
	増加率 (%)	△1.0	△4.3	△3.5	△3.7	△4.9
	1日平均量 (t/日)	5.2	5.0	4.8	4.6	4.4
	一人1日平均量 (g/人・日)	31.8	30.0	28.5	27.2	25.8
粗大ごみ	家庭ごみ (t)	1,751	1,827	1,872	1,952	2,093
	事業ごみ (t)	519	391	239	157	114
	年間量 (t/年)	2,270	2,218	2,111	2,109	2,207
	増加率 (%)	4.3	△2.3	△4.9	△0.1	4.7
	1日平均量 (t/日)	6.2	6.1	5.8	5.8	6.0
	一人1日平均量 (g/人・日)	37.9	36.5	34.3	33.9	35.4
資源ごみ (ひんごみ)	家庭ごみ (t)	1,653	1,622	1,616	1,582	1,548
	事業ごみ (t)	184	254	213	154	32
	年間量 (t/年)	1,837	1,876	1,828	1,736	1,580
	増加率 (%)	2.3	2.1	△2.6	△5.0	△9.0
	1日平均量 (t/日)	5.0	5.1	5.0	4.8	4.3
	一人1日平均量 (g/人・日)	30.7	30.9	29.7	27.9	25.3
資源ごみ (缶)	家庭ごみ (t)	502	501	487	478	479
	事業ごみ (t)	5	5	6	6	9
	年間量 (t/年)	507	507	494	484	488
	増加率 (%)	△1.2	△0.1	△2.6	△1.9	0.8
	1日平均量 (t/日)	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3
	一人1日平均量 (g/人・日)	8.5	8.4	8.0	7.8	7.8
(ペットボトル)	家庭ごみ (t)	581	590	582	616	624
	事業ごみ (t)	10	12	11	14	11
	年間量 (t/年)	591	601	592	630	635
	増加率 (%)	1.0	1.8	△1.4	6.4	0.7
	1日平均量 (t/日)	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7
	一人1日平均量 (g/人・日)	9.9	9.9	9.6	10.1	10.2
資源ごみ (紙類)	家庭ごみ (t)	2,011	1,970	1,955	1,975	2,106
	事業ごみ (t)	3	5	2	1	4
	年間量 (t/年)	2,014	1,975	1,957	1,976	2,110
	増加率 (%)	△1.7	△1.9	△0.9	0.9	6.6
	1日平均量 (t/日)	5.5	5.4	5.4	5.4	5.8
	一人1日平均量 (g/人・日)	33.6	32.5	31.8	31.8	33.7
有害ごみ	家庭ごみ (t)	0	0	0	0	0
	事業ごみ (t)	12	9	9	3	2
	年間量 (t/年)	12	9	9	3	2
	増加率 (%)	△11.1	△22.1	6.3	△67.6	△27.3
	1日平均量 (t/日)	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	一人1日平均量 (g/人・日)	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0
合計	年間量 (t/年)	58,832	58,318	57,682	58,416	57,407
	増加率 (%)	△0.5	△0.9	△1.1	1.3	△1.7
	1日平均量 (t/日)	161.2	159.8	158.0	160.0	157.3
	一人1日平均量 (g/人・日)	974.4	954.1	935.9	940.0	919.9

※ 1t 未満の端数を四捨五入及び調整しているため合計数と合わない個所がある。

※ 家庭ごみ排出量については、拠点回収量（牛乳パック、白色発泡トレイ、廃食油等）及び資源回収事業の回収量を含まない。

※ 事業ごみ排出量については、公共施設の紙類及び災害廃棄物を含まない。

I 市民・事業者・滞在者等の行動	
○市民	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰な包装など、ごみになるものを家庭に持ち込まないよう、日常生活において心がけ、行動します。 ・生ごみの水切りなどにより生ごみを減量します。 ・買い物袋を持参します。 ・分別回収、集団資源回収、拠点回収に参加します。
○事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・社員の意識啓発、環境リーダーの設置などにより、事業所におけるごみの減量・再資源化に取り組みます。 ・商品の量り売り、詰め替え容器の普及など、ごみとなるものを作らない、売らないことを心がけ、実践します。 ・「イベントごみ減量ガイドライン」に則り、イベントから発生するごみの減量に努めます。 ・さまざまなリサイクル法を踏まえ、自己処理責任に基づく再資源化に取り組みます。
○滞在者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別を守ります。

I 課題と今後の方針性	
<p>① ごみの発生・排出抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭系ごみの減量については、平成 28 年度の中間目標値を達成したため、平成 29 年度に浦安市一般廃棄物処理基本計画を改定し、令和 9 年度までに一人一日あたりのごみの排出量を 75g 削減する目標を掲げました。目標達成に向け、引き続き、「ビーナス計画」により市民・事業者に対して啓発を図り、ごみの減量・再資源化を推進します。 ○ 事業系ごみについては、事業者間の不公平を是正したうえで、排出者責任の原則のもと、ごみの減量と再資源化の促進を図ります。 <p>② 再資源化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般家庭から排出される資源物のリサイクルを目的に、びん、缶、ペットボトルの分別収集を徹底するとともに、使用済小型電子機器等の再資源化を促進し、ごみの減量と資源の有効利用を図ります。 ○ エコセメント化事業が停止していることから、焼却残渣を溶融固化により、スラグ等に資源化を行う施設への搬出を推進します。 	

2. 廃棄物の適正な収集・処理

I 施策の方向

本市のごみの特徴としては、事業系のごみの占める割合が約4割と高く、1事業所あたりの排出量も県平均、国平均と比較して高い値となっています（平成22年度実績）。

多量排出事業者に対しては、減量計画の提出、履行の指導を継続、拡充し、環境リーダーの設置、環境管理システムの構築及び従業員への環境教育など、自主的なごみ減量を促進し、少量排出事業者へは、自己処理責任の徹底を図ってきました。

今後は、これらを継続するとともに、いずれにも属さない事業者へ、ごみの発生・排出抑制の取り組みを強化していきます。

I 環境の現状と令和元年度の主な取り組み

① 廃棄物の適正処理の推進

● 事業系ごみの減量・再資源化の促進

本市における事業系のごみの占める割合は、令和元年度で22,263t（38.8%）となっており、基準年度（平成28年度）の23,990t（41.1%）より、1,727t（7.2%）減少しています。

多量にごみを排出する事業者については、廃棄物管理責任者の選任及び事業系一般廃棄物減量計画書の提出を求め、必要に応じて現場実態調査を行うなど、ごみの減量に向けた取り組みを推進していきます。

また、食品リサイクル法を踏まえ、食品関連事業者に対し、食品廃棄物の堆肥化、飼料化を促進しています。

事業活動によって排出されるごみ（事業系一般廃棄物）は自己処理が原則です。そのため、事業者は、手数料を払い直接クリーンセンターへ搬入する、または市が許可した一般廃棄物処理業許可業者と契約し、有料で搬入を委託する必要があります。ごみの排出量が1日平均で45リットル1袋程度の少量の場合は、市に届け出をすることで有料事業系指定ごみ袋を購入して排出することができます。

今後も、近隣市の動向を踏まえ、事業ごみ処理手数料の見直しの検討など、事業者の排出者責任に基づくごみ減量・再資源化を促進します。

事業者のごみの処理方法	
処理方法として、下記の3つの方法があります。	
クリーンセンターに自ら搬入 ● 2 3	「一般廃棄物処理手数料」がかかります 「クリーンセンター」へ事業系一般廃棄物を搬入するときは、「一般廃棄物処理手数料」を支払っていただきます。 ●1日の搬入量にかかわらず 10kgにつき200円+税 ※10円未満切り捨て 市が許可した一般廃棄物処理業許可業者と契約 許可業者に委託してください 事業者自らが「クリーンセンター」に搬入できない場合には、市が許可した一般廃棄物処理業許可業者に委託してください。(有料) 一般廃棄物処理業許可業者につきましては、裏表紙を参照してください。 ごみ量が1日平均で45リットル程度の少量の場合は、事業系少量一般廃棄物指定収集袋(有料事業系指定ごみ袋)で排出できます。(浦安市役所ごみゼロ課に届出が必要です。) ごみ量が1日平均で45リットル程度の場合は、有料事業系指定ごみ袋を購入して排出することができます。袋については3ページ、4ページを参照してください。 家庭用の指定袋等で排出された場合は、警告シールを貼付して収集しませんのでご注意ください。 常に大量にごみが出る場合は、1及び2の方法で処理してください。

令和元年度の取り組み結果	
多量排出事業者廃棄物削減促進事業 (ごみゼロ課)	<ul style="list-style-type: none"> 多量排出事業者に減量計画書を提出させ、ごみの減量・再資源化を行うよう指導した。 現地調査が必要と思われた 12 事業者を対象に立ち入り調査を行い、直接指導を行った。
食品廃棄物飼料化推進事業 (ごみゼロ課)	<ul style="list-style-type: none"> 多量排出事業者を中心に食品リサイクルの推進を依頼した。
指定ごみ袋制の普及・啓発 (ごみゼロ課)	<ul style="list-style-type: none"> 不適正な排出に対しては警告シールを貼付するなど啓発に努めた。
有料事業系指定ごみ袋制度推進事業 (ごみゼロ課)	<ul style="list-style-type: none"> 少量一般廃棄物排出届出事業所：1,181 件
事業ごみ減量等促進事業 (ごみゼロ課)	<ul style="list-style-type: none"> ごみゼロ課が把握するクリーンセンターへ直接搬入をしている事業者・少量排出事業者・自己処理業者（産廃契約）の市内 1,405 事業者と、許可業者と契約している約 1,278 事業者には、事業系ごみのガイドラインに沿って自己処理責任に基づくごみの減量・リサイクルに努めてもらった。

● 産業廃棄物対策

市では、公共事業から発生する建設廃棄物の再利用、新築工事等におけるリサイクル資材の導入を推進しており、設計図書に特記事項として積極的な建設廃材の再利用、再生資源の利用を明記するなど実施しています。

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づき、一定の規模以上の建設工事等に伴い発生する特定建設資材の分別解体及び再資源化が義務付けられており、工事着工の 7 日前までに必要な届出の受理をしました。

令和元年度の取り組み結果	
建設リサイクル法届出受理 (建築指導課)	<ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクル法届出（通知を含む）を 377 件受理した。 随時建設リサイクルパトロールを実施した。

● 廃棄物の適正処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、施設より排出する物質を管理し、環境保全に尽くしています。令和元年度は、公害測定分析及びダイオキシン類測定分析とともに、排出基準を超過しておらず、適正な処理がされています。

また、ごみ処理施設について、経年劣化により増大する維持管理費を抑制しながら、今後も安定的かつ継続的にごみの適正処理が行えるよう、施設の延命化に取り組みます。

令和元年度の取り組み結果	
廃棄物処理施設測定分析事業 (クリーンセンター)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、施設から排出される水銀（年2回）やダイオキシン（年2回）及びばいじん等（年6回）などの有害物質について、測定・分析を行った。
ごみ処理施設延命化整備事業 (クリーンセンター)	・廃棄物処理施設の老朽化に伴う基幹的設備改良事業に係る長寿命化総合計画を策定した。

■ 市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	—
○事業者	・関係する法令などを遵守し、事業活動に伴い発生するごみを適正に処理します。
○滞在者等	—

■ 課題と今後の方向性

① 廃棄物の適正処理の推進

- 少量排出事業者に対し、有料指定ごみ袋などによる適正排出に向けた取り組みをさらに進め、事業者間の不公平を是正するための適正処理の指導を適宜行います。
- ごみ処理施設について、経年劣化により増大する維持管理費を抑制しながら、今後も安定的かつ継続的にごみの適正処理が行えるよう、施設の延命化に取り組みます。

基本方針5

協働して環境保全に取り組む

1. 環境を大切にする人づくり
2. 協働による環境保全行動の推進

私たちの暮らしを取り巻く大気や水の汚染、騒音などの身近な環境問題から、地球環境問題に至るまで、今日の環境問題はさまざまな現象が関連し合っており、その多くは私たちの日常生活における行動に起因していると言われています。これらの問題を解決するためには、当事者であるという認識のもとに、環境問題の現状を理解し、できることから行動していくとともに、市や市民・事業者・滞在者等が協働して取り組んでいくことが大切です。

一人ひとりの行動によって望ましい環境像を実現していくため、地域環境への关心を高め、自ら考え、環境保全行動に率先して取り組む人づくりを進めるとともに、市民や事業者などの環境行動の輪を広げ、市民・事業者・滞在者等と市が協働して環境保全に取り組みます。



<『森林と親しむ講座』浦安市民の森（群馬県高崎市倉渕町）の散策>

1. 環境を大切にする人づくり

Ⅰ 施策の方向

今日の環境問題は、複雑・多様化しており、これらの多くは私たちの日常生活や事業活動が起因しているものと言われています。このため、市民や事業者の一人ひとりが、身近な地域環境から地球環境まで広く環境問題について関心と理解を深め、自発的に環境に配慮した行動を起こしていかなければなりません。

市では、平成 21 年度に「浦安市環境学習基本方針」を策定し、『持続可能な社会づくりに向けて、人と自然とが共生し、環境に配慮した行動を実践する人づくりを進めます。』とした基本方針に基づき、各主体への環境学習を推進しています。市内保育園や幼稚園、小学校などにおける環境に関する出前講座の開催や、公民館・郷土博物館などにおける環境学習講座などの実施により環境学習を推進し、環境への意識を持ち行動できる人材の育成を行っています。

また、群馬県高崎市倉渕町に設置した「浦安市民の森」の活用により、広域的な学習の機会の創出を図っています。浦安市民の森を林間学校の場として活用する小学校もあり、森林管理体験をプログラムに取り入れるなど、自然体験事業を通して浦安市民の森の整備が進められています。

今後は、幼稚園や学校などの教育機関や、公民館・郷土博物館などとのさらなる連携を図り、横断的な環境学習の場の創出を図ります。

Ⅱ 環境の現状と令和元年度の主な取り組み

参考指標（市民に親しみやすい指標）

項目 A	指標 B	令和元年度 C	平成 24 年度 【参考】	指標の評価 D
環境学習講座実施回数	基準年(平成 24 年度)より増	10 回	65 回	—
環境学習アドバイザー派遣回数		8回	45 回	×
出前講座などの実施回数※1		2回	20 回	×
おでかけビーナスの開催数		15 回	41 回	×
公民館・郷土博物館における環境学習講座の参加者数※2		公民館 76 人 郷土博物館 11,811 人	520 人	○
市民大学(環境講座) 受講者数		12 人 (累計 170 人)	10 人 (累計 178 人)	○
環境フェアの参加者数	<環境保全行動への参加状況を継続的に把握するための項目>	約 95,000 人 (浦安春まつりとの合算数)	5,727 人	—
環境フェア出展数		27 団体	18 団体	—
クルンちゃん・グルンさまの出動回数		24 回	27 回	—

※1 出前講座などの実施回数とは、出前講座のほか、環境学習施設での環境学習体験講座や千葉県より派遣された講師による講座回数を含む。

※2 公民館・郷土博物館における環境学習講座の参加者数には、郷土博物館「もやいの会」体験事業及び博学連携事業を含む。

① 環境教育・環境学習の総合的な取り組みの推進

● 環境情報・環境教育・環境学習に関する情報の提供

市の自然環境の情報を市民に知ってもらうため、自然環境調査（平成17年冬季から平成18年秋季までの1年間を通じた実態調査）の結果から、本市の自然環境・生態系情報をまとめ、市ホームページで「浦安の自然」として公開しています。また、三番瀬環境観察館のホームページにて三番瀬に生息する生き物の情報を公開しています。

令和元年度の取り組み結果

自然環境情報の提供
(環境保全課)

- ・三番瀬環境観察館の開館に伴い、ホームページを開設し、三番瀬に生息する生き物の情報を掲載した。

● 環境フェアの開催

市民一人ひとりが、様々な角度から環境問題について考え、身近なものから地球規模のものまで幅広く理解を深めてもらうとともに、環境保全行動への「気づき」を促すことを目的に、楽しみながら学び、考えることができる参加・体験型イベントとして、毎年開催している環境フェアについては、浦安春まつりの中で、「浦安市環境フェア」として実施しました。

市における環境保全への取り組みだけではなく、日頃から環境保全活動を行っている市民活動団体や事業者等における取り組みも紹介することにより、市民への周知啓発を行っています。

＜浦安市環境フェアの様子＞



令和元年度の取り組み結果

環境保全PR事業
(環境保全課)

- ・環境フェアや環境ポスター展などのイベントをはじめ、夏季の省エネキャンペーン（クールシェア）や冬期の大気汚染防止などの啓発事業を実施した。

来場者数：約95,000人（浦安春まつり全会場・2日間延べ人数）

● 環境教育・環境学習の推進

地球環境問題は私たち一人ひとりの生活や事業活動に起因しているという現状を理解し、行動につなげてもらうこと、及び家庭や地域、学校、事業者など社会全体で環境学習に取り組めるようにすることを目的に、環境学習の推進を図るための考え方と方向性を示した「環境学習基本方針」を平成21年度に策定し、これに基づき環境学習を推進しています。市外の環境学習施設や自然公園等で環境学習を行うこども環境学習体験講座も実施し、市内外での環境学習の機会の充実を図っています。

また、子どもの地域での環境活動を支援するため、日本環境協会が行うこどもエコクラブ制度の周知を行っています。

さらに、ごみ減量・再資源化に関する情報提供を行うため、ビーナスニュースの発行や、出前ビーナス等の啓発活動を進めています。

令和元年度の取り組み結果	
環境学習推進事業 (環境保全課) 【再掲】	<ul style="list-style-type: none">学校、学童育成クラブ等に環境学習アドバイザーを8回派遣した。小学3年～5年生を対象に、市外環境学習施設での環境体験講座を1回実施した。
こどもエコクラブ活用事業 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none">市内の教育施設等に子どもエコクラブの周知活動、及び登録手続を行った。また、全国エコ活コンクールにおいて、壁新聞・絵日記の応募の事務を行った。 令和元年度登録件数 継続5件(新規登録なし)
ごみ減量推進啓発事業 (ごみゼロ課) 【再掲】	<ul style="list-style-type: none">ごみの減量・再資源化を題材にしたビーナスニュースの全戸配布(78,390部)を行った。おでかけビーナス(出前講座)を15回実施し、ごみの減量・再資源化を伝えた。

● 人材の発掘・育成・活用

環境学習を推進するための取り組みとして、地域の人材が市民の目線で環境学習を補助する「環境学習アドバイザー派遣制度」の運用を平成23年1月より始めました。

環境学習アドバイザーは、地域団体や学校等が実施する研修会・学習会等に、講師として講義・講演等を行い、必要な企画や運営の補助などを行うことで、環境に関する研修会等の機会を創出しています。

また、地球温暖化等の現状を理解し環境に配慮した行動を市民が実践できるよう、「うらやす市民大学」で環境保全に関する授業を実施しています。

＜環境学習アドバイザー派遣 講座＞

講座タイトル	学習のねらい
リサイクル工作（牛乳パック紙漉き、廃食油石けん作り、エコキャンドル）	廃材を利用し物作りを行うことで、資源を大切にし、ごみを減らす気持ちや行動を促します
自然観察・ネイチャーゲーム	観察やゲームを通じ、自然から学びや気づきを得ることにより、自然を大切にする気持ちを養います
ネイチャークラフト	街路樹等の木の実や枝葉を使い、クラフトを作ることで、自然物に親しみ自然を大切にする気持ちを養います
地球温暖化・エネルギー	地球温暖化の影響やエネルギーを大切に使うことを、話し合いや実験・体験を通じて学びます
植物の栽培から学ぶ	ケナフを栽培し、収穫したケナフから紙を作ります

令和元年度の取り組み結果

環境学習アドバイザー育成事業 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習プログラム新規開拓のため、研修会に参加した。 環境学習アドバイザーに対し、環境アドバイザーの振り返りや意見の聞き取りを行った。 環境アドバイザー登録数：9人
市民大学校運営事業 (市民大学校)	<ul style="list-style-type: none"> 「身近な生活環境を観察・考察・改善する」の講座（全15回）を実施し、4名が受講（延べ59名）した。

② 環境学習の場と機会の創出

● 公民館における環境学習

郷土博物館・公民館など環境学習を推進する施設における環境学習講座の充実を図るとともに、環境学習拠点同士の連携を図りながら、河川や海辺・歴史や文化など地域の特色を踏まえた環境学習の機会を創出しています。

各公民館では、夏・春・冬休みに小中学生を対象に環境の大切さを学んでもらうための講座や、環境について考えるきっかけとなる学習事業を実施しています。また、大人向けにはスキルアップ講座を実施しています。

令和元年度の取り組み結果	
環境学習事業 (中央公民館)	・暮らしのエコ講座～楽しく学んでかしこく暮らそう～ 講座数：3回 受講者数：21人
(高洲公民館)	・郷土博物館共催「海辺の観察会」 講座数：1回 受講者数：13人
(当代島公民館)	・夏休み子ども環境講座「紙すき de カラフルうちわ作り」 講座数：1回 受講者数：19人
(美浜公民館)	・子ども対象講座「葉っぱでスタンプ！～葉っぱ図鑑を作ろう～」 講座数：1回 受講者数：13人
(日の出公民館)	・郷土博物館共催「干潟の観察会」 講座数：1回 受講者数：10名

● 森林と親しむ講座

群馬県高崎市倉渕町は、江戸川の上流域に位置し、総面積の約90%が山林という自然豊かな江戸川の水源を担っています。一方、本市は、江戸川の下流域に位置し、その水を水道水として利用しています。下流域に住む浦安市民が、日ごろから恩恵を受けている水源林を上・下流域の共有財産とみなし、市民の森林整備や森林体験などを通じて、自然に対する理解や豊かな人間形成を図るため、平成18年に「浦安市民の森」を設置しました。



市では、「森林と親しむ講座」を開催し、市民の森の散策やホタル観賞など、都市部では経験できない自然体験の機会を提供しています。また、倉渕町との水源を通じた交流事業として、本市の小学生が水源を訪れる林間学校の開催や、倉渕町の小学生を本市に招き、海辺の自然環境体験や浦安の歴史・文化などの環境学習を実施するなど、環境学習の広域ネットワークを構築しています。

令和元年度の取り組み結果

浦安市民の森活用事業 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> 市民を対象に、「森林と親しむ講座」を開催し、「浦安市民の森」を散策するなど広域的な自然体験の機会を提供した。 (夏と秋の2回) 林間学校として市内小学校4校が活用した。
-----------------------	---

● 三番瀬を活用した環境学習

三番瀬の干潟を保全し、市民が憩い、学習できる浦安市三番瀬環境観察館の整備を進めています。ふるさとの海を後世につなげるため、環境変化を踏まえ、三番瀬干潟の保全に取り組みます。



令和元年度の取り組み結果

三番瀬環境観察館整備事業 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年6月に三番瀬環境観察館を開館した。 7月に専門員の配置を開始し、環境観察・学習の推進を行った。
-------------------------	--

③ 歴史的・文化的資源を守り生かす環境学習の場の創出

● 歴史的・文化的資源を生かす体験・観察の場の創出

郷土博物館においては、かつて浦安の地場産業であった^の海苔^{タマゴ}養殖や地域環境への興味や関心を深めるため、境川や三番瀬などを活用した体験事業や、自然観察会及び歴史・文化の体験事業を、博物館ボランティアの協力のもと実施しています。

また、博学連携事業として、市内小中学校から多くの児童・生徒を、環境学習の授業の場として受け入れています。

令和元年度の取り組み結果	
郷土博物館体験教室事業 (乗船体験) (郷土博物館) 【再掲】	・境川乗船体験 1回開催 参加者数：延べ 14 人
郷土博物館体験教室事業 (自然観察) (郷土博物館) 【再掲】	・干潟観察会 2回開催 参加者数：48 人 ・野鳥観察会 2回開催 参加者数：延べ 28 人
郷土博物館活動の推進 (郷土博物館)	・浦安市郷土博物館ボランティア「もやいの会」をはじめとしたボランティアの協力のもと、事業運営を行った。 ・1年を通し、博学連携事業として、小中学校等の授業受け入れも、積極的に行なった。 休日体験 28回実施 参加者数：延べ 723 人 博学連携学校授業利用 321回実施 参加者数：延べ 11,068 人

■ 市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	<ul style="list-style-type: none">・身近な自然とのふれあいや日常の暮らし、市の広報やインターネット、環境イベントへの参加などを通じて、身近な環境を知り、大切にする心を育みます。・郷土博物館や公民館などで行われる各種講座などに参加し、環境について学びます。
○事業者	<ul style="list-style-type: none">・従業員に環境問題の認識を深めるための環境教育を実施します。
○滞在者等	<ul style="list-style-type: none">・自然観察や歴史・文化の体験などの環境学習に参加します。

■ 課題と今後の方針性

① 環境教育・環境学習の総合的な取り組みの推進

- 「浦安市環境学習基本方針」に基づき、環境学習を推進していくとともに、関係機関と連携し、環境学習アドバイザー制度の活用などにより、環境教育・環境学習の機会を充実していきます。また、うらやす市民大学における環境講座等を通じ、豊富な経験や高度な知見を持った人材の発掘・育成・活用について検討を行います。

② 環境学習の場と機会の創出

- ビーナスプラザや郷土博物館、公民館など環境学習を推進する施設における環境学習講座の充実を図るとともに、群馬県高崎市に設置した「浦安市民の森」を活用した自然体験等環境学習の機会を提供していきます。

③ 歴史的・文化的資源を守り生かす環境学習の場の創出

- 郷土博物館において、自然・歴史・文化について子どもたちが学習する機会の創出に努めます。

2. 協働による環境保全行動の推進

I 施策の方向

今日の環境問題を解決するためには、市の率先的な取り組みはもとより、市民・事業者・滞在者等が主体的に環境保全行動を行うとともに、協働して進めていかなければなりません。

共同清掃、三番瀬のクリーンアップなどの保全行動、地域の緑化活動など、自主的な市民活動への支援などにより、市民や事業者、市民活動団体などと協働した環境保全行動を推進します。

市では、今後も引き続き、率先行動を進めながら、各主体との協働による環境保全行動を推進できるように、市の各部局においても、啓発活動や市民参加の促進を視野に入れて環境保全に係る取り組みを進めていきます。

I 環境の現状と令和元年度の主な取り組み

参考指標（市民に親しみやすい指標）

項目 A	指標 B	令和元年度 C	平成 24 年度 【参考】	指標の評価 D
出前講座の開催数	基準年 (平成 24 年度) より増	2回	1回	○
「浦安エコカンパニー」の 宣言数・認定数		宣言:31 事業者 認定:13 事業者	宣言:29 事業者 認定:7 事業者	○
「エコショップ」の認定数		7店舗	9店舗	×
環境保全に係る 市民活動団体数*	<市民活動の実施 状況を継続的に把握 するための項目>	32 団体	37 团体	—

* 環境保全に係る市民活動団体数は、市民活動センターの登録団体のうち環境保全に係る活動を行う団体。

① 各主体の環境保全行動の推進

● 市民の自主的行動の促進と活動支援

「市民活動」とは、よりよい社会をつくるための市民の自発的・主体的な活動をいいます。

市民活動センターでは、環境保全分野を含む市民の様々な自主的な活動を支援しています。

また、市では、各自治体が主体となる住民の自主的参加により行われる地域清掃に対し、器材の貸し出しや配付、ごみの回収を行ったり、市民団体が主体的に取り組む三番瀬護岸のごみ拾いである「三番瀬クリーンアップ大作戦」への支援等により、自主的な環境保全行動を促進しています。さらに、江戸川流域の自治体と連携し、水質改善の取り組みを進めています。

加えて、市民と協力して、まちの環境衛生対策を推進するために、飼い主のいない猫の繁殖を防止する「浦安市地域猫愛護制度」に基づき、動物病院等に不妊・去勢手術費を助成しています。

令和元年度の取り組み結果	
市民活動促進事業 (市民参加推進課)	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動センター利用登録団体数：502 団体 うち、活動分野が「環境保全」の団体数：32 団体
ゴミゼロ運動推進事業 (環境衛生課) 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 毎年 5 月 1 日から 6 月の第 2 日曜日までを「ゴミゼロ運動推進期間」と定め、市民一人ひとりの自主的な参加による環境美化の啓発キャンペーンを実施した。
三番瀬保全事業 (環境保全課) 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 三番瀬を保全する市民活動（浦安三番瀬クリーンアップ等）及び三番瀬を通じての環境学習の支援を行った。 浦安三番瀬クリーンアップ大作戦（令和元年 6 月 2 日） <ul style="list-style-type: none"> 参加者 : 300 人 燃やせるごみ : 120kg 燃やせないごみ : 210kg
川をきれいにする市民活動 への支援 (環境保全課) 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 「江戸川を守る会」、「河川美化推進会議」への参加や、会の機関誌に活動内容を掲載し、河川環境維持のための啓発を行った。 江戸川の水質状況について情報提供を受けるなど、河川管理事務所との連携を図った。
動物愛護推進事業 (環境衛生課) 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 不妊去勢手術を実施した。 217 件（内訳：メス猫 124 件、オス猫 93 件）

● 市民の緑化推進活動の支援

公園を市民にとってより親しみのある場所にするために、公園の清掃や花壇の花植え等、公園管理の一部を市民団体等に担ってもらっています。また、公園、緑地などの公共花壇区域における緑化活動や、緑に関する催しを対象に花苗の支給や用具貸出し等の支援を行っています。

令和元年度の取り組み結果	
公園等里親制度支援事業 (みどり公園課) 【再掲】	・里親支援制度登録：新規 1 団体、脱退団体：2 団体（計 19 団体）
緑化活動支援事業 (みどり公園課) 【再掲】	・緑化活動支援制度登録：新規 1 団体、脱退団体：2 団体（計 19 団体）

● 浦安エコファミリー・浦安エコチャレンジ

市民の日常生活や事業者の事業活動の中で、環境に配慮すべき事項や環境に配慮する行動を促進するための効果的な仕組みをまとめた冊子「浦安エコファミリー」、「浦安エコチャレンジ」を発行しています。

市民を対象とした「浦安エコファミリー」は、依頼があった自治会などの団体に出前講座を開催し、地球温暖化の仕組みや行動などを掲載しているテキストとして活用しています。

子どもを対象とした「浦安エコチャレンジ」は、市内小学校 4 年生に配付し、授業や出前講座で身近な環境について学ぶことができるテキストとして活用しています。

令和元年度の取り組み結果	
環境保全行動推進事業 (浦安エコファミリー・ 浦安エコチャレンジ) (環境保全課) 【再掲】	・「浦安エコチャレンジ」、「うらやすのしぜん」、「浦安エコファミリー」の 3 誌を 1 冊にまとめた啓発冊子「地球のためにできることから」を引き続き活用するため、3,000 部作成し、配布した。

● 廃棄物減量等推進の活動支援

自治会から選出した「廃棄物減量等推進員（ビーナス推進員）」と協働して、一般廃棄物の減量のための活動を通じ、廃棄物減量等推進員と協働でごみ排出ルールの遵守、分別の徹底を啓発しています。

令和元年度の取り組み結果	
廃棄物減量等推進員制度 (ごみゼロ課) 【再掲】	・今後の活動を確認する連絡会を 1 回、ごみに関する知識養生の研修として東京中央防波堤埋め立て処分場の見学会を 1 回、活動内容の報告会を 1 回行い、推進員の活動を支援した。

● 事業者の行動促進

事業者向けの「浦安エコカンパニー」は、環境に配慮した事業活動を自ら宣言し、テキストに示した行動（配慮事項等）を選択して実践してもらうものです。1年間の実績を市に報告することで環境に配慮した事業活動を評価し、次年度も認定事業者として継続してもらいます。

今後は、宣言事業者や認定事業者の実施状況を把握するとともに、事業者のニーズに合うよう制度の検討を行い、より多くの事業者へ普及していきます。

令和元年度の取り組み結果	
環境保全行動推進事業 (浦安エコカンパニー) (環境保全課) 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・宣言事業者・認定事業者をホームページ上に公開するとともに、事業者へチラシを送付するなど周知を図った。 宣言事業者：31社 認定事業者：13社

② 市の行動推進

市は、環境活動への取り組みを推進するための率先行動として、平成13年11月に国際規格であるISO14001を認証取得しました。認証取得後は、この規格での取り組みを継続していましたが、従前に実施していた外部審査機関による審査を取り止め、浦安市版環境マネジメントシステムを平成20年4月から運用開始しました。

環境に配慮した自主的な取り組みを促進するため、「環境配慮指針（市の事務事業編・公共施設の運用編）」、「浦安市第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」及び「浦安市省エネルギー対策基本方針」などに基づき、省エネルギー・省CO₂対策、ごみ減量・再資源化、グリーン購入促進など、環境に配慮した事業、計画の立案、実施、点検、見直しを行うPDCAサイクルを推進しています。

今後は、地球温暖化対策に向けた職員研修などを充実させ、職員の環境配慮意識を向上していきます。

さらに、市民・事業者・滞在者等へ本市の環境の現状を知ってもらい、協働で環境配慮行動を推進するため、環境基本計画に掲げた施策の進捗状況をまとめた「環境基本計画年次報告書」を毎年、図書館、市ホームページ等で公表しています。

令和元年度の取り組み結果	
地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) 推進事業 (環境保全課) 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・浦安市第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進行管理として、温室効果ガス排出量の把握・分析を行った。 CO₂排出量：38,554t-CO₂ (一般廃棄物焼却量を除いたCO₂排出量：19,386t-CO₂)
環境教育研修事業 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民サービスに影響を与えない範囲で、昼休憩及び業務終了後の消灯を実践した。
環境マネジメントシステム 推進事業 (環境保全課) 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次環境基本計画の進行管理として、年次報告書を作成・公表した。

【市民・事業者・滞在者等の行動】

○市民	<ul style="list-style-type: none">・市や地域で実施している美化活動、緑化活動、集団回収などに積極的に参加します。・環境の保全に取り組む団体の活動に参加・協力するなど、自ら主体的に取り組みます。
○事業者	<ul style="list-style-type: none">・市や地域で実施している美化活動・緑化活動などに積極的に参加・協力します。・事業に関連した最新の法規制などの変化に対応する手順・体制を整えます。・環境マネジメントシステムを導入する、環境活動を担当する者や部署を明確化するなど、組織として環境活動に取り組む体制を整備し、活動を実践します。・市が進める事業をPRするなど、市が実施する環境施策に協力します。
○滞在者等	<ul style="list-style-type: none">・市や地域で実施している環境保全活動に協力します。

【課題と今後の方向性】

① 各主体の環境保全行動の推進

- 市民活動センターにて、市民の自主的なまちづくり活動を支援するとともに、自治会や管理組合等が主体となって行う地域清掃や水辺清掃活動・緑化活動等への物的、人的支援により、住民の自主的な環境保全行動を推進していきます。

② 市の行動推進

- 市独自の環境マネジメントシステムに基づき、省エネルギー・省CO₂対策、ごみ減量・再資源化、グリーン購入促進など、環境に配慮した事業、計画の立案、実施、点検、見直しを行うPDCAサイクルを推進していくとともに、職員研修などを充実させ、職員の環境配慮意識を向上していきます。

資料編

- 1 環境審議会**
- 2 浦安市環境基本条例**
- 3 浦安市環境保全条例**
- 4 浦安市環境審議會規則**
- 5 用語解説**

環境審議会

●浦安市環境基本計画の推進体制

■浦安市環境審議会委員

令和2年8月現在

	役 職	氏 名	任 期
市 民	委 員	石川 正純	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	委 員	今福 芳明	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	委 員	佐野 速雄	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	委 員	島野 圭司	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	委 員	横谷 弘子	令和2年8月1日～令和4年7月31日
学 識 経 験 者	役 職	氏 名	任 期
	会 長	奥 真美	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	委 員	志々目 友博	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	委 員	中川 直子	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	委 員	浜島 裕美	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	副会長	宮川 正孝	令和2年8月1日～令和4年7月31日
事 業 者	役 職	氏 名	任 期
	委 員	青木 順一	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	委 員	荒谷 栄一郎	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	委 員	大塚 靖	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	委 員	碓井 達郎	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	委 員	菊間 紀	令和2年8月1日～令和4年7月31日

2 浦安市環境基本条例

浦安市環境基本条例

平成15年10月1日 条例第31号

目次

前文
第1章 総則(第1条—第7条)
第2章 環境の保全に関する基本的施策
第1節 施策の策定等に係る基本方針(第8条)
第2節 施策の策定等に当たっての措置(第9条)
第3節 環境基本計画等(第10条・第11条)
第4節 環境の保全に関する施策等(第12条—第25条)
第3章 地球環境の保全に関する施策(第26条)
第4章 浦安市環境審議会(第27条—第29条)
附則

浦安は、三方を海と川に囲まれ、長年にわたり、恵まれた自然の下で漁業を中心として栄え、独自の生活や地域文化を培ってきた。しかし、その後の海面の埋立てや交通機関の整備などにより、まちは大きく変貌し、他に例をみないほどの発展を遂げている。

私たちはこれまで、製紙工場による悪水放流事件における抗議行動など、浦安の良好な環境を守るために力を合わせてきた。

しかし一方では、今日、自らを省みると、生活の便利さや物質的な豊かさを求めて、資源やエネルギーを大量に消費する生活を続けている。このような私たちの生活は、身近な自然の減少や大気汚染、水質汚濁等の公害の拡大、廃棄物の増加などによる環境問題を発生させ、さらには人類の存在基盤である地球自体の環境を脅かすに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境の恩恵を享受できるようにするとともに、人類の存在基盤である環境を将来に引き継ぐ責務を有していることを深く自覚しなければならない。さらには、先人たちの知恵や経験を受け継ぎながら、すべての者がそれぞれの責務を積極的に果たし、自ら参加し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会を協働して形成しなければならない。

このような認識の下、私たちは、英知と総力を結集して、人と自然とが共生する水と緑で囲まれた快適な環境都市としての浦安を創り上げ、その環境の保全を推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全(良好な自然環境が回復する条件の創出及び良好な生活環境の創出を含む。以下同じ。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 滞在者等 市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を確保するとともにこれが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての者が、それぞれの立場に応じた役割分担の下に、環境への負荷をできる限り低減すること及び持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。

3 環境の保全は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、人と自然とが共生していくことを旨とし、海と川に接した特性を生かして自然と文化の調和のとれた快適な環境を実現していくように行われなければならない。

4 環境の保全は、地域における日常生活や事業活動が地球全体の環境と深くかかわっていることを認識して、地球環境の保全に資するように行われなければならない。

5 環境の保全は、すべての者が、それぞれの責務を自覚し、協働して行われなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める環境の保全に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、自らの事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。
 - 3 市は、環境の保全のために広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その施策の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
 - 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
 - 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者等の責務)

- 第7条 滞在者等は、基本理念にのっとり、その滞在又は通過に伴う環境への負荷を低減し、及び市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策**第1節 施策の策定等に係る基本方針****(施策の基本方針)**

- 第8条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。
- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
 - (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、本市の多様な自然環境が体系的に保全されること。
 - (3) 市民と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
 - (4) 潤いと安らぎのある都市空間の形成、人にやさしい施設の整備、歴史的文化的資源の保全及び活用がされること。
 - (5) 環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用、廃棄物の減量等が図られること。
 - (6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する取組がされること。

第2節 施策の策定等に当たっての措置

- 第9条 市は、すべての施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第3節 環境基本計画等**(環境基本計画の策定)**

- 第10条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及びこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、浦安市環境審議会の意見を聴かなければならない。
 - 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
 - 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第4節 環境の保全に関する施策等

(環境基本計画との整合)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の推進)

第13条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、事前に環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制等)

第14条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために、必要な規制、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境保全協定)

第15条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業者と環境の保全に関する必要な協定を締結するよう努めるものとする。

(経済的措置)

第16条 市は、市民等が自ら行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に資する活動を促進するため、必要かつ適正な助成その他の経済的措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この項において「負荷活動」という。)を行う者を自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的としてその者に対して適正な経済的負担を求める措置についての調査及び研究を行い、その措置が特に必要であるときは、市民等の理解の下に、その措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第17条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進等)

第18条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興等)

第19条 市は、環境の保全について、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、市民等が環境の保全についての理解を深めるとともに、市民等の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動を促進するための措置)

第20条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第21条 市は、第19条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第22条 市は、環境の保全に関する施策の策定に当たっては、市民等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第23条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第24条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第25条 市は、環境の保全に関する施策の総合的な調整及び計画的な推進を図るために必要な体制の整備に努めるものとする。

第3章 地球環境の保全に関する施策

(地球環境の保全に資する施策)

第26条 市は、市民等と連携して地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及びその他の関係団体と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 浦安市環境審議会

(設置)

第27条 本市に、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、浦安市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第28条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 第10条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による環境基本計画に関する事項
- (2) 環境の保全に関する基本的事項及び重要事項

2 審議会は、前項の規定により調査審議するほか、環境の保全に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第29条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、当然退職するものとする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(浦安市環境審議会条例の廃止)

2 浦安市環境審議会条例(昭和47年条例第11号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際に前項の規定による廃止前の浦安市環境審議会条例(以下この項において「旧審議会条例」という。)第3条第1項の規定により委嘱された浦安市環境審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、第29条第2項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における旧審議会条例第3条第1項の規定により委嘱された旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行前に旧審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審議会がした調査審議の手続は審議会がした調査審議の手続とみなす。

(審議会の委員の任期の特例)

5 平成25年度において委嘱される審議会の委員の任期は、第29条第3項の規定にかかわらず、平成26年7月31日までとする。

(平25条例16・一部改正)

附則(平成25年3月29日条例第16号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

3 浦安市環境保全条例

浦安市環境保全条例

平成 20 年 12 月 25 日 条例第 36 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 環境の保全に関する施策(第 4 条—第 9 条)
- 第 3 章 公害の防止
 - 第 1 節 ばい煙等に関する規制等(第 10 条—第 23 条)
 - 第 2 節 騒音又は振動に関する規制等
 - 第 1 款 騒音等特定施設及び特定作業(第 24 条—第 35 条)
 - 第 2 款 特定建設作業(第 36 条—第 38 条)
 - 第 3 款 拡声機の使用及び夜間の飲食店営業等(第 39 条—第 43 条)
 - 第 3 節 自動車の排出ガス等に関する規制等(第 44 条—第 46 条)
 - 第 4 節 地盤の沈下等に関する規制(第 47 条—第 57 条)
- 第 4 章 良好的な生活環境の保持等(第 58 条—第 62 条)
- 第 5 章 地球環境の保全(第 63 条—第 66 条)
- 第 6 章 雜則(第 67 条—第 70 条)
- 第 7 章 罰則(第 71 条—第 74 条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、浦安市環境基本条例(平成15年条例第31号)の本旨にのっとり、環境の保全に関し市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制その他の措置を講ずることにより、環境の保全を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 浦安市環境基本条例第2条第1号に規定する環境への負荷をいう。
- (2) 地球環境の保全 浦安市環境基本条例第2条第2号に規定する地球環境の保全をいう。
- (3) 公害 浦安市環境基本条例第2条第3号に規定する公害をいう。
- (4) 滞在者等 浦安市環境基本条例第2条第4号に規定する滞在者等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、浦安市環境基本条例の例による。

(責務)

第3条 市、事業者、市民及び滞在者等は、浦安市環境基本条例第3条に定める環境の保全に関する基本理念にのっとり、環境の保全が図られるように、それぞれの立場において、同条例第4条から第7条までに規定する責務を果たさなければならない。

第2章 環境の保全に関する施策

(大気の保全のための施策)

第4条 市は、自然エネルギー(太陽光、太陽熱、バイオマス(動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。)を利用して得ることのできるエネルギーその他環境の保全上の支障を生じさせないエネルギーをいう。以下同じ。)の活用及びエネルギーの使用の合理化(一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために徹底的な効率の向上を図ることをいう。以下同じ。)に関する知識の普及及び啓発その他の大気の保全に係る施策を実施するものとする。

(公共用水域の水質の保全のための施策)

第5条 市は、生活排水(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第8項に規定する生活排水をいう。以下同じ。)その他の排水による公共用水域(同条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)の水質の汚濁の防止に関する知識の普及及び啓発その他の公共用水域の水質の保全に係る施策を実施するものとする。

(地盤の沈下等の防止のための施策)

第6条 市は、地盤の沈下、地下水位の著しい低下、土壤の汚染及び地下水の汚染の防止に関する知識の普及及び啓発その他の地盤の沈下、地下水位の著しい低下、土壤の汚染及び地下水の汚染の防止に係る施策を実施するものとする。

(騒音等の防止のための施策)

第7条 市は、騒音、振動及び悪臭の防止に関する知識の普及及び啓発その他の騒音、振動及び悪臭の防止に係る施策を実施するものとする。

(航空機騒音の調査及び公表)

第8条 市長は、航空機の騒音の防止に資するため、必要に応じ航空機の騒音の状況を調査し、その結果を公表するものとする。

(自動車の使用に伴う公害の防止のための施策)

第9条 市は、環境への負荷がより少ない自動車への転換の促進、自動車の使用的合理化の促進、道路環境の改善並びにこれらに関する知識の普及及び啓発その他の自動車の使用に伴う公害の防止に係る施策を実施するものとする。

第3章 公害の防止

第1節 ばい煙等に関する規制等

(定義)

第10条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ばい煙 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第1項に規定するばい煙をいう。
- (2) 粉じん 大気汚染防止法第2条第8項に規定する粉じんをいう。
- (3) ばい煙特定施設 工場又は事業場(以下「工場等」という。)に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、当該施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるものであつて規則で定めるものをいう。
- (4) 規制基準 ばい煙特定施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙の量の許容限度をいう。

(規制基準)

第11条 市長は、規制基準を規則で定めるものとする。

2 市長は、規制基準を定めようとするときは、浦安市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならぬ。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第12条 ばい煙特定施設を設置している者は、当該ばい煙特定施設に係る規制基準を遵守しなければならない。

(ばい煙特定施設の設置の届出)

第13条 ばい煙特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) ばい煙特定施設の種類
- (4) ばい煙特定施設の構造
- (5) ばい煙特定施設の使用の方法
- (6) ばい煙の処理の方法
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該ばい煙特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第14条 一の施設がばい煙特定施設となった際にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設がばい煙特定施設となった日の翌日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(ばい煙特定施設の変更等の届出)

第15条 第13条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第13条第1項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告)

第16条 市長は、第13条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係るばい煙特定施設において発生するばい煙の量が規制基準に適合しないことによりそのばい煙特定施設の設置に係る工場等の周辺の生活環境が損なわれる認めるときは、その届出があつた日の翌日から起算して60日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、ばい煙特定施設の構造若しくは使用の方法又はばい煙の処理の方法に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

第17条 第13条第1項に規定するばい煙特定施設を設置しようとする者又は第15条第1項の規定により届け出なければならぬ事項の変更をしようとする者は、当該事項に係る届出をした日の翌日から起算して60日を経過した日以後でなければ、それぞれの届出に係るばい煙特定施設を設置し、又はばい煙特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法を変更してはならない。

2 市長は、第13条第1項又は第15条第1項の規定による届出に係る工場等の周辺の生活環境が損なわれないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第18条 第13条第1項又は第14条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第13条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係るばい煙特定施設の使用を廃止したときは、その変更の日又は廃止の日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第19条 第13条第1項又は第14条第1項の規定による届出をした者から、その届出に係るばい煙特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第13条第1項又は第14条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係るばい煙特定施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該ばい煙特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第13条第1項又は第14条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告、改善命令等)

第20条 市長は、ばい煙特定施設において発生するばい煙が規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺の生活環境が損なわれる認めるときは、当該ばい煙特定施設を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、ばい煙特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法を改善し、又はばい煙特定施設の使用の一時停止をすべきことを勧告することができる。

2 市長は、第16条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないでばい煙特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 前2項の規定は、第14条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係るばい煙特定施設については、同項に規定するばい煙特定施設となった日の翌日から起算して1年間は、適用しない。ただし、その者が第15条第1項の規定による届出をした場合において当該届出があつた日の翌日から起算して60日を経過したときは、この限りでない。

(事故時の措置等)

第21条 ばい煙特定施設を設置している者は、ばい煙特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙が大気中に排出されたことにより当該工場等の周辺の生活環境が損なわれるおそれがあるときは、直ちに、その事故についての応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。

2 前項の場合においては、ばい煙特定施設を設置している者は、直ちに、その事故の状況を市長に通報しなければならない。

3 市長は、第1項の事故に係るばい煙特定施設を設置している者が同項の応急の措置を講じていないと認めるときは、当該者に対し、期限を定めて、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(ばい煙の量の測定等)

第22条 ばい煙特定施設を設置している者は、当該ばい煙特定施設の排出口から大気中に排出されるばい煙の量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(粉じんの飛散の防止)

第23条 建築物の所有者又は占有者は、市民の健康に係る被害を防止するため、粉じんのうち規則で定めるものの飛散の防止のための措置を講じなければならない。

第2節 騒音又は振動に関する規制等

第1款 騒音等特定施設及び特定作業

(定義)

第24条 この款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 騒音等特定施設 工場等に設置される施設のうち、著しい騒音又は振動(以下「騒音等」という。)を発生させる施設であつて規則で定めるものをいう。
- (2) 特定作業 著しい騒音等を発生する作業のうち、業として行われる作業であつて規則で定めるものをいう。
- (3) 規制基準 騒音等特定施設を設置する工場等又は特定作業を行う工場等(以下「特定工場等」という。)において発生する騒音等の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

(規制基準)

第25条 市長は、規制基準を規則で定めるものとする。

2 市長は、規制基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第26条 特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(騒音等特定施設の届出)

第27条 工場等(騒音等特定施設が設置されていないものに限る。)に騒音等特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 騒音等特定施設の種類及び能力ごとの数
- (4) 騒音等の防止の方法
- (5) 騒音等特定施設の使用の方法
- (6) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該騒音等特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(特定作業の実施の届出)

第28条 工場等(特定作業を行っていないものに限る。)において特定作業を行おうとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)
- (2) 特定作業を行う場所
- (3) 特定作業を行う期間及び時間
- (4) 特定作業で使用する施設及びその能力ごとの数
- (5) 騒音等の防止の方法
- (6) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該特定作業に使用される施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第29条 一の施設が騒音等特定施設となった際に工場等(その施設以外の騒音等特定施設が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)又は一の作業が特定作業となった際に工場等(その作業以外の特定作業が行われていないものに限る。)においてその作業を行っている者(その作業の目的に係る施設の設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が騒音等特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日の翌日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、それぞれ第27条第1項各号又は前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 第27条第2項の規定は前項の規定による騒音等特定施設に係る届出について、前条第2項の規定は前項の規定による特定作業に係る届出について準用する。

(騒音等特定施設等の変更等の届出)

第30条 第27条第1項、第28条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第27条第1項第3号から第5号まで又は第28条第1項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、第27条第1項第3号若しくは第5号若しくは第28条第1項第3号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は第27条第1項第4号若しくは第28条第1項第4号若しくは第5号に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音等の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第27条第1項、第28条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、当該特定工場等に設置している騒音等特定施設以外の施設が騒音等特定施設となったとき、又は当該特定工場等で行っている特定作業以外の作業が特定作業となったときは、当該騒音等特定施設以外の施設が騒音等特定施設となった日又は当該特定作業以外の作業が特定作業となった日の翌日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、それぞれ第27条第1項各号又は第28条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

3 第27条第2項の規定は前2項の規定による騒音等特定施設に係る届出について、第28条第2項の規定は前2項の規定による特定作業に係る届出について準用する。

(計画変更勧告)

第31条 市長は、第27条第1項、第28条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音等が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれる認めるときは、その届出があった日の翌日から起算して30日以内に限り、その届出をした者に対し、その生態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法、騒音等特定施設の使用の方法若しくは配置又は特定作業の作業時間に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

第32条 第27条第1項に規定する騒音等特定施設を設置しようとする者、第28条第1項に規定する特定作業を行おうとする者又は第30条第1項の規定により届け出なければならない事項の変更をしようとする者は、当該事項に係る届出をした日の翌日から起算して30日を経過した日以後でなければ、それぞれの届出に係る騒音等特定施設を設置し、特定作業を開始し、又は同項の規定により届け出なければならない事項を変更してはならない。

- 2 市長は、第27条第1項、第28条第1項又は第30条第1項の規定による届出に係る特定工場等の周辺の生活環境が損なわれないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第33条 第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第27条第1項第1号若しくは第2号若しくは第28条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する騒音等特定施設のすべての使用を廃止したとき、若しくは特定工場等で行う特定作業のすべてを行わなくなったときは、その変更の日又は廃止の日若しくは行わなくなった日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第34条 第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項の規定による届出をした者から、その届出に係る特定工場等に設置する騒音等特定施設又は特定工場等で行う特定作業に使用される施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該騒音等特定施設又は当該特定作業に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定工場等に設置する騒音等特定施設又は特定工場等で行う特定作業に使用される施設のすべてを承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該騒音等特定施設若しくは当該特定作業に使用される施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告、改善命令等)

第35条 市長は、特定工場等において発生する騒音等が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれる認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は騒音等特定施設の使用の方法若しくは配置若しくは特定作業の作業時間の変更をすべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、第31条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音等特定施設を設置し、若しくは特定作業を行っているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

- 3 前2項の規定は、第29条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する騒音等特定施設となった日又は特定作業となった日の翌日から起算して1年間は、適用しない。ただし、その者が第30条第1項の規定による届出をした場合において当該届出があった日の翌日から起算して30日を経過したときは、この限りでない。

第2款 特定建設作業

(定義)

第36条 この款において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音等を発生する作業であって規則で定めるものをいう。

(特定建設作業の実施の届出)

第37条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始日の7日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)
 - (2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
 - (3) 特定建設作業を行う場所及び期間
 - (4) 騒音等の防止の方法
 - (5) その他規則で定める事項
- 2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定による届出には、当該特定建設作業を行う場所の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(改善勧告、改善命令等)

- 第38条 市長は、特定建設作業に伴って発生する騒音等が規則で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業を行う場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
 - 3 市長は、第1項の規則で定める基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第3款 拡声機の使用及び夜間の飲食店営業等

(拡声機の使用の規制)

- 第39条 拡声機を使用する者は、区域ごとの音量、使用禁止時間その他の事項について規則で定める基準(以下この款において「使用基準」という。)を遵守しなければならない。
- 2 前項の規定は、次に掲げる放送については、適用しない。
 - (1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動を行うためとする拡声機の使用
 - (2) 国又は地方公共団体の業務を行うためとする拡声機の使用
 - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、専修学校若しくは各種学校又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設の行事を行うためとする拡声機の使用
 - (4) 公共輸送機関の業務のうち旅客等の安全な輸送を行うためとする拡声機の使用
 - (5) 災害、事故等における警戒活動若しくは救助活動又は防犯活動を行うためとする拡声機の使用
 - (6) 電気、ガス、水道又は電気通信の事業に関する緊急の広報活動を行うためとする拡声機の使用
 - (7) 祭礼、運動会等地域の慣習としての行事を行うためとする拡声機の使用
 - 3 市長は、使用基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(警告及び命令)

- 第40条 市長は、前条第1項の規定に違反して拡声機が使用されたことによりその周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、必要な警告を発し、又はその事態を除去するために必要な限度において、違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(飲食店営業等に係る騒音の規制等)

- 第41条 飲食店営業その他の規則で定める営業(以下「飲食店営業等」という。)を行う者は、飲食店営業等に係る夜間(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下同じ。)における騒音(音響機器音、楽器音その他客の出入りに伴う騒音を含む。次条において同じ。)の発生については、規則で定める基準を遵守しなければならない。
- 2 市長は、前項の規則で定める基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(改善勧告及び改善命令)

- 第42条 市長は、飲食店営業等に係る夜間における騒音が前条第1項の規則で定める基準に適合しないことにより当該騒音を発生する場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて、当該騒音の防止の方法の改善、当該営業の時間の制限その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで飲食店営業等を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(飲食店営業等に係る利用者の責務)

- 第43条 夜間において、飲食店営業等を行う場所を利用する者は、みだりに、付近の静穏を害する行為をしてはならない。

第3節 自動車の排出ガス等に関する規制等

(自動車の運転者等の義務等)

- 第44条 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(同条第3項に規定する原動機付自転車を含む。以下同じ。)を運転する者は、アイドリング・ストップ(自動車を駐車し、又は停車するときに、当該自動車の原動機を停止することをいう。以下同じ。)等をすることにより、自動車から発生する排出ガス及び騒音を最小限度にとどめるよう努めなければならない。
- 2 規則で定める規模以上の駐車場の設置者及び管理者は、当該駐車場を利用する者が駐車時にアイドリング・ストップをするよう周知しなければならない。
 - 3 自動車を使用し、又は所有する者(以下「使用者等」という。)は、自動車の必要な整備をすることにより、自動車から発生する排出ガス及び騒音を最小限度にとどめるよう努めなければならない。
 - 4 市長は、前3項に規定する者に対し、それぞれ当該各項の規定を遵守して当該各項に規定する行為を実施するた

めに必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

(自動車の使用抑制)

第45条 事業を営む使用者等は、合理的な運行管理、共同輸配送(事業者が共同して荷物等の輸送又は配達を行うことをいう。)の採用その他の輸送効率の向上等により、当該事業の用に供する自動車の走行量を抑制するよう努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、使用者等は、日常生活その他の活動において公共交通機関の利用等により、自動車の使用を抑制するよう努めなければならない。

(低公害車等の購入等)

第46条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、低公害車(窒素酸化物、粒子状物質等の排出がないか、又はその量が相当程度少ない自動車で規則で定めるものをいう。)又は排出ガスの発生量がより少ない自動車を購入し、又は優先して使用するよう努めなければならない。

第4節 地盤の沈下等に関する規制

(揚水施設の構造基準及び採取量の制限等)

第47条 何人も、市内において、地下水の利用を目的として、動力を用いて地下水を採取するための施設(以下「揚水施設」という。)を用いて地下水を採取しようとするときは、当該揚水施設の揚水機の吐出口の断面積(揚水機が複数あるときは、すべての揚水機の吐出口の断面積の合計。以下同じ。)の上限を21平方センチメートルとし、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える場合はストレーナーの位置を、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル以下の場合は揚水機の出力を規則で定める基準に適合させなければならない。

2 市内において、地下水の利用を目的として、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル以下の揚水施設を用いて地下水を採取する者は、規則で定める採取量を超えて地下水を採取してはならない。

3 次に掲げる揚水施設については、前2項の規定は、適用しない。

- (1) 温泉法(昭和23年法律第125号)第11条第1項の規定による許可が必要な揚水施設
- (2) 工業用水法(昭和31年法律第146号)第3条第1項の規定による許可が必要な揚水施設
- (3) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和37年法律第100号)第4条第1項の規定による許可が必要な揚水施設

(4) 千葉県環境保全条例(平成7年千葉県条例第3号)第39条第1項の規定による許可が必要な揚水施設

(5) 非常災害用等公益上必要と市長が認める揚水施設

(6) 特定の作業その他臨時的な用に供する揚水施設であって、市長が必要と認めるもの

4 市長は、第1項の規則で定める基準又は第2項の規則で定める採取量(以下「構造基準等」という。)を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(揚水施設の設置の届出)

第48条 市内において、揚水施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)
- (2) 扬水施設の設置の場所
- (3) 扬水機の出力及び揚水能力
- (4) 1日当たりの最大採取量及び月平均採取量
- (5) ストレーナーの位置及び吐出口の断面積
- (6) 地下水の用途
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該揚水施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第49条 構造基準等が変更された際に前条第1項の規定による届出がされている揚水施設であって、変更後の構造基準等に適合しないこととなるものがあるときは、市長が告示で指定する日から起算して1年を経過する日までの間に限り、当該揚水施設は、構造基準等に適合したものとみなす。

(揚水施設の変更の届出)

第50条 第48条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更勧告)

第51条 市長は、第48条第1項又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る揚水施設が構造基準等に適合しないときは、その届出があった日の翌日から起算して30日以内に限り、その届出をした者に対し、揚水施設が構造基準等に適合するよう揚水施設に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

第52条 第48条第1項に規定する揚水施設を設置しようとする者又は第50条の規定により届け出なければならない事項の変更をしようとする者は、これらの規定による届出をした日の翌日から起算して30日を経過した日以後でなければ、当該届出に係る揚水施設を設置し、又は同項第3号から第6号までに掲げる事項を変更してはならない。

2 市長は、第48条第1項又は第50条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名等の変更等の届出)

第53条 第48条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第48条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る揚水施設の使用を廃止したときは、その変更又は廃止の日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第54条 第48条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る揚水施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該揚水施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第48条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る揚水施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該揚水施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第48条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第55条 市長は、揚水施設が構造基準等に適合しないときは、当該揚水施設を設置している者に対し、期限を定めて、構造基準等に適合するよう当該揚水施設を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、第51条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで揚水施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従ないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(地下水の採取量の測定、記録及び報告)

第56条 市内において、揚水施設を設置している者のうち、規則で定める者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る揚水施設に係る地下水の採取量を測定し、その結果を記録するとともに、その内容を市長に報告しなければならない。

(地下水の採取量の減少勧告)

第57条 市長は、渇水等による地下水の著しい低下により地盤沈下の発生等生活環境に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、揚水施設により地下水を採取している者に対し、地下水の採取量を減少すべきことを勧告することができる。

第4章 良好的な生活環境の保持等

(近隣の生活環境への配慮)

第58条 市民は、日常生活に伴って発生する音、振動又はにおいにより近隣の生活環境を損なうことのないよう相互に配慮し合い、良好な生活環境の保持に自ら努めなければならない。

2 事業者は、自らの事業活動に伴って発生する音、振動又はにおいにより近隣の生活環境を損なってはならない。

(生活排水の排出における調理くずの適正な処理等)

第59条 市民及び滞在者等は、生活排水を排出するときは、調理くず、廃食油等の処理を適正に行うとともに、洗剤の使用に当たっては使用する量を少なくするなど、環境に配慮した使用に努めなければならない。

(資材等の崩落等の防止)

第60条 事業者は、その事業に使用する資機材又はその事業により生じた廃材等若しくは土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。)(以下「資材等」という。)が、他の場所に崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、資材等が他の場所に崩落し、飛散し、若しくは流失し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずべきことを指導することができる。

(砂じんの飛散の防止)

第61条 土地の所有者又は占有者は、当該土地から砂じんを飛散させないように、へい、防じんカバー又は散水設備の設置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(投光器等の使用に当たっての市民生活への配慮)

第62条 何人も、投光器、サーチライト、スポットライト、レーザーその他これらに類する物を使用するときは、市民の生活環境を損なわないよう努めなければならない。

第5章 地球環境の保全

(地球環境の保全のための施策)

第63条 市は、地球環境の保全のため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 温室効果ガス(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。)の排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他の地球温暖化を防止するための施策
- (2) 資源又はエネルギーの消費の抑制又は循環的な利用のための施策
- (3) オゾン層の保護及び酸性雨の防止に関する知識の普及及び啓発を図るための施策

(自然エネルギーの優先的な導入等)

第64条 市、事業者及び市民は、地球温暖化の防止及びオゾン層の保護のため、その事業活動又は日常生活において、自然エネルギーの優先的な導入及びエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

(動植物の多様性の確保及び生態系の保全)

第65条 市は、事業者及び市民と協働し、陸域及び水域における動植物の多様性の確保及び生態系の保全に係る施策を実施するものとする。

- 2 事業者は、自ら又は市及び市民と協働し、陸域及び水域における動植物の多様性の確保及び生態系の保全に努めなければならない。
- 3 市民は、自ら又は市及び事業者と協働し、陸域及び水域における動植物の多様性の確保及び生態系の保全に努めなければならない。

(グリーン購入)

第66条 市は、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るために、グリーン購入(物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けるに当たり、その必要性を十分に考慮し、当該物品若しくは役務の環境情報(環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成16年法律第77号)第2条第2項に規定する環境情報をいう。以下同じ。)又は事業者に関する環境情報を勘案して行うことをいう。)に係る知識の普及及び啓発その他のグリーン購入を促進するための施策を実施するものとする。

- 2 市は、物品又は役務の調達に当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、積極的にグリーン購入を推進するものとする。
- 3 事業者及び市民は、グリーン購入に関し理解を深め、グリーン購入を行うよう努めなければならない。

第6章 雜則

(公害等に関する苦情の処理)

第67条 市長は、公害及び良好な生活環境を損なう行為に関する苦情について、市民の相談に応じ、かつ、適切に処理するものとする。

- 2 事業者は、その事業活動が原因となる公害及び良好な生活環境を損なう行為に関する苦情について、その責任において適切に処理しなければならない。

(公害に係る特別の措置の勧告)

第68条 市長は、事業者が事業活動に伴い公害を発生し、又は発生するおそれのある場合において、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(報告及び検査)

第69条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙特定施設(第10条第3号に規定するばい煙特定施設をいう。以下同じ。)を設置する者、騒音等特定施設(第24条第1号に規定する騒音等特定施設をいう。以下同じ。)を設置する者、特定作業(第24条第2号に規定する特定作業をいう。以下同じ。)を行う者、特定建設作業(第36条に規定する特定建設作業をいう。以下同じ。)を伴う建設工事を施工する者、拡声機を使用して放送を行う者、夜間に飲食店営業等を行う者若しくは揚水施設を設置する者に対し、ばい煙特定施設の状況、騒音等特定施設の状況、特定作業の状況、特定建設作業の状況、拡声機を使用して行う放送の状況、夜間の飲食店営業等の状況、揚水施設の設置若しくは地下水の採取の状況その他必要な事項の報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、ばい煙特定施設を設置する者のばい煙特定施設を設置する工場等、騒音等特定施設を設置する者の特定工場等、特定作業を行う者の特定工場等、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所、拡声機を使用して放送を行う者の放送を行う場所、夜間に飲食店営業等を行う者の飲食店営業等を行う場所若しくは揚水施設を設置する者の揚水施設を設置する場所に立ち入り、ばい煙特定施設の状況、騒音等特定施設の状況、特定作業の状況、特定建設作業の状況、拡声機を使用して行う放送の状況、夜間の飲食店営業等の状況、揚水施設の設置の状況若しくは地下水の採取の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規則への委任)

第70条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第71条 第20条第2項、第21条第3項、第35条第2項、第42条第2項又は第55条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第72条 第38条第2項又は第40条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第73条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第1項、第29条第1項、第30条第2項又は第37条第1項の規定による届出をしない者
- (2) 第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項、第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項若しくは第2項、第37条第1項、第48条第1項又は第50条の規定による届出について虚偽の届出をした者
- (3) 第17条第1項、第32条第1項又は第52条第1項の規定に違反した者
- (4) 第56条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第69条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第74条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に改正前の浦安市公害防止条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の浦安市環境保全条例の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。
- 3 改正後の第48条第1項の規定は、この条例の施行の際現に揚水施設を設置している者についても適用する。この場合において、同項中「設置しようとする者」とあるのは、「設置している者(設置の工事をしている者を含む。)」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定により適用される改正後の第48条第1項の規定による届出は、平成21年8月31日までに行わなければならない。
- 5 この条例の施行の際現に揚水施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)については、改正後の第47条第1項及び第2項、第55条並びに第56条の規定は、市長が告示で指定する日から起算して1年を経過するまでの間は、適用しない。
- 6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 浦安市環境審議会規則

浦安市環境審議会規則

平成15年12月26日 規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦安市環境基本条例(平成15年条例第31号)第29条第6項の規定により、浦安市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ互選により選出された委員が会長の職務を代理する。

(平26規則4・一部改正)

(会議)

第3条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

(参考意見の聴取等)

第4条 審議会において、必要があると認めたときは、市職員その他関係者の出席を求め、参考意見若しくは説明を聞き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(平19規則23・一部改正)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第23号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月10日規則第4号)

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第21号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

5 用語解説

【A~Z】

4 R	ごみの発生・排出抑制 (Refuse／リフューズ／断る、Reduce／リデュース／少なくする)、資源の再使用 (Reuse／リユース／再使用する)、再生利用 (Recycle／リサイクル／再生を利用する) の頭文字の 4 つの R。
B E M S	ビルエネルギー管理システム (Building Energy Management System) の略称。ビルなどの建物内で使用する電力使用量などを計測蓄積し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、空調・照明設備などの接続機器の制御やデマンドピークを抑制・制御する機能などを有するエネルギー管理システム。
B O D	生物化学的酸素要求量。水中の汚物を分解するために微生物が必要とする酸素の量のこと、値が大きいほど水質汚濁は著しい。
C O D	化学的酸素要求量。化学的に酸化し、安定させるのに必要な酸素の量のこと、値が大きいほど水質汚濁は著しい。
D O	溶存酸素量。水に溶解している酸素の量のこと、水生生物の生息に必要であり、数値が大きいほど良好な環境であるといえる。
H E M S	家庭用エネルギー管理システム (Home Energy Management System) の略称。住宅内のエネルギー使用状況を見える化するとともに、住宅に設置されたエアコンや給湯器、照明などと、太陽光発電システムや家庭用燃料電池、電気を蓄える蓄電池やプラグインハイブリッド自動車・電気自動車などをつないで最適なエネルギー管理を行い、省エネルギーを実現するもの。
I S O 14001	国際標準化機構 (I S O) で制定した、環境マネジメントに関する一連の国際規格である I S O 14001 シリーズの中で、中核をなす規格が I S O 14001 である。I S O 14001 には、企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施するための仕組みが継続的に改善されるシステム（環境マネジメントシステム）を構築するための要求事項が規定されている。I S O 14001 に基づき環境配慮へ自主的・積極的に取り組んでいることを示すことが可能となる。
pg-TEQ/m ³	ダイオキシン類の濃度を表す単位として用いられる。pg (ピコグラム) は、一兆分の 1 g のことで、微量物質の重さの単位のひとつである。また、ダイオキシン類には多くの種類の物質があり、毒性もそれぞれ異なるため、毒性の最も強い 2, 3, 6, 7-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算して表し、これを「毒性等価物量 (T E Q) 」という。
p H	水素イオン濃度指数。水 (溶液) の酸性、アルカリ性の強さを示すもので、pH 7 が中性、これより小さくなるほど酸性が強くなり、大きくなるほどアルカリ性が強くなる。
ppm	100 万分の 1 を表す単位で、濃度や含有率を表す容量比、重量比のこと。1 ppm とは、大気汚染物質の濃度表示では大気 1 m ³ (立方メートル) 中にその物質が 1 cm ³ (立方センチメートル) 含まれていること、また、水質汚濁物質の濃度表示では水 1 kg 中にその物質が 1 mg 含まれていること。
S S	浮遊物質量。水中に浮遊または懸濁している直径 2 mm 以下の粒子状物質のこと、沈降性の少ない粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸、分解物、付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。

【ア行】

アイドリング ストップ	信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させること。そうした行動を推奨する運動をさす概念としても用いられる。エネルギー使用の低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制にも効果がある。
悪臭	悪臭とは、「人が感じる不快なにおい」をいう。「環境基本法」により、大気汚染や水質汚濁などと並んで典型七公害のひとつになっている。一般的には、嗅覚を通じて、気分を悪くさせたり、頭痛・食欲減退などを起こさせたりする原因となり、悪臭防止法で規制されている。
悪臭防止法	工場その他事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。
アスベスト	石綿ともいわれ、天然に存在する纖維状の鉱物である。軟らかく、耐熱・耐摩耗性にすぐれしており、セメントと混合するなどして建材など広範な分野で使われた。しかし、アスベストを吸い込むと肺がんや中皮腫などの健康被害を引き起こす恐れがあることから、現在は使用が規制されている。
アーバンリゾート (ゾーン)	都市近郊もしくは都市内に立地する、テーマパーク、ホテル、マリーナや複合型商業施設などで複合的に構成された保養、行楽地。アーバンリゾートゾーンは、舞浜二・三丁目の住宅地を除いた舞浜地区を指す。
一酸化炭素 (C O)	燃料などの不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされている。COは血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害するなどの健康への影響のほか、温室効果のあるメタンの寿命を長くする。
一般廃棄物処理基 本計画	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、長期的・総合的視点にたって一般廃棄物の処理を計画的に推進するための基本的事項について定めた計画。令和9年度を計画目標年度とし、平成30年3月に改定。
イベントごみ減量 ガイドライン	イベントごみの減量と適正な出し方を推進するため、会場内で飲食物を扱うイベントを対象にしたガイドラインのこと。
浦安エコカンパニ ー	本市における地球温暖化対策の一つとして、市内の事業者が事業活動において主体的に環境保全行動に取り組むための仕組みを制度化したもの。事業者は、1年目に環境保全行動に取り組むことを宣言し、宣言した項目を中心に環境保全行動を実践する。2年目以降も引き続き行動を継続する事業者を市が「浦安エコカンパニー」として認定、公表する。
浦安エコチャレン ジ	子どもたちによる環境に配慮した行動を促進するため、小学生を対象にまとめた環境配慮指針。「エネルギーをうまく使おう」「ものを大切に使おう」「身近な自然を知ろう」「住みやすいまちにしよう」の4つのテーマごとに、チャレンジしてほしい行動メニューやワークシートなどをまとめた冊子として発行している。
浦安エコファミリ ー	環境を保全することの大切さを理解し、環境にやさしい行動を進める家族のこと。また、環境家計簿を活用して、家庭における環境にやさしい行動の効果を点検・評価し、行動を見直すことを促す仕組みを指す。
浦安市民の森	流域に住む浦安市民が、日ごろから恩恵を受けている水源林を上・下流域の共通財産として、市民の森林整備や森林体験などを通して、自然に対する理解や環境に対する意識を高めるため、群馬県高崎市倉渕町（旧：倉渕村）に平成18年に設置した。住民間の交流や、林間学校などの森林体験活動に活用している。
エコショップ	ごみ減量・再資源化などに取り組んでいる小売販売店を「エコショップ」として市が認定している。その取り組みを広く市民に周知することで「エコショップ」を支援、奨励している。

エコセメント	最終処分場への埋立量を減らすため、廃棄物処理の残渣をブロックやセメントなどに資源化するもの。
エコドライブ	急発進や急加速、空ぶかしを避けるなど燃料の無駄の少ない運転を心がけることや、燃費のよい自動車の選択、相乗りの習慣など、省エネルギーと自動車排出ガス減少に役立つ運転のこと。
エコマーク	環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。ISOの規格（ISO14024）に則った日本唯一のタイプI環境ラベル制度で、消費者が環境によりよい商品を選択するときの基準となるよう導入され、平成2年2月にスタートした。
エネルギーの地産地消	地産地消は、農業分野において地域の产品を地域で消費することを指す言葉として使われ始めた用語である。エネルギーの地産地消は、東日本大震災後、省エネルギーや再生可能エネルギーへの注目が高まる中で使われることが多くなった言葉で、再生可能エネルギーをはじめとする多様なエネルギー源の最適な組み合わせを考え、地域でつくったエネルギーを地域内で消費するという考え方を表す。
エネルギー・マネジメント	建物や地域のエネルギー供給や需要の状況を総合的に把握し、機器や設備の運転の効率化、エネルギー需給の調整などを行い、総合的に省エネルギーを実現すること。
おさんぽバス	バス交通の不便地域の解消や、高齢者等の移動が困難な方への利便性を確保することを目的に市が運行するコミュニティバス。
おでかけビーナス	市民のごみ減量・再資源化に対する意識啓発を目的に、市職員とクルンちゃんとグルンさまが市民の集まりに出かけ、ごみ減量・再資源化に関する話やステージパフォーマンスを行う事業。
温室効果ガス	大気を構成する气体であって、赤外線を吸収し再放出する气体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

【力行】

外来生物	国外や国内の他地域から人為的（意図的または非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育することとなる生物種。
合併浄化槽	生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽。
環境への負荷	人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。
環境マネジメントシステム	事業者などが環境に関する方針を自ら設定し、達成に向けて取り組んでいくための体制、手続き。国際標準化機構（ISO）が発行したISO14001に基づくものやEUのEMAS（Eco-management-and Auditing Scheme）に基づくものが代表的な事例である。
環境学習アドバイザー	地域団体や学校などが実施する研修会などで、講義や体験学習を行う派遣講師のこと。環境学習を推進するための取り組みとして、地域の人材が市民の目線で環境学習を補助する制度。
環境学習基本方針	家庭や地域、市民活動団体、学校、事業者、行政の連携と協働のもとで、環境学習に対する意識を高め、環境に配慮した行動の推進を図るための考え方と方向性を示すもの。平成22年3月策定。
環境基準	「環境基本法」に基づいて、大気汚染・水質汚濁・騒音などから人の健康を守り、生活環境を保全するために設けられた環境上の基準。

環境基本条例	環境への負荷が少ない持続可能な社会を形成するため、本市が平成 15 年 10 月に制定した条例。環境の保全（良好な自然環境が回復する条件の創出及び良好な生活環境の創出を含む。）について、基本理念を定め、市、事業者、市民及び滞在者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めている。平成 16 年 4 月 1 日施行。
環境基本法	環境保全に関する国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本を定め、これを総合的かつ計画的に推進する法的枠組みとして制定され、それまでの公害防止を中心とする日本の環境政策が大きく転換した。
環境共生都市 ビジョン	震災で低下した都市ブランド回復・向上のための方策であり、復興計画を補完するビジョン。環境・社会・経済の 3 つの側面をバランス良く発展させ、将来にわたって都市の持続可能性を高く維持することを目指したもの。平成 25 年 10 月策定。
環境配慮指針 －市の事務事業編・ 公共施設の運用編－	環境基本計画に基づいて、市民・事業者・市などが日常生活や事業活動において、環境に配慮すべき事項を示した指針のうち、市の事務事業と、市が行うすべての公共施設の運用において、地球温暖化防止・資源循環に係る職員などの積極的な配慮を促し、環境負荷の低減に寄与するとともに、市の率先的な配慮実践を通じて市民・事業者の意識向上を図るために策定したもの。
環境保全協定	「環境基本条例」に基づき、環境に与える負荷が大きいと思われる市内の事業者と環境保全に関する協定を締結し、事業者による自主的な取り組みを推進する制度。
環境保全条例	現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するために、これまでの産業型公害に対応した公害防止条例を全面改正し、環境基本条例の本旨にのっとり、環境の保全などに関し市の施策や公害の防止のための規制を盛り込んだ。平成 21 年 7 月 1 日施行。
カーシェアリング	複数の人が自動車を共同で保有して、交互に利用すること。個人で所有するマイカーに対し、自動車の新しい所有・使用形態を提倡。走行距離や利用時間に応じて課金されるため、適正な自動車利用を促し、公共交通など自動車以外の移動手段の活用を促すとされる。自動車への過度の依存が生んだ環境負荷の軽減や、交通渋滞の緩和、駐車場問題の解決、公共交通の活性化などが期待される。
共生	異なる種類の生物が、互いに行動や生理（生物に本来備わっている、生きていくための仕組み）活動において互いに密接な関係を保ちながら生活している現象をいう。現在では、こうした生物学的な意味だけでなく、「人間と自然との共生」といった環境保全上の文脈で使われることも多い。ここでは、自然の保護または整備を通じて社会経済活動と自然環境を調和させることと定義されている。
協働	市民と行政が、お互いに共通の目的を達成するために、双方の特性を活かし、役割と責任を自覚して対等な立場で協力し合い、相互に補完し合うことをいう。行政と協働する市民とは、NPO やボランティア活動団体などの市民活動団体、自治会などの地域活動団体、営利を目的としない公益的な活動を行う企業や大学など、市民の生活の向上・改善に結びつくための活動を行う「まちづくり活動団体」のことをいう。（「浦安市協働のガイドライン」より）
近隣騒音	飲食店などの営業騒音、商業宣伝の拡声機騒音、家庭のピアノなどの生活騒音をいう。
クリーンエネルギー自動車	ガソリンに比べて二酸化炭素や排出ガスが少ないエネルギーを利用してい る自動車。電気自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車、LPG 自動車などがある。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

クールシェア	夏期に一人一台のエアコン使用をやめ、涼しい場所をみんなで共有することで、節電や省エネにつなげる取組のこと。
景観計画	「景観法」に基づき、市域全域を対象として、景観形成の基本的な方針、それを達成するために必要な建築物などの規制や誘導に関する考え方や基準などを示した計画。
景観条例	景観計画に定める良好な景観形成を図るため、一定規模以上の建築物の建築などについて、事前協議や届け出の義務づけなどについて定めている条例。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	一定規模以上の建設工事により発生するコンクリートや木材などの特定建設資材について、分別解体及び再資源化などを行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するための法律。
建築物のエネルギー性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）	建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、基本的な方針の策定、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等について定めた法律。
建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）	特定の地域における、井戸による建築物用地下水の採取についての規制を定め、地盤沈下の防止を図ることを目的とした法律。
建物間熱融通	建物間熱融通とは、近接する建物間を配管で接続し、冷暖房用の熱媒（冷水や温水、蒸気）を互いに融通すること。冷暖房の総合的な効率や設備容量の縮小により、省エネ・省CO ₂ やコスト削減効果が期待できる。
公園等里親制度	地域住民や自治会・企業が「里親」となり、公園や緑道などの公共空間を管理、維持していくボランティア制度。
公告	「環境基本法」では、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう」と限定的に定義している。
光化学スモッグ	工場や自動車などから排出された揮発性有機化合物や窒素酸化物が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし、生成された光化学オキシダントの濃度が高くなることで、空中に白くもやがかかったり、目がチカチカしたりする現象。夏期の気温が高く、日差しが強く、風が弱い日に発生しやすい。
公共施設整備の環境配慮事項	市民・事業者・市などが日常生活や事業活動において、環境に配慮すべき事項を示した指針のうち、公共施設の整備に関する事項を定めたもの。従来「環境配慮指針（公共施設の計画・施行編）」としていたものを、平成29年3月に「環境配慮公共施設整備指針」に改定、その後平成29年12月に「公共施設整備の環境配慮事項」に改定した。
公共用水域の水質の保全に関する法律、工場排水等の規制に関する法律	昭和33年の本州製紙江戸川工場による悪水放流事件を契機として、「水質汚濁防止法」の原点となった水質二法。「公共用水域の保全に関する法律」は、公共用水域の水質の保全を図るとともに、水質の汚濁に関する紛争の解決に資するために、これに必要な基本的事項を定め、産業の相互協和と公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、「工業排水等の規制に関する法律」は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制することなどにより、公共用水域の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とした。昭和45年に水質二法に代わって、従来の排水規制体制を抜本的に改正した「水質汚濁防止法」が制定された。

工業用水法	特定の地域における、井戸による工業用地下水の採取についての規制を定め、工業の健全な発達と地盤沈下防止を図ることを目的とした法律。
高病原性鳥インフルエンザ	国際獣疫事務局（OIE）が作成した診断基準により判定された、A型インフルエンザウイルスの感染による家禽の疾病のこと。伝播力及び致死性が高く、養鶏産業や食品の安全供給に及ぼす影響が大きいほか、ヒトへの感染が確認されている。
固定発生源	大気汚染物質の発生源は、固定発生源と移動発生源に分けられる。固定発生源としては、工場のボイラー、金属加熱炉などの生産設備と事業場の冷暖房ボイラー、焼却炉がある。移動発生源としては、自動車、船舶、航空機がある。
こどもエコクラブ	地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援する取り組み。「子どもたちの、子どもたちによる、子どもたちのための環境活動」の理念のもと、地域社会の大人たちや地方自治体、企業・団体など幅広い関係者の支援をうけ、環境に興味がある子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的な環境保全活動・環境学習に取り組んでいる。平成22年度までは環境省事業として行われ、平成23年度以降は公益財団法人日本環境協会が事業を引き継いだ。

【サ行】

再生可能エネルギー等	本計画では、以下を総称して「再生可能エネルギー等」と表記する。 ・再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電、中小規模水力発電、地熱発電、太陽熱利用、温度差熱利用など） ・再生可能エネルギーの普及、エネルギー効率の飛躍的向上、エネルギー源の多様化に資する新規技術（クリーンエネルギー自動車、天然ガスコーチェネレーションシステム、燃料電池など）
三番瀬	三番瀬の海域の範囲は、概ね、西は浦安護岸、北は市川市塩浜地先直立護岸及びふなばし三番瀬海浜公園、東は船橋航路東端、南は浦安護岸突端と習志野市茜浜突端を結ぶ干潮時の水深5m以浅で囲まれる範囲。多くの底生生物や魚類が生息し、その捕食者である鳥類も大量の個体が生息することができる豊かな生態系が成り立っている。この食物連鎖が、自然の浄化作用としての役割を担う。
三番瀬再生計画	三番瀬再生検討会議より提出された三番瀬再生計画案をできる限り尊重しながら、三番瀬再生に関する施策の方向性を示すため、千葉県が策定した計画。三番瀬の再生に関する施策の基本的な方針、構すべき施策や推進方法を定めた基本計画と、基本計画で定める目標の実現に向けた事業計画からなる。
産業型公害	公害のうち事業活動に伴う被害を指す。工場から排出される排煙中の窒素酸化物、硫黄酸化物による大気汚染や酸性雨、工場排水中の各種化学物質による水質汚濁、ダイオキシン、P C B、農薬などの有機塩素化合物による土壤や海水の汚染、また、フロンガスによるオゾン層破壊など多岐にわたる。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、その適正な処理が図られている。
酸性雨	化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で酸化されて硫酸や硝酸となり、それらが雨などに取り込まれて生成する。あるいは、エアロゾル（固体または液体の微粒子が、気体中に多数浮かんでいる物質）の形で直接酸が地上に到達することをいう。ひとつの目安として、pH5.6以下で酸性雨と呼ばれ、湖沼や土壤を酸性化し、魚類や植物に多大な影響を与える。

指定ごみ袋	ごみ減量と再資源化の推進などを目的に市が指定する、ごみを収集するための袋。平成17年度からは、家庭系の燃やせるごみと燃やせないごみを、市が指定した透明または半透明の袋により収集するとともに、レジ袋の一層の削減を目的とするため、買物袋の持参を促進する「マイバッグ運動」も合わせて推進している。
持続可能な社会	平成4（1992）年の地球サミットにおいて確認された「持続可能な開発（Sustainable Development）」の考え方を踏まえて提唱された“めざすべき社会のあり方”の概念。「持続可能な開発」とは、「人々の生活の質的改善を、その生活基盤となっている各生態系の受容能力限界内で、生活しつつ達成することである。」とされている。国の第四次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）では、持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけた。
ジクロロメタン	金属部品などの加工段階で用いた油の除去などに使われるほか、各種の溶剤などとして使われている。
自己宣言	I S O 14001 規格に基づく環境マネジメントシステムを構築した組織が、第三者審査機関の審査に頼らず、独自の手法で環境マネジメントシステムが確立していることを示すもの。
シックハウス症候群	住宅建材や家具から放散される化学物質などが原因で頭痛、目の痛みなどの症状が現れること。接着剤や合板などに含まれるホルムアルデヒド、有機溶剤に含まれるトルエン、キシレン、防虫剤に含まれるパラジクロロベンゼンなどが原因物質と考えられている。
自動車NO _x ・PM法	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」のことで、特定の地域において、車種ごとに窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準や、適合車両の認定、措置対策について定めた法律。
臭気指数規制	悪臭防止法に基づき、悪臭を総体として捉え、人間の嗅覚を用いてその程度を数値化し、規制値を定めたもの。敷地境界線上の規制基準（1号基準）、気体排出口の規制基準（2号基準）、排出水の規制基準（3号基準）があり、規制地域内の工場等は全ての基準を満たす必要がある。
循環型社会	天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会。従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型社会に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12年に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義された。同法は、循環型社会を構築する方法として、（1）ごみを出さない、（2）出たごみはできるだけ利用する、（3）どうしても利用できないごみはきちんと処分するの3つを提示している。
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	デジタルカメラ、ゲーム機等の使用済小型電子機器等に含まれる金属等の再資源化を促進するため、基本方針の策定、再資源化事業計画の認定、廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。
処理区域	「下水道法」に基づき、公共下水道により下水を排除することができ、その下水を終末処理場により処理することができる地域。
振動規制法	工場及び事業場における事業活動ならびに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。
新町地域	日の出、明海、高洲地区の総称。
新電力 (P P S ・ 特定規模電気事業者)	既存の大手電力会社（東京電力、中部電力、関西電力等）とは異なる電気事業者のこと。電力の小売全面自由化が始まる前の平成28年3月までは、「契約電力が50kW以上の需要家に対して、一般電気事業者が有する電線路を通じて電力供給を行う事業者（いわゆる小売自由化部門への新規参入者（P P S））」を指していた。

人工排熱	空調機器や自動車などから面的に排出される熱、工場や火力発電所、ごみ焼却場からの排熱などの総称。都市の大気を暖め、ヒートアイランド現象を引き起こす主要な原因の1つとなっている。対策としては、省エネの促進や排熱利用などにより都市の排熱総量を削減していくことが重要とされている。
水際線整備構想	三方を海と河川に囲まれた「水際（すいさい）」の都市である特徴を生かし、市民が豊かな水際線を再認識し、身近に感じることができるような整備・活用の方向性を定めた本市の構想。構想の実現を図るために、海岸・河川管理者などの関係機関との協議・調整を進めるとともに、市民や民間事業者などの活力を生かしながら、協働で取り組みを進めている。平成22年3月策定。
水質汚濁防止法	事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制などを定めることにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とした法律。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されている。
生活型公害	自動車交通公害、生活排水、近隣騒音など、市民の日常生活や通常の事業活動が原因となって発生する公害。
生態系	ある地域にすむすべての生物とその地域内の大気、水、土などの無機的環境をひとまとめにして捉えた系。
生物多様性	地球上には、3,000万種ともいわれる生物が生息しており、その一つひとつに個性があり、すべて直接に、間接的に支えあって生存している。生物多様性とは、こうした生物の豊かな個性とつながりを表す概念。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。
精密水準点	地盤沈下の状況を監視するために設置された水準点。毎年、定点の標高を高精度測量により観測し、前年度からの変動（差）を求めて、地盤沈下の進行を監視している。国土地理院が全国規模で観測しているほか、特定の都道府県で実施している。
全りん（T-P）	水中に含まれる無機、有機のリン化合物の総量をいう。りんは、窒素と共に富栄養化の原因物質とされている。
全窒素（T-N）	水中に含まれる窒素化合物の総量をいう。窒素は、りんと共に富栄養化の原因物質とされている。
総合計画 (基本構想・基本計画)	本市が目指すまちづくりの基本目標や将来都市像を明らかにし、市民と行政が一体となって計画的にまちづくりを推進していくための基本指針とするために策定したもの。「基本構想」と「基本計画」により構成され、「基本構想」は令和21年度、「基本計画」は令和11年度を計画目標年度としている。令和元年12月策定。
騒音規制法	工場及び事業場における事業活動ならびに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音にかかる許容限度を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

【タ行】

ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)およびコプラナ-ポリ塩化ビフェニル(コプラナ-PCB)の総称。通常、環境中に極微量に存在する有害な物質。人の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、平成12年1月「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉などからの排出抑制が行われている。
---------	--

第4次 浦安市地球温暖化 対策実行計画 (事務事業編)	「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の第1項に基づき、本市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の抑制などの措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした計画。令和3年度を計画目標年度とし、平成28年度に第4次計画を策定した。
窒素酸化物 (NOx)	物が燃える際には、空気中の窒素や物に含まれる窒素化合物が酸素と結合して窒素酸化物(NOx)が必ず発生する。発電所や工場のボイラー、及び自動車エンジンなど高温燃焼の際に一酸化窒素(NO)が発生し、これはまた酸化されて安定な二酸化窒素(NO2)となり大気中に排出される。この一酸化窒素と二酸化窒素とを合わせて窒素酸化物と呼ぶ。窒素酸化物は人の健康に悪影響を与えるおそれがある。
長期優良住宅の普及 の促進に関する法律	長期にわたり良好な状態で使用するための措置が構造及び設備について講じられた優良な住宅(長期優良住宅)の普及を促進するため、長期優良住宅等計画の認定、住宅性能評価に関する措置等を定めた法律。
長寿命化対策	施設や設備の一部を再建設あるいは取り替えることによって使用期間を延ばすこと。
低公害車	窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車。
低炭素社会	二酸化炭素などの温室効果ガスを大幅に削減した社会。究極的には、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる社会を目指すものである。
テトラクロロエチレン	かつては主にドライクリーニングの溶剤や金属の洗浄などに使われてきた有機塩素系溶剤だが、今日では代替フロンの原料としての用途が多い物質。
電波障害	通信機器や電子機器から放射される電波(もしくは高周波電流)が別の電子機器の動作に影響を及ぼす現象。
都市・生活型公害	従来の産業活動により発生する公害とは異なった形態の日常生活に起因して発生している公害。生活排水による水質汚濁、自動車排出ガスによる大気汚染、近隣騒音や電波障害などがある。
都市計画マスター プラン	「都市計画法」に基づいて、市民の意見を反映させた長期的な都市づくりの考え方を定めたもの。本市においては平成15年3月に策定、平成25年7月に改定した。
都市の低炭素の促進 に関する法律(エコ まち法)	都市の低炭素の促進を図るため、基本的な方針の策定、市町村による低炭素まちづくり計画の作詞絵、低炭素建築物の促進のための措置等を定めた法律。
土壤汚染対策法	土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めることにより、土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的とした法律。
特定外来生物	外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から、特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律(外来生物法)に基づき指定された生物。個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。指定された生物は、飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いが規制される。
トリクロロエチレン	機械部品や電子部品などの加工段階で用いた油の除去などに使われてきた有機塩素系溶剤だが、今日では代替フロンの原料としての用途が多い物質。

【ナ行】

中町地域 海楽、東野、美浜、入船、富岡、今川、弁天、舞浜二・三丁目地区の総称。

二酸化炭素 (CO ₂)	地球大気中では微量であるが、温室効果を持ち、地球の平均気温を15°Cに保つのに寄与してきた。大気中濃度は、産業革命以前280ppm程度であったが、産業革命以降、化石燃料の燃焼、吸収源である森林の減少などによって、年々増加し、今日では400ppm程度にまで上昇し、なおも増加しており、地球温暖化の最大の原因物質として問題になっている。
二酸化窒素 (NO ₂)	物が燃える際に、空気中の窒素や物に含まれる窒素化合物が酸素と結合して生成する窒素酸化物 (NO _x) のひとつ。窒素酸化物によって汚染された空気を吸い続けると、人の健康に悪影響を与えるおそれがある。濃度によって影響は異なるが、低い濃度の二酸化窒素を長い間吸った場合は、せきやたんが出やすくなるなど呼吸器に影響を生じ、高い濃度になると数時間のうちに鼻やのどさらには胸が痛み、呼吸が困難になることもある。
二酸化硫黄 (SO ₂)	硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。二酸化硫黄は人の健康に影響を及ぼす他、酸性雨の原因物質でもある。

【ハ行】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の分類や、廃棄物の処理、保管・運搬・処分にあたっての基準等について定めた法律。
光害	照明に関して、安全性及び効率性の確保ならびに景観及び周辺環境への配慮などが十分になされていない状況、またはそれによる悪影響。
微小粒子状物質 (PM2.5)	浮遊粒子状物質 (SPM) のうち、粒径2.5 μm (マイクロメートル: μm=1000分の1mm) 以下の小さなものの。健康への影響が懸念されている。
ヒートアイランド現象	都市部において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。この現象は、都市およびその周辺の地上気温分布において、等温線が都市部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態にあることから、ヒートアイランド（熱の島）といわれている。
人の健康の保護に関する環境基準	環境基本法に基づく基準で、前身の公害対策基本法に基づいて、昭和46年に定められた、公共用水域の水質保全行政の目標として達成し維持されることが望ましい水質汚濁に係る環境基準のひとつ。水質環境基準には、人の健康の保護に関する基準（健康項目）及び生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）の2つがある。平成5年3月に改正された水質環境基準において、各種有害物質の基準値が全国一律の値として示された。人の健康の保護に関する基準（健康項目）に関しては、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1, 4-ジオキサンの27項目について環境基準が定められている。
浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に浮遊する粒子状の物質【浮遊粉じん、エアロゾル（固体または液体の微粒子が気体中に比較的安定して浮遊し存在している状態）など】のうち、粒径が10 μm (マイクロメートル: μm=1000分の1mm) 以下のものをいう。
復興計画	東日本大震災からの復旧・復興に取り組むための方針として、平成24年3月に策定した計画。震災からの復旧、復興に向けた取り組みを緊急かつ優先的に進めていく必要があることから、第2期基本計画を補完する計画として位置づけている。
ベンゼン	かつては工業用の有機溶剤として用いられたが、現在は他の溶剤に替わられている。自動車用のガソリンに含まれ、自動車排出ガスからも検出される。水に溶けにくく、各種溶剤と混合しよく溶ける。

放射性物質	放射線を発する能力（放射能）を有する物質。放射線とは、電磁波や運動している粒子で、物質の密度の大小によっても異なるが、同物質を通過する能力をもったものをいう。
ホルムアルデヒド	合成樹脂、農薬、脱臭剤、殺虫剤などの原料として用いられる物質。引火性が高く、水に溶けやすい刺激臭が特徴で、光化学反応により大気中の炭化水素からも生成され、光化学オキシダントの成分のひとつでもある。
本州製紙江戸川工場 悪水放流事件	昭和33年に本州製紙江戸川工場の悪水放流により被害を受けた浦安の漁民が、同工場に乱入して起きた大乱闘事件で「悪水放流事件」「黒い水事件」とも呼ばれる。これを契機として、国は「公共用水域の水質の保全に関する法律」と「工場排水等の規制に関する法律」を制定した。

【マ行】

水と緑のネットワーク	公園、緑地の整備を図ると同時に、公園を結ぶ沿道の緑化や緑地、海岸、河川などの空間を保全し、うるおいのある緑豊かな環境の創出を図ること。
緑の基本計画	「都市緑地法」に基づき、市が中長期的な観点に立って市民とともに策定する、都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画。
元町地域	当代島、北栄、猫実、堀江、富士見地区の総称。

【ヤ行】

要請限度	環境省令で定められた道路交通騒音・振動の限度とされる値。この値を超えた場合は、道路管理者などに対して改善措置を要請することができる。
------	--

令和2年版 浦安市第2次環境基本計画年次報告書
令和3年2月発行
浦安市環境部環境保全課
〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
Tel (047) 352-6481 (直通)
Fax (047) 381-7221
市ホームページ <http://www.city.urayasu.lg.jp>